

鳥取県男女共同参画白書

～平成 23 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

鳥 取 県

本書は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第9条に基づく年次報告書として作成したものです。

<構成>

平成19年3月に策定した「第2次鳥取県男女共同参画計画」の体系に沿って、平成23年度の実績や推進状況を取りまとめています。

<鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿>

鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、

家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合っ

心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

I	データで見る男女共同参画の現状	1
	鳥取県の人口と世帯	1
	(1)人口	人口の推移／年齢3区分別人口の推移
	(2)世帯	一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／一般世帯の家族類型別世帯数の推移
	(3)外国人の状況	国籍別外国人数
	(4)人口動態	「合計特殊出生率」全国との比較／「出生・死亡」全国との比較／「婚姻・離婚」全国との比較／年齢階級別未婚率／自殺者数の推移／自殺の年齢別死者数
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	7
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度／議会議員における女性割合の推移／審議会委員における女性割合の推移／自治体管理職における女性割合の推移／教員・教頭及び副校長・校長における女性割合／社会通念・慣習などにおける男女平等感／男女の役割分担意識／高等学校学科別の男女割合／男女共同参画人材バンクの分野別登録者数（延べ）／消防団員における女性割合／医療関係者における女性割合／町内会や地域における男女平等感／自治会役員における女性割合／外国人のいる世帯の種類／JICAボランティアの派遣状況	
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	14
	職場における男女平等感／男女別就業率の推移／夫婦とも就業者である世帯の推移／年齢階級別労働力率／雇用形態別雇用者数の推移／雇用形態別雇用者の割合／一般労働者の月間所定内給与額の比較／短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与額の比較／セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移／家庭生活における男女平等感／男女有業者の週平均生活時間／育児休業に関する状況／「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度／仕事と生活の調和に関する希望と現実／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕業種別の認定状況／〔鳥取県男女共同参画推進企業〕従業員規模別の状況／ひとり親世帯の親の年齢／ひとり親世帯の子どもの状況／ひとり親世帯の就業状況／ひとり親世帯の年間総収入／産業大分類別就業者数／従業上の地位別就業者数の推移／選任委員に占める女性農業委員の割合／農業協同組合における女性割合の推移／家族経営協定の締結状況／女性起業組織の推移／65歳以上の親族のいる世帯の推移／65歳以上の要介護等認定者数／障がい児・者数の推移／一般民間企業における障がい者雇用率の推移／低床バスの導入状況	
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	28
	ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／DV相談件数の推移／一時保護者の推移／「デートDV」という言葉の認知度／ストーカーの被害経験／性犯罪の認知件数（被害者の性別）／母子保健関係指標の推移／人工妊娠中絶件数の推移／淋菌感染症の男女別推移／性器クラミジア感染症の男女別推移／保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移／死亡原因の内訳／女性のがん年齢別死者数／女性のがん検診受診率	
II	男女共同参画施策の実施状況	33
	第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況	
	テーマA 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう	33
	テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう	38
	テーマC 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう	46
III	男女共同参画施策の実施効果	50
	1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況	50
	2 評価・今後の課題	53

第2次鳥取県男女共同参画計画の体系図

テーマ

重点目標

取り組むべき課題

人が年齢・性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮でき心豊かに暮らせる鳥取県

A

男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

1：自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

- ①議会への女性の参画を進める。
- ②審議会などへの女性の参画を進める。
- ③自治体の管理職への女性の登用を進める。
- ④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める。
- ⑤積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方を広げる。

2：男だから、女だからと決めつけしないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう
・教育と学習の機会を充実しよう
・広報・啓発活動を充実する

- 教育と学習の機会を充実しよう
- ①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する。
- ②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する。
- ③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める。
- ④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める。

3：様々な分野で男女共同参画を進めよう

- ①防災・復興分野で男女共同参画を進める。
- ②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める。

4：自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

- ①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を改めてみる。
- ②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める。

5：国際社会の一員として行動しよう

- ①国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める。
- ②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める。
- ③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する。

B

職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

1：男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

- ①女性の能力開発を進めるための支援を行う。
- ②雇用の場における男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重されるような企業を育成する。
- ③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進める。
- ④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する。
- ⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める。

2：仕事と家庭を両方大切にしよう

- ①仕事と家庭の両立が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める。
- ②子育てを支援する対策を充実する。
- ③ひとり親家庭の自立を支援する。
- ④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする。

3：農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

- ①男女共同参画の視点に立って考え方を変わる。
- ②物事を決める場面への女性の参画を進める。
- ③女性の働きや立場を正しく評価する。
- ④起業家を目指す女性を支援する。

4：男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

- ①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）。
- ②障がい者の自立を支援する。

C

女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

1：女性に対するあらゆる暴力をなくそう

- ①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める。
- ②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める。
- ③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する。
- ④被害者を支援する体制及び関係機関の連携を強化する（二次被害の防止）。

2：女性の健康を支援していこう

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する。
- ②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める。
- ③性感染症、エイズなどの対策を進める。

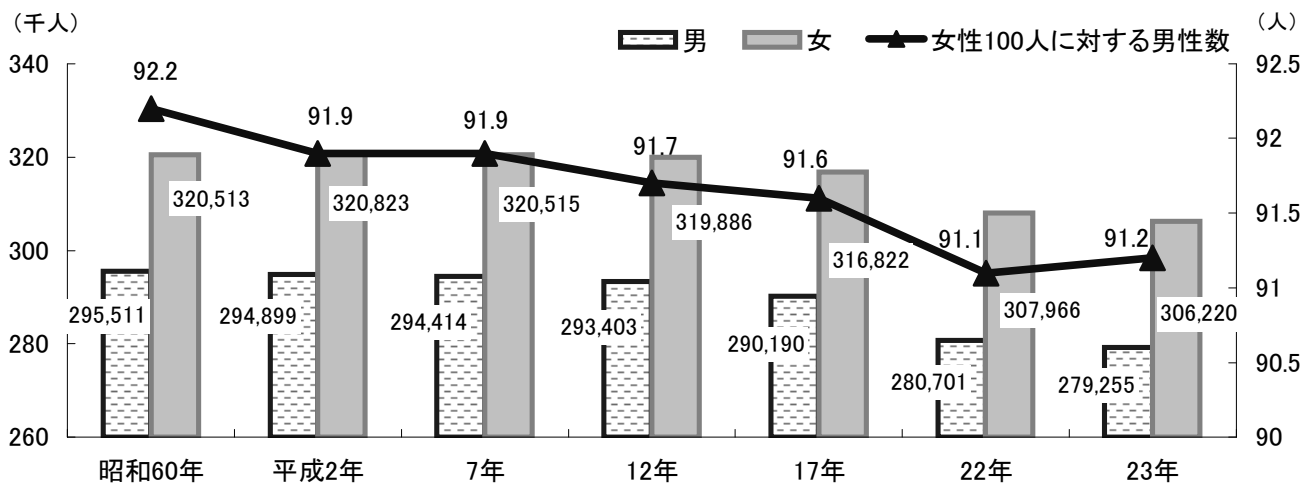
I データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1)人口

平成23年10月1日現在の本県の人口は585,475人で、22年に比べ3,192人減少している。男女別に見ると、女性が306,220人、男性が279,255人で、女性が26,965人多く、女性が100人に対する男性の数は91.2人となっている。

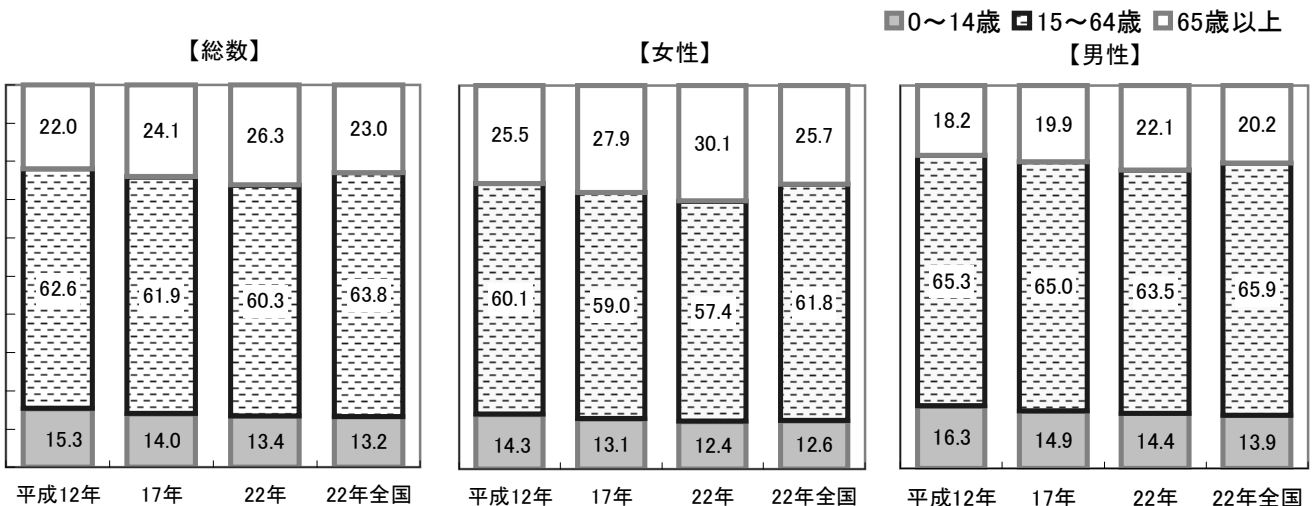
図1-1 人口の推移



資料：昭和60年～平成22年 総務省「国勢調査」
平成23年 鳥取県年齢別推計人口

平成22年の国勢調査をみると男女とも高齢化が進んでおり、女性の老年人口の割合は30.1%と、その率は男性の22.1%よりも8%高くなっている。

図1-2 年齢3区分別人口の推移

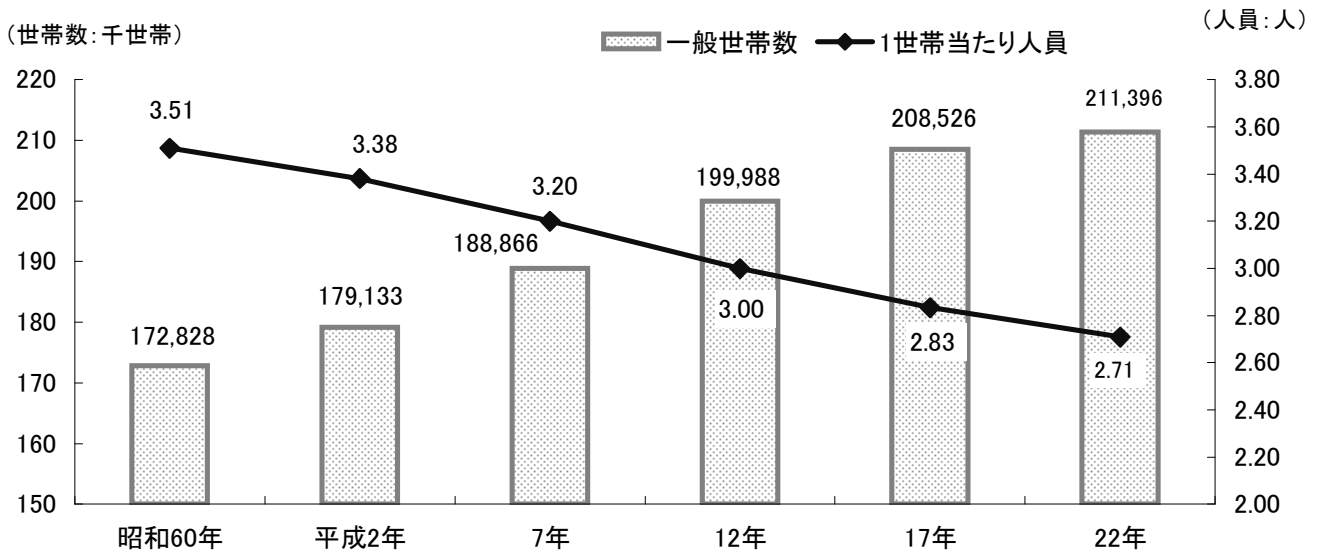


資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

(2)世帯

平成22年の国勢調査では、本県の一般世帯数は17年に比べ2,870世帯増加しているが、1世帯当たり人員は17年の2.83人へと減少しており、世帯規模が小さくなっている。

図1-3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

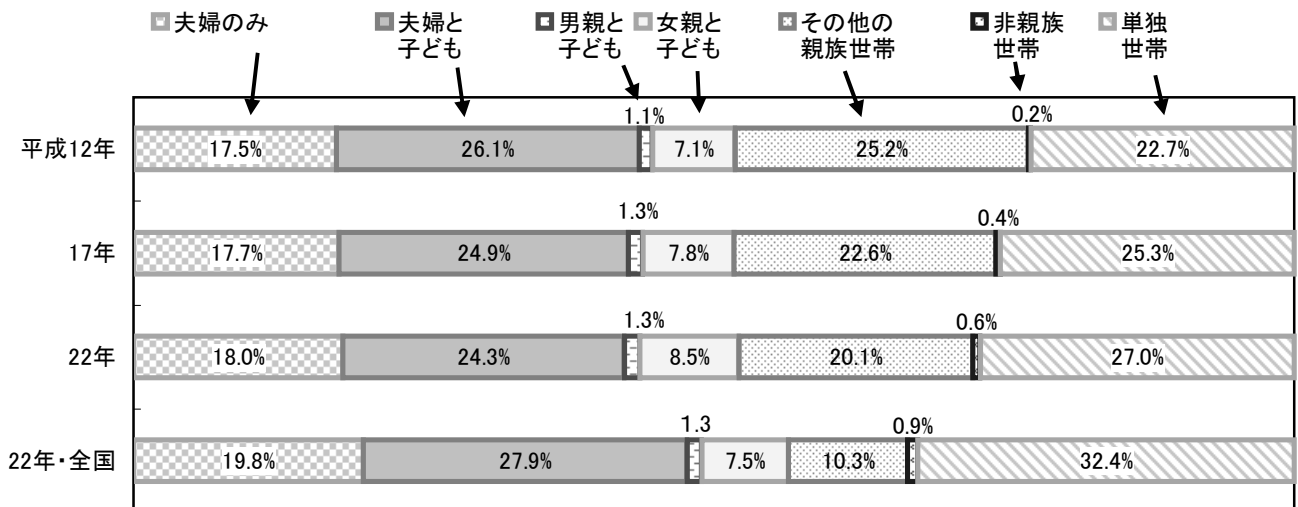


(注)「一般世帯」は、住民と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮の単身者で、入院・施設等は除く。

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県一般世帯の家族類型は、17年と比べ「単独世帯」は1.7%、「女親と子ども世帯」は0.7%増加しているが、「その他の親族世帯」は2.5%減少している。

図1-4 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



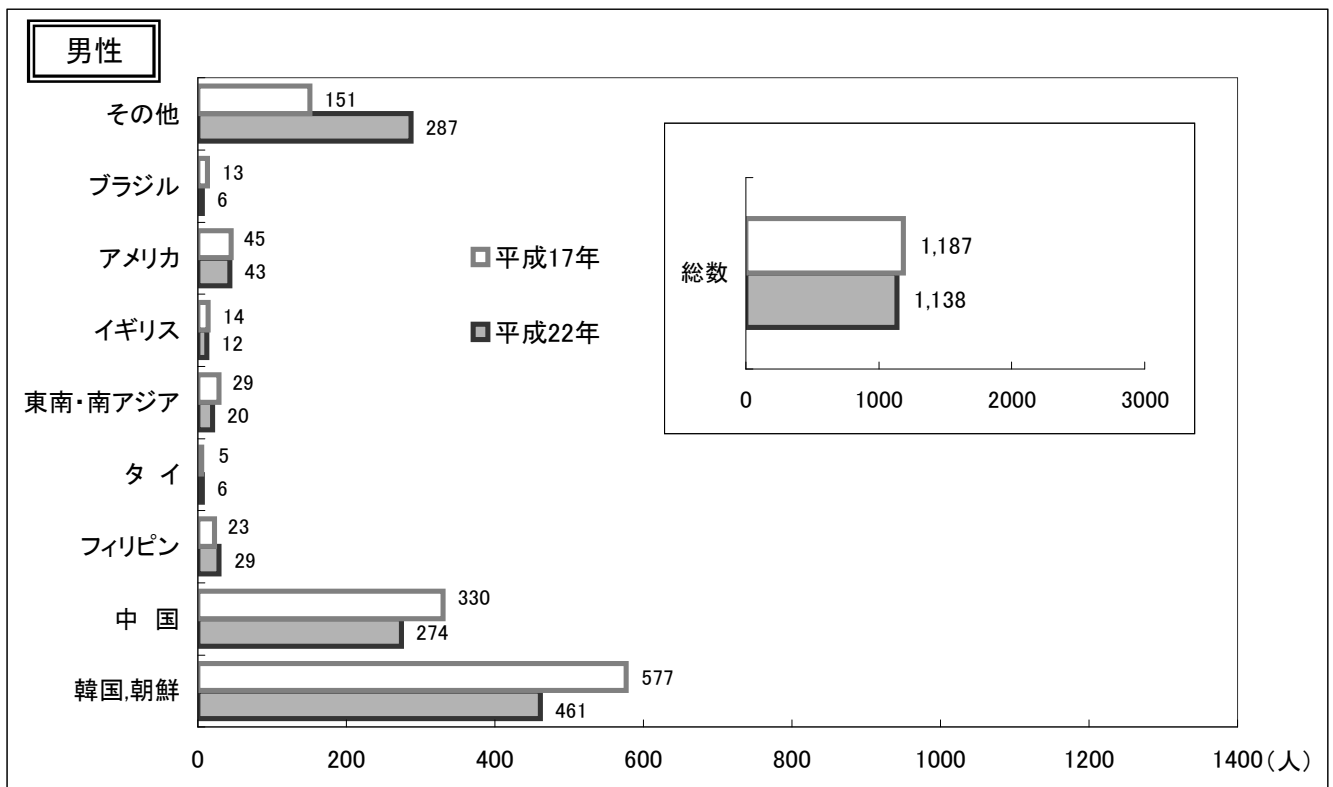
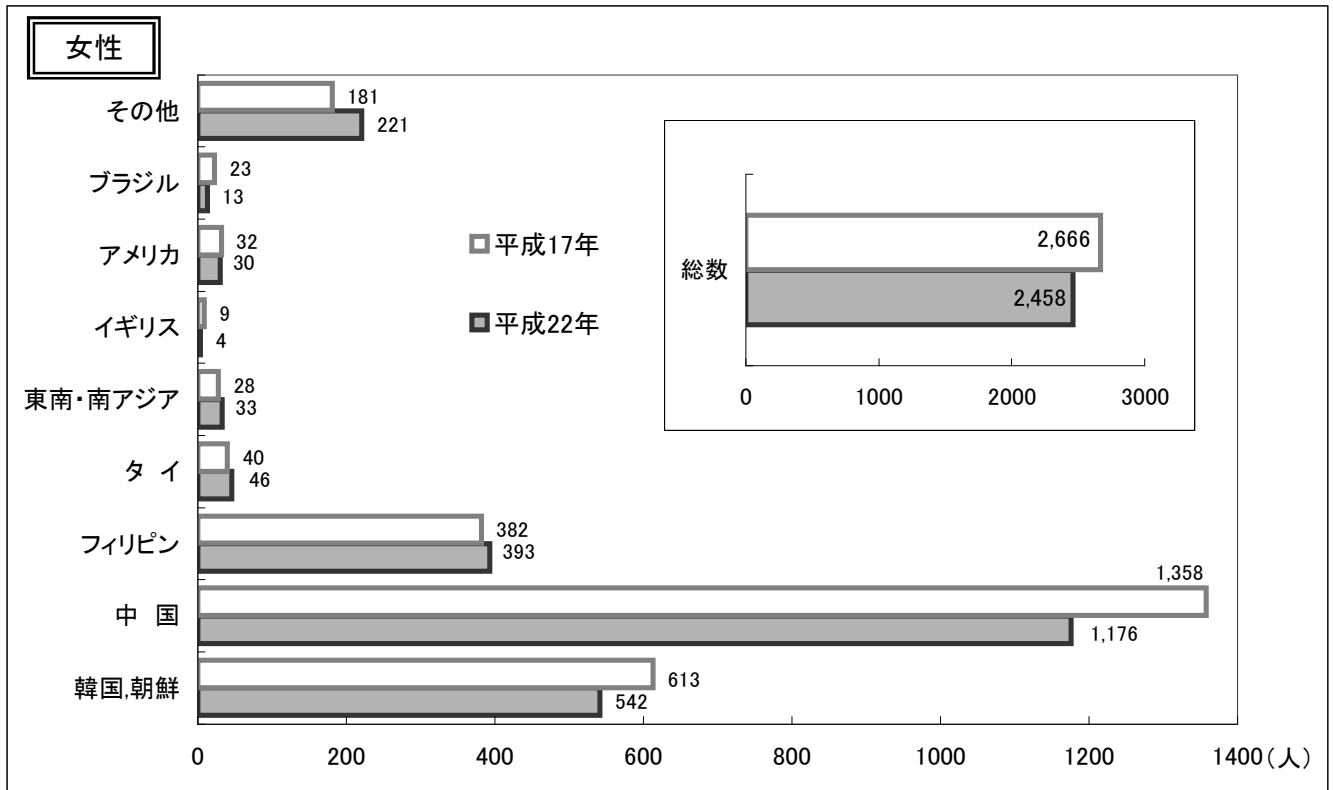
(注) その他の親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯
 非親族世帯・・・2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
 単独世帯・・・世帯員が1人の世帯

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

(3)外国人の状況

平成22年の本県に居住する外国人は3,596人(国籍不明・不詳を含む)で、17年より257人減少した。出身地域別では中国が最も多く、男女別で見ると、中国、フィリピンは男性に比べ女性の数が突出している。

図1-5 国籍別外国人数



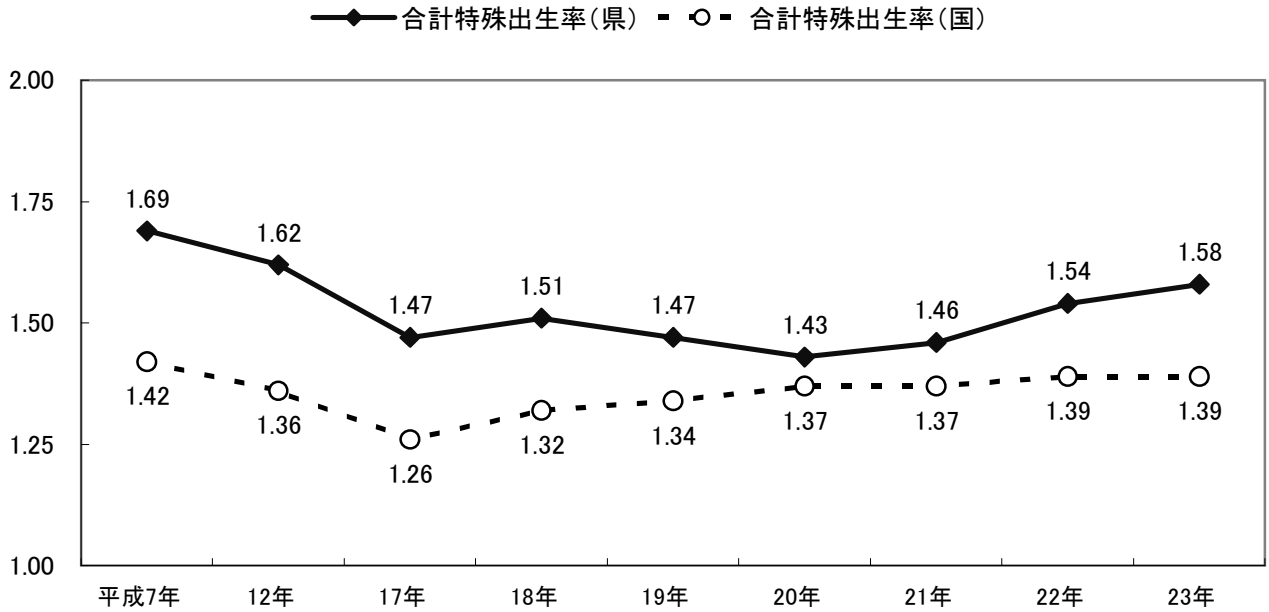
(注) 東南・南アジア: インドネシア、ベトナム等

資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)

(4)人口動態

平成23年の本県の合計特殊出生率は、全国を上回って推移しており、前年の1.54より0.04ポイント上昇した。

図1-6 人口動態の推移(「合計特殊出生率」全国との比較)

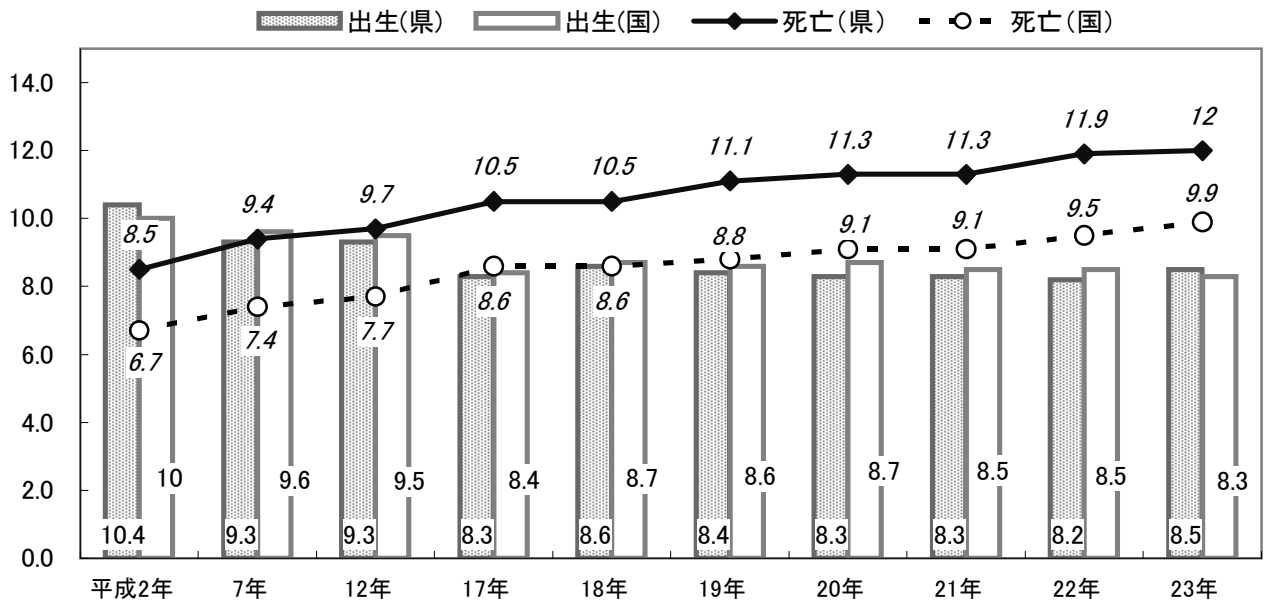


(注)「合計特殊出生率」は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

平成23年の本県の出生率及び死亡率を全国と比較すると、死亡率は全国を上回って推移している。全国を下回って推移していた出生率は、今回0.2ポイント上回った。

図1-7 人口動態の推移(「出生・死亡」全国との比較)

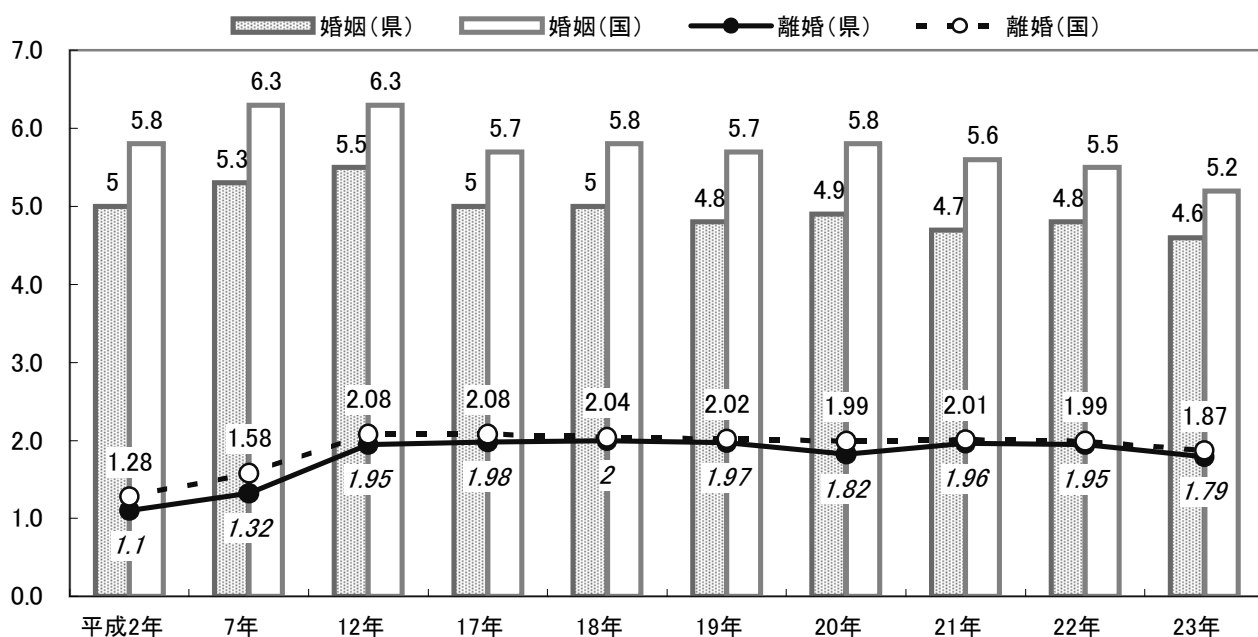


(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

平成23年の本県の婚姻率、離婚率は共に減少している。全国と比較すると、婚姻率、離婚率とも全国を下回って推移している。

図1-8 人口動態の推移(「婚姻・離婚」全国との比較)

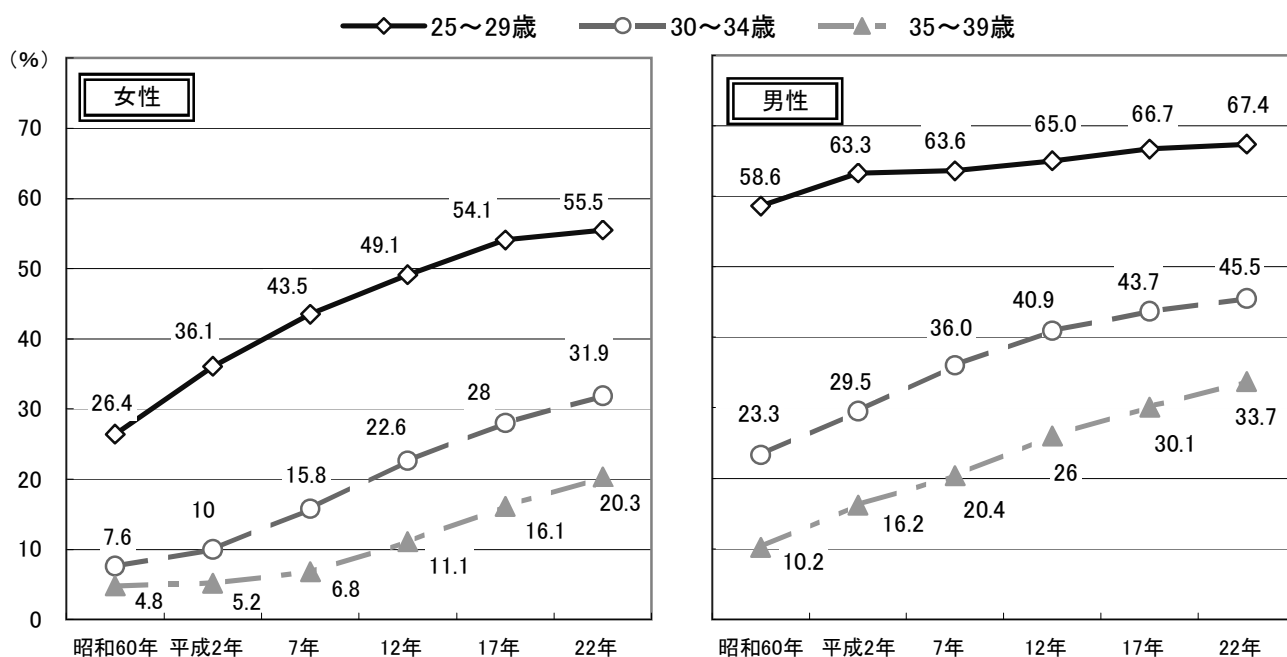


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対

資料:厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

平成22年の本県の年齢階級別未婚率は、男女とも各年齢階級において上昇しており、女性と比較し男性の未婚率が高い。

図1-9 年齢階級別未婚率



資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

平成23年の本県における自殺者は男性が女性より多く推移しており、年齢別で見ると特に男性の25～29歳、45～49歳、60～64歳の区分が多くなっている。

図1-10 自殺者の推移

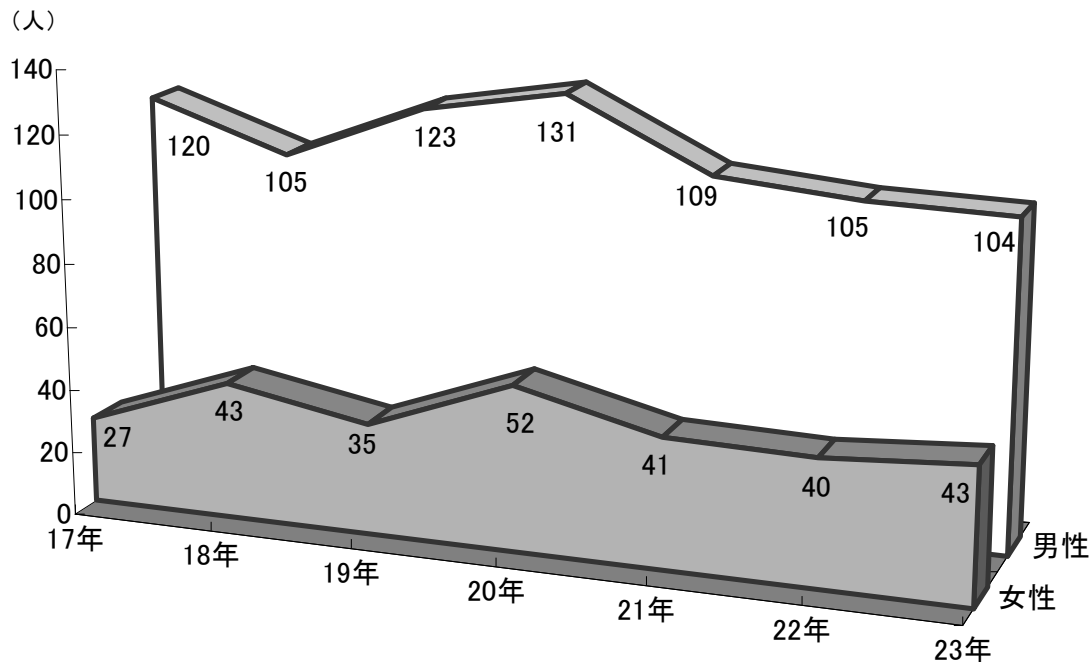
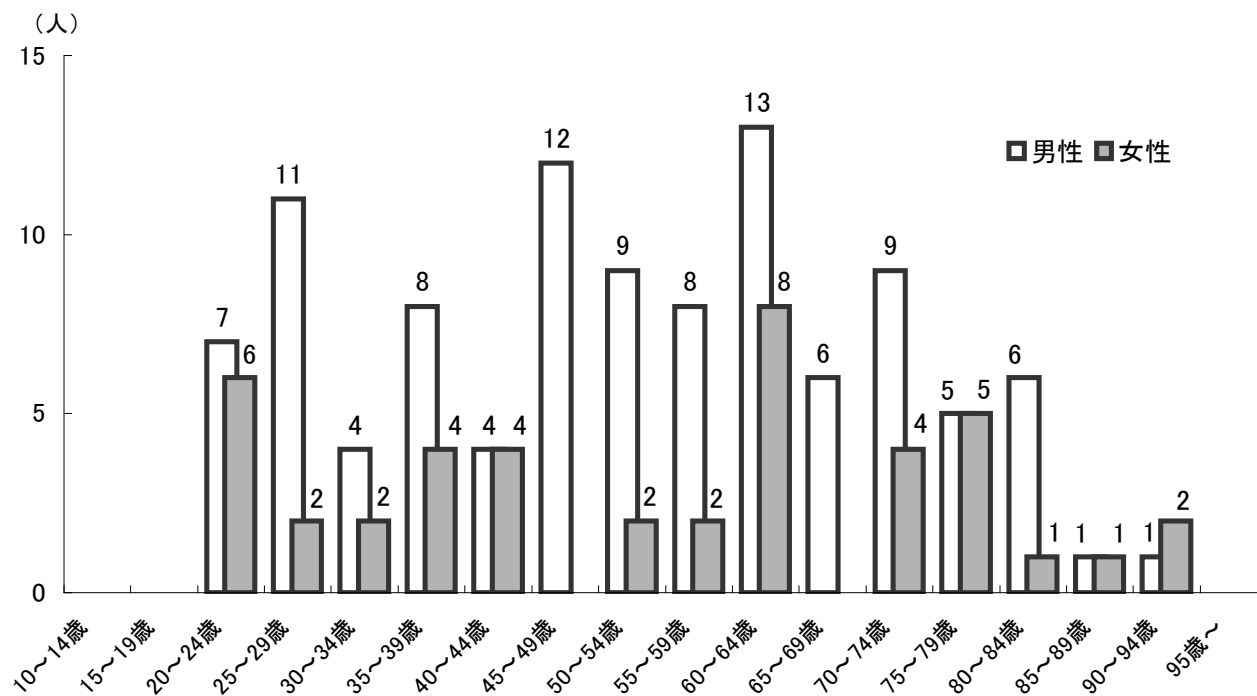


図1-11 自殺の年齢別死亡者数



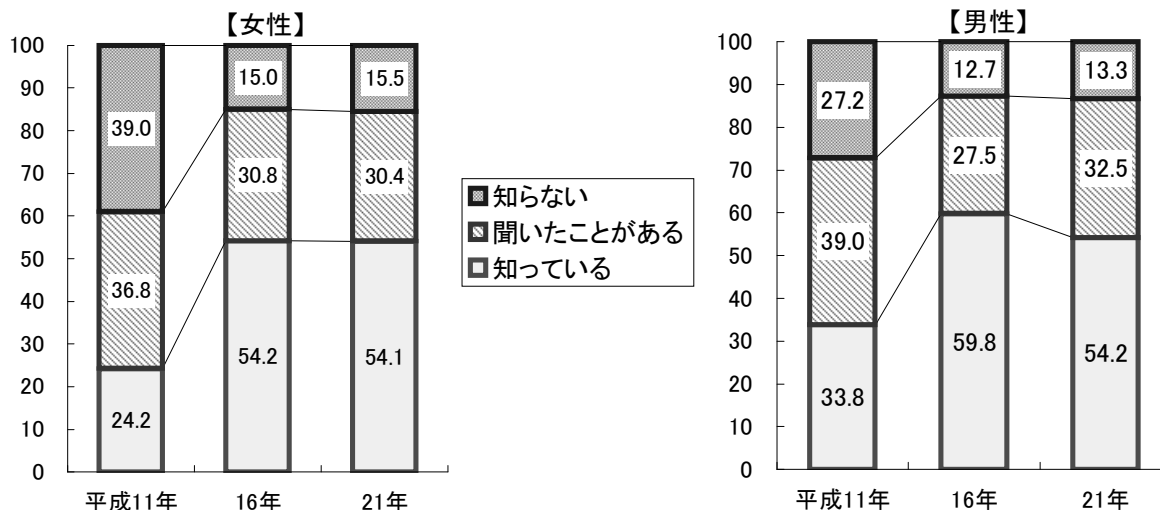
資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

テーマA: 男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

重点目標1: 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

平成21年の調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている割合は、男女ともに半数を超えている。一方で、知らないとした割合は、前回の結果と比べ、ほとんど変化はなかった。

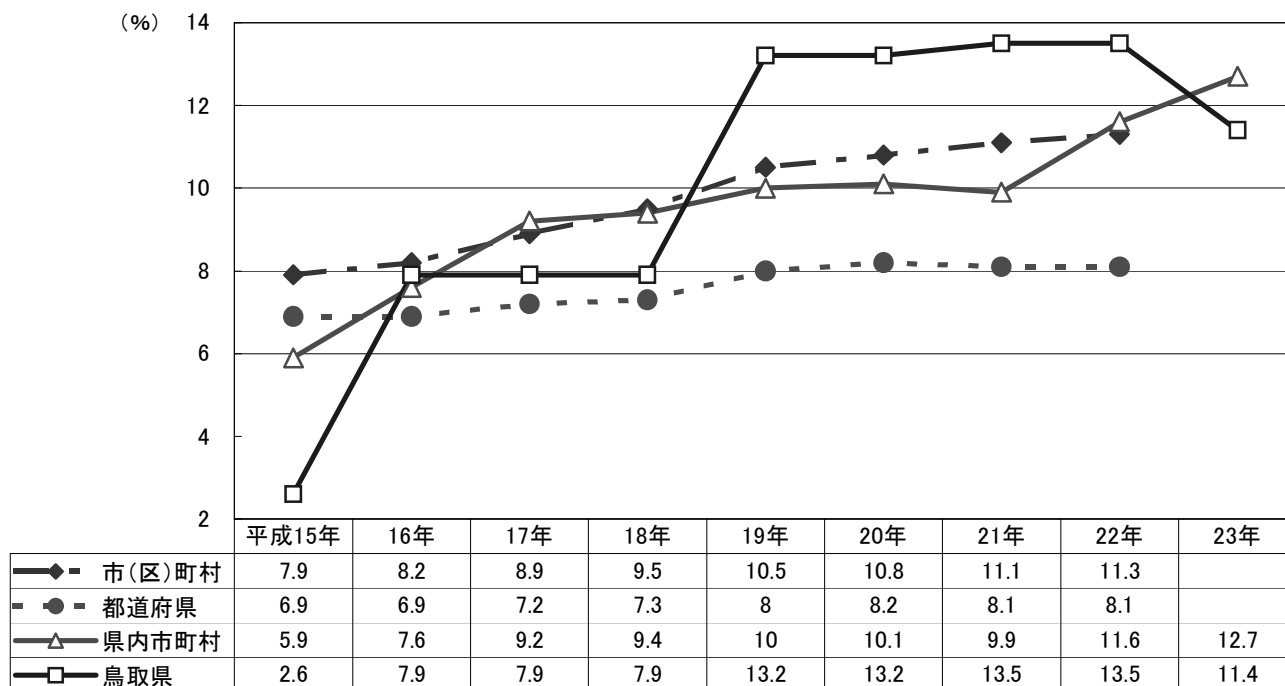
図A-1 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成23年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で11.4%、市町村議会で12.7%となっている。

図A-2 議会議員における女性割合の推移

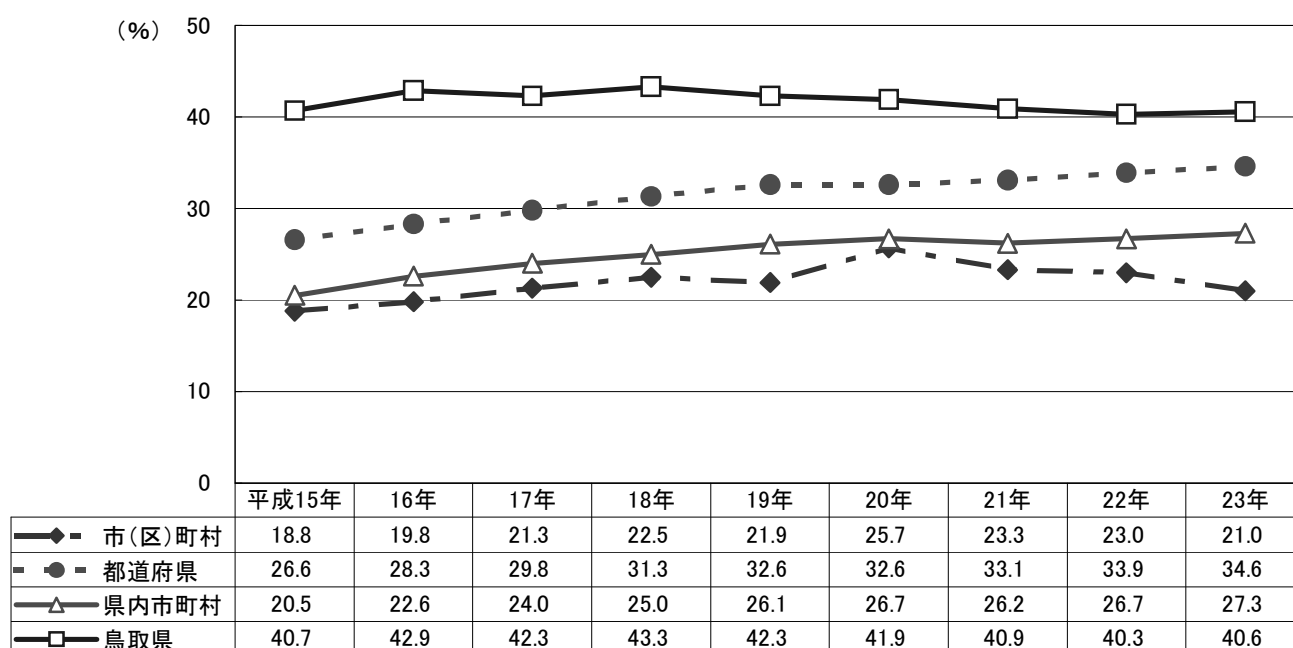


<調査時点>平成13~16年は年度末、17年の市町村は7月1日、平成19年は6月1日、それ以外は4月1日現在(都道府県及び市(区)町村については各年末時点)

資料: 男女共同参画推進課調べ

平成23年の本県の審議会委員における女性の割合は、県40.6%、市町村27.3%となっている。県においては15年以降4割を上回って推移している。

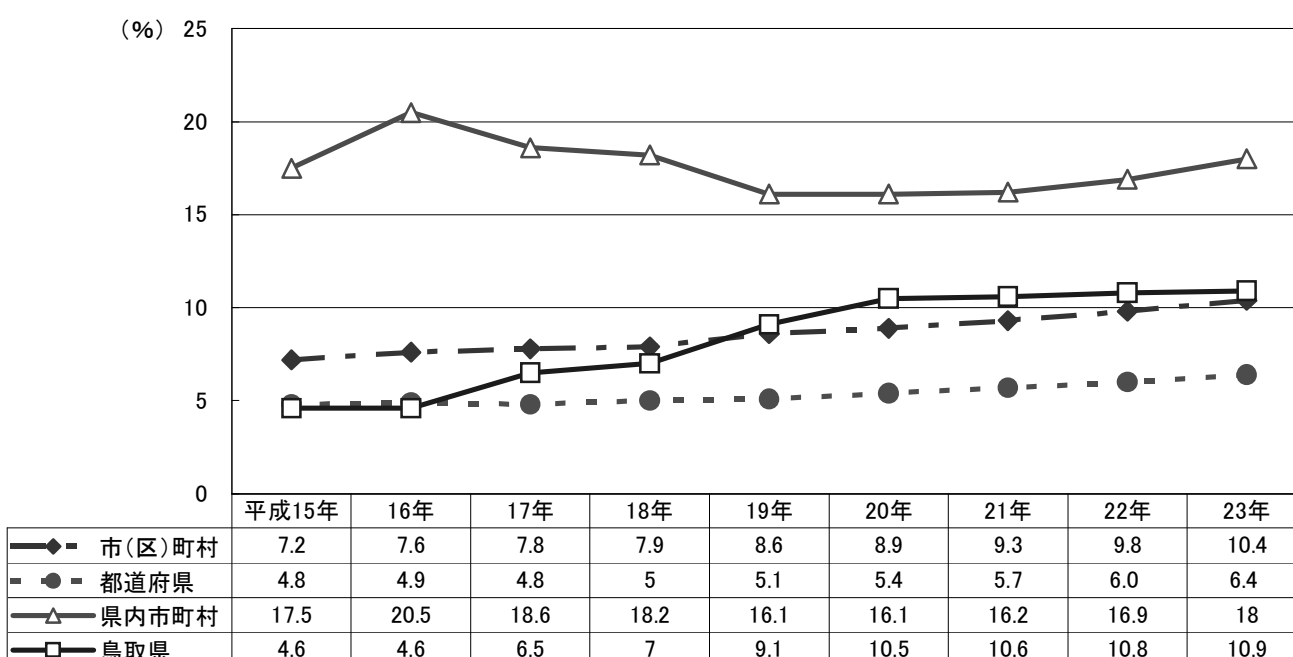
図A-3 審議会委員における女性割合の推移



資料: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成23年)

平成23年の本県の自治体管理職(本庁の課長相当職以上)における女性の割合は、県が10.9%、市町村は18.0%となっている。

図A-4 自治体管理職における女性割合の推移

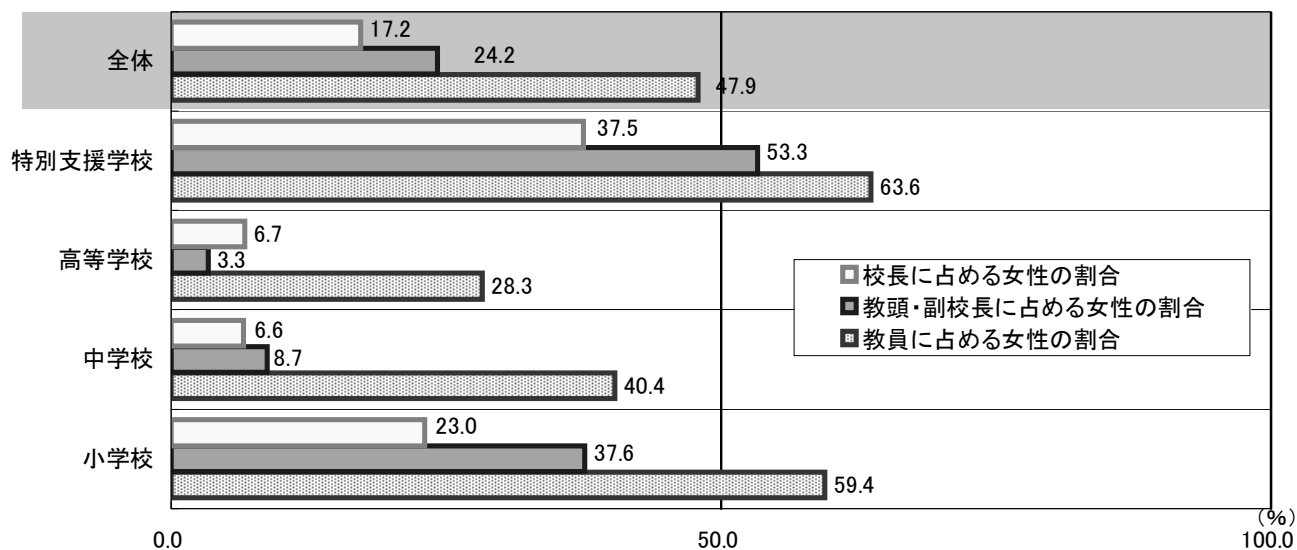


(注) 本庁には警察本部、教育委員会を含むが、教育関係機関の教育職は対象外

資料: 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成23年)

平成23年の本県の教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち女性の教頭及び副校長は24.2%、校長は17.2%となっている。特に中学校では女性の教員の割合に比べ、かなり低くなっている。

図A-5 教員・教頭及び副校長・校長における女性割合



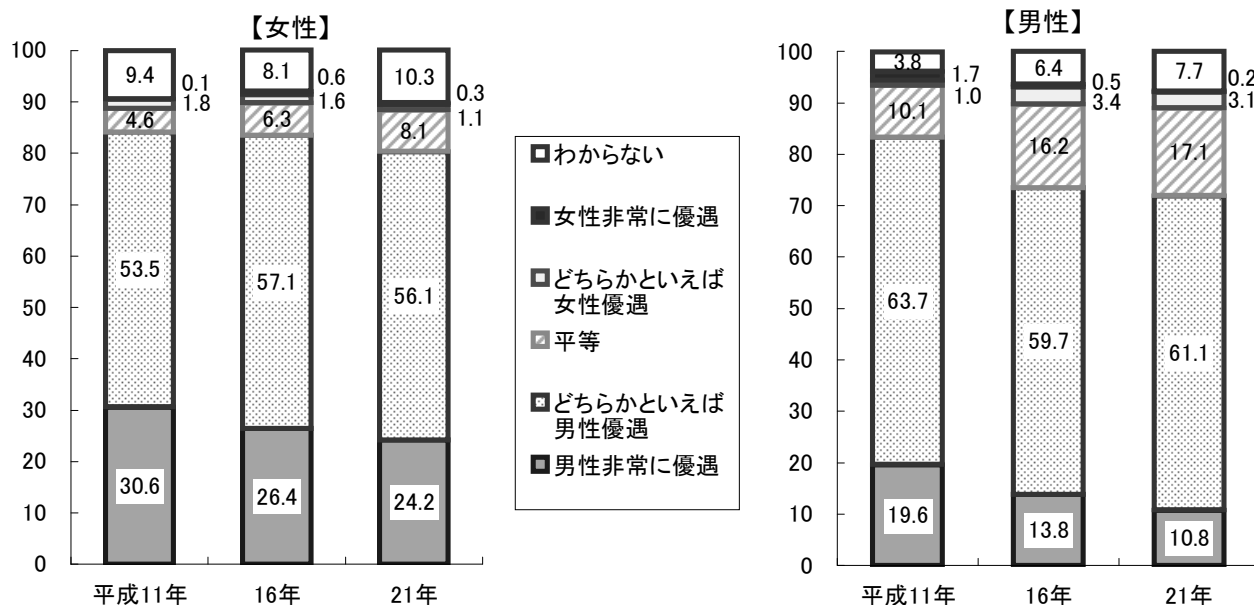
(注) 国立、公立、私立のすべてを含む

資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成23年)

重点目標2: 男女がともに自分らしく生きるため、考え方を変えてみよう

平成21年の調査によると、社会通念・習慣やしきたりなどにおいて、女性の8割、男性の7割が男性が優遇されていると感じている。

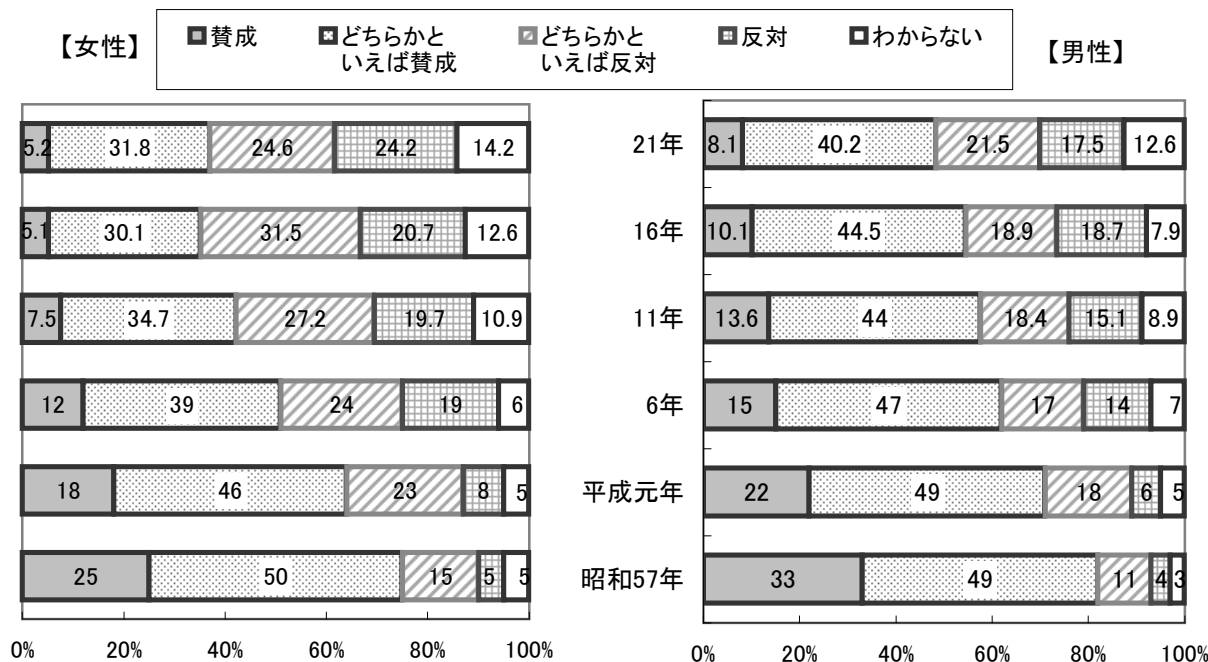
図A-6 社会通念・慣習などにおける男女平等感



資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成21年の調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、女性では反対群が、男性では賛成群の割合が多い。経年的には、男女とも賛成群が減少し、反対群が増加する傾向にある。

図A-7 男女の役割分担意識

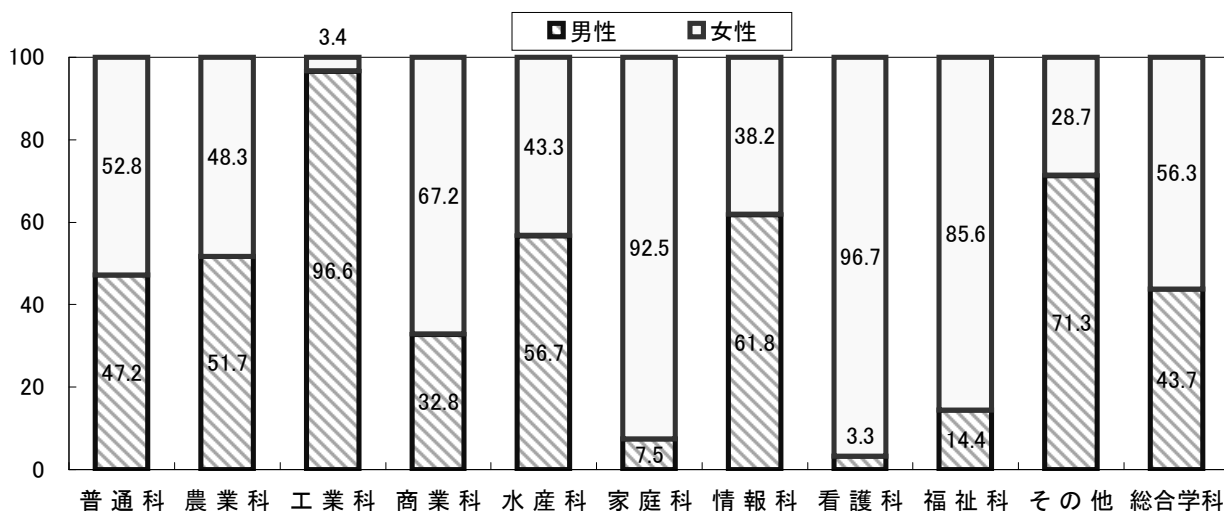


(注) 賛成群: 「賛成」+「どちらかといえば賛成」
反対群: 「反対」+「どちらかといえば反対」

資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成23年の高等学校の在学者を学科別に見ると、看護科・家庭科・福祉科では女性の割合が高く、工業科などは男性の割合が高い。学科による男女数の偏りは依然としてみられる。

図A-8 高等学校学科別の男女割合



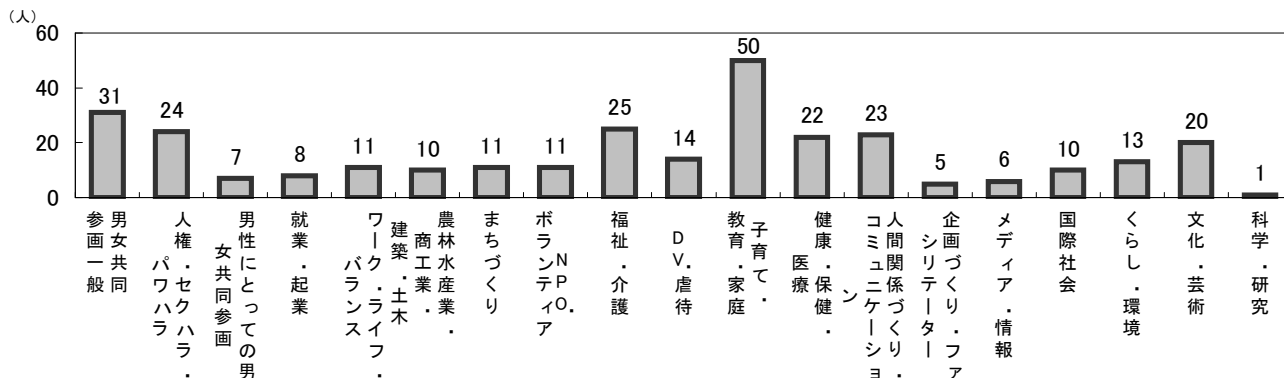
(注) 公立、私立、全日制、定時制のすべてを含む

資料: 文部科学省「学校基本調査」(平成23年)

重点目標3：様々な分野で男女共同参画を進めよう

人材バンク登録者を専門分野別に見ると、子育て・教育・家庭、男女共同参画一般、福祉・介護など登録が多い分野と、科学・研究、企画づくり・ファシリテーターなど登録が少ない分野との差は大きい。

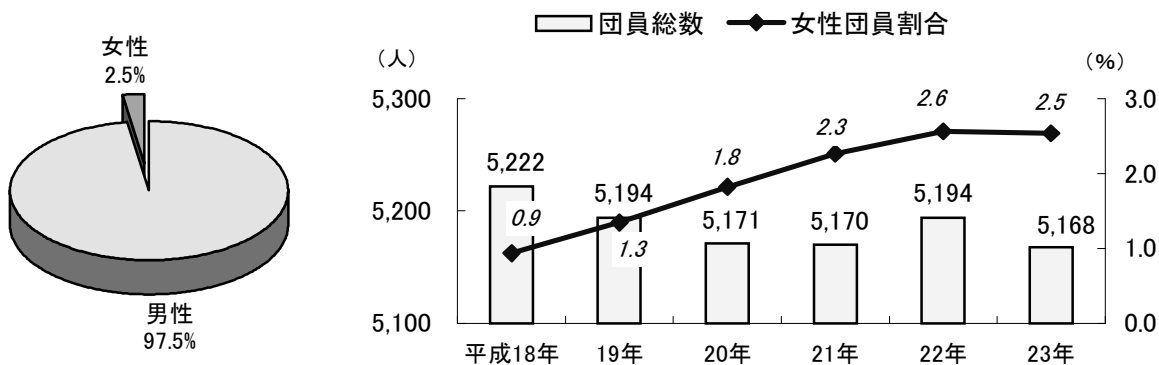
図A-9 男女共同参画人材バンク分野別登録者数(延べ)



資料：男女共同参画推進課調べ(平成23年)

平成23年4月1日現在の本県の消防団員は5,168人で前年より26人減少した。うち女性は昨年より2人減って131人で、団員数の2.5%であった。

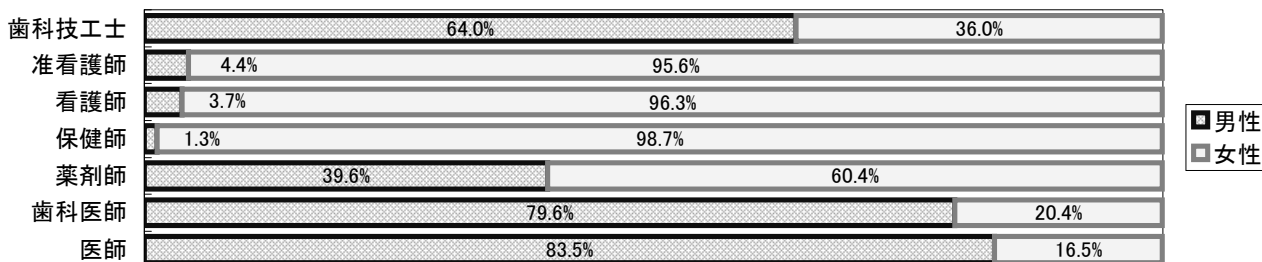
図A-10 消防団員における女性割合



資料：鳥取県消防防災年報(平成22年)

平成22年の医師、歯科医師の割合は8割弱が男性、2割強が女性となっている一方、保健師、看護師、准看護師は9割以上が女性で、男性は保健師1.3%、看護師3.7%、准看護師4.4%であった。

図A-11 医療関係者における女性割合

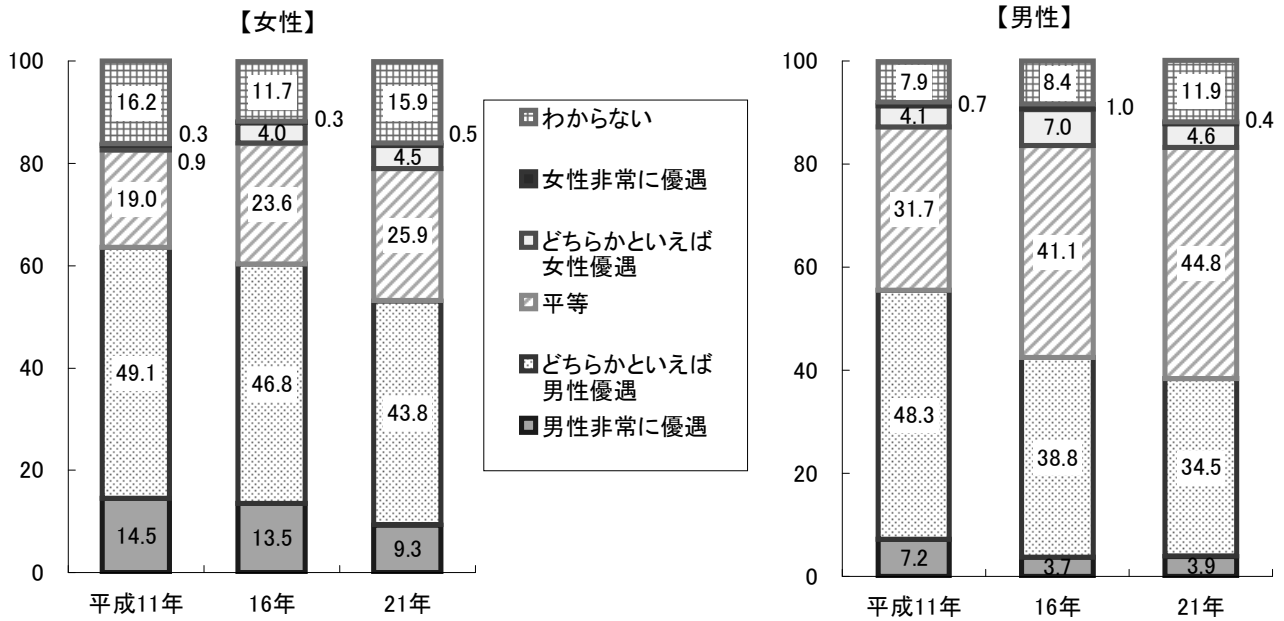


資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成22年)「衛生行政報告例」(平成22年)

重点目標4：自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

平成21年の調査によると、町内会や地域において、女性では過半数が男性が優遇されていると感じているが、経年的には男女ともに、男性優遇と考える割合は減少してきている。

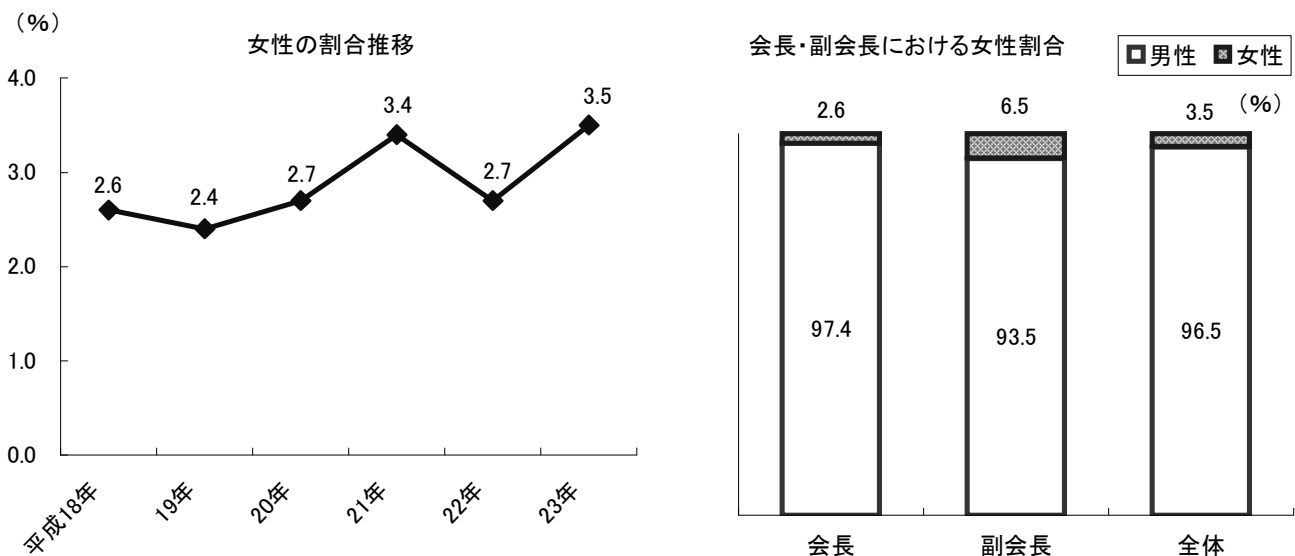
図A-12 町内会や地域における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成23年の本県の自治会役員のうち、会長2,845名中女性は74名で2.6%であり、役員(会長及び副会長)における女性の割合は3.5%で前年より上昇し、男性の割合は96.5%となっている。

図A-13 自治会役員における女性割合



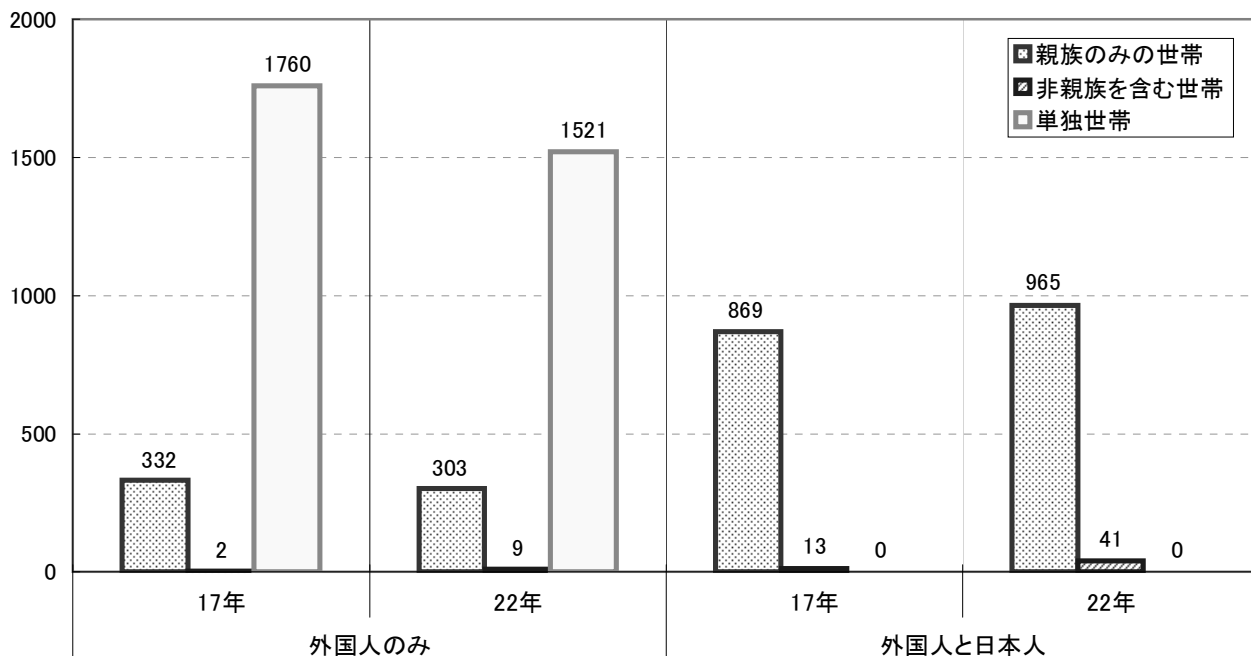
資料：男女共同参画推進課調べ(平成23年)

重点目標5：国際社会の一員として行動しよう

平成22年の本県における外国人のいる一般世帯は2,839世帯で、17年に比べ137世帯減少した。

図A-14 外国人のいる世帯の種類

(世帯数)

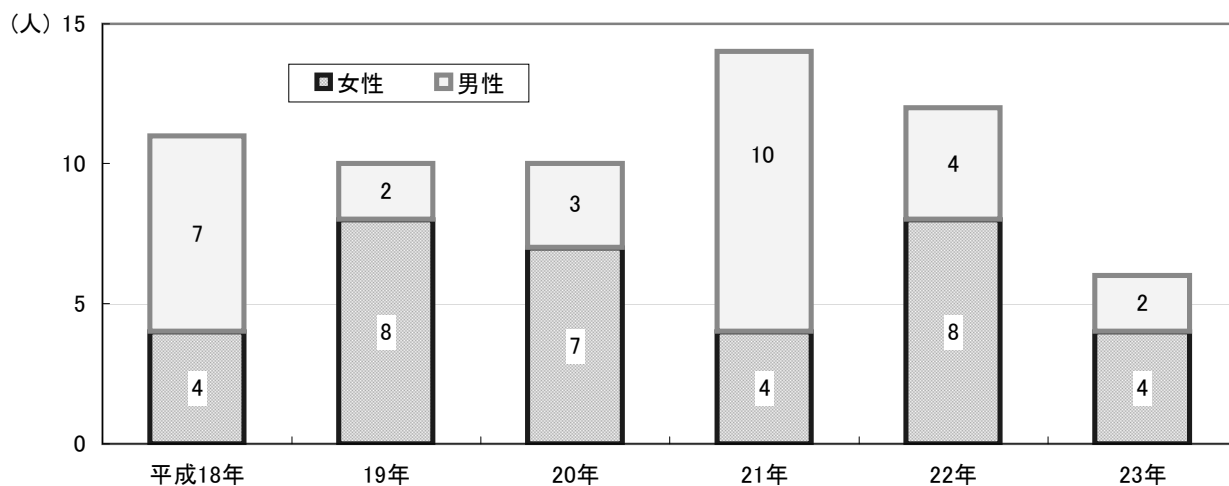


※一般世帯数には、世帯の家族類型「不詳」を含まない。

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成23年中に出発したJICAボランティア(青年海外協力隊員及びシニア・ボランティア)は、女性4名、男性2名となっている。

図A-15 JICAボランティアの派遣状況



(注)JICA:独立行政法人国際協力機構

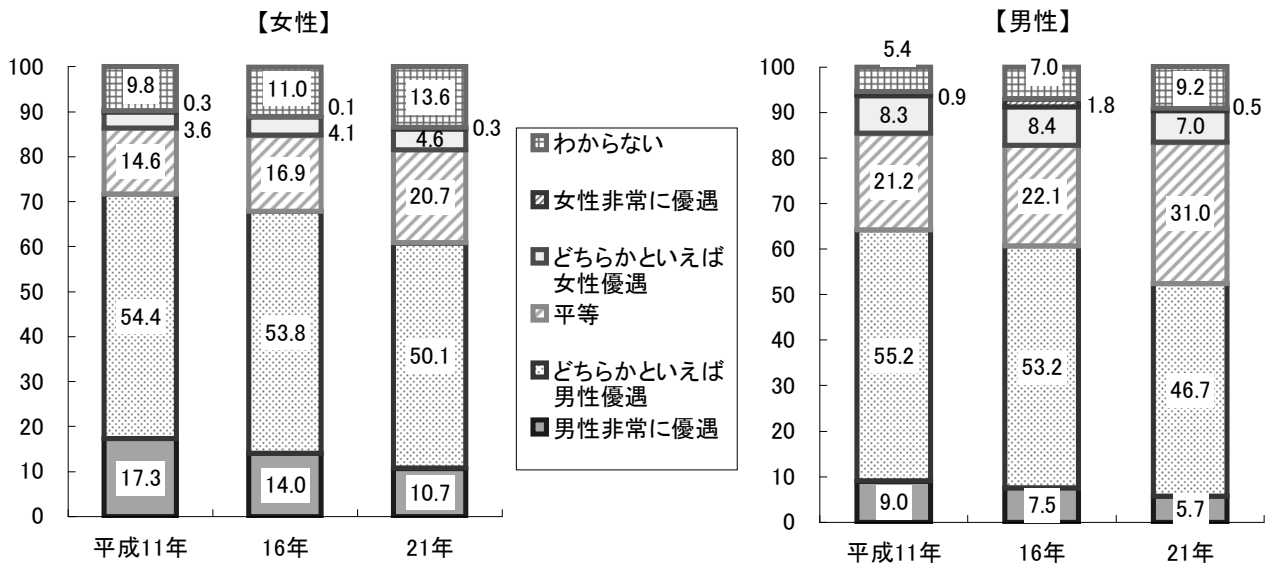
資料：交流推進課調べ(平成23年)

テーマB: 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

重点目標1: 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

平成21年の調査によると、職場において女性の6割、男性の半数が「男性が優遇されている」と感じている一方、男女とも「平等」と感じる割合が増えている。

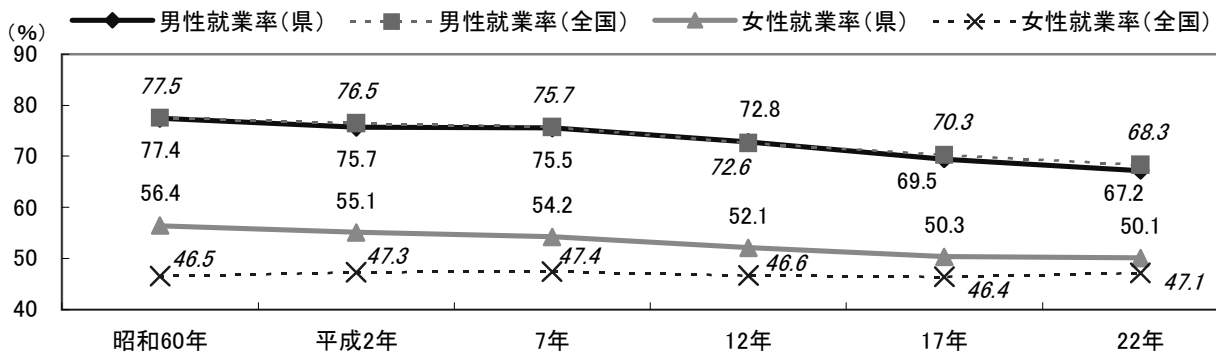
図B-1 職場における男女平等感



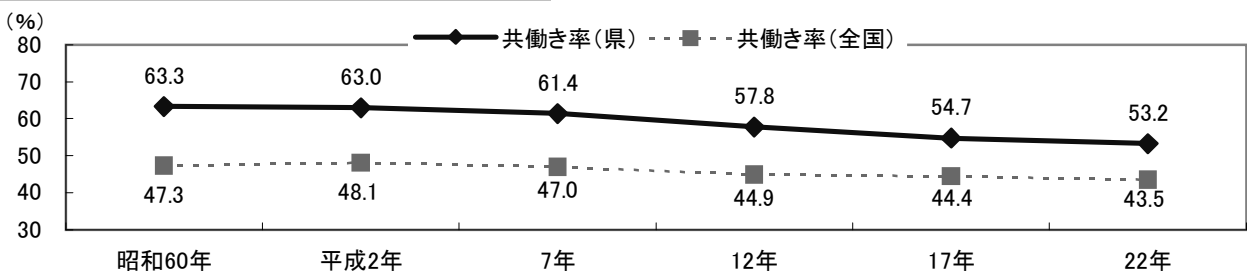
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成22年の本県の男性就業率は67.2%で全国とほぼ同率であり、女性の就業率は50.1%で全国との差は縮まりつつあるものの、上位で推移している。また、夫婦とも就業者である世帯(共働き世帯)は53.2%であり、全国を9.7ポイント上回っている。

図B-2 男女別就業率の推移



図B-3 夫婦とも就業者である世帯の推移

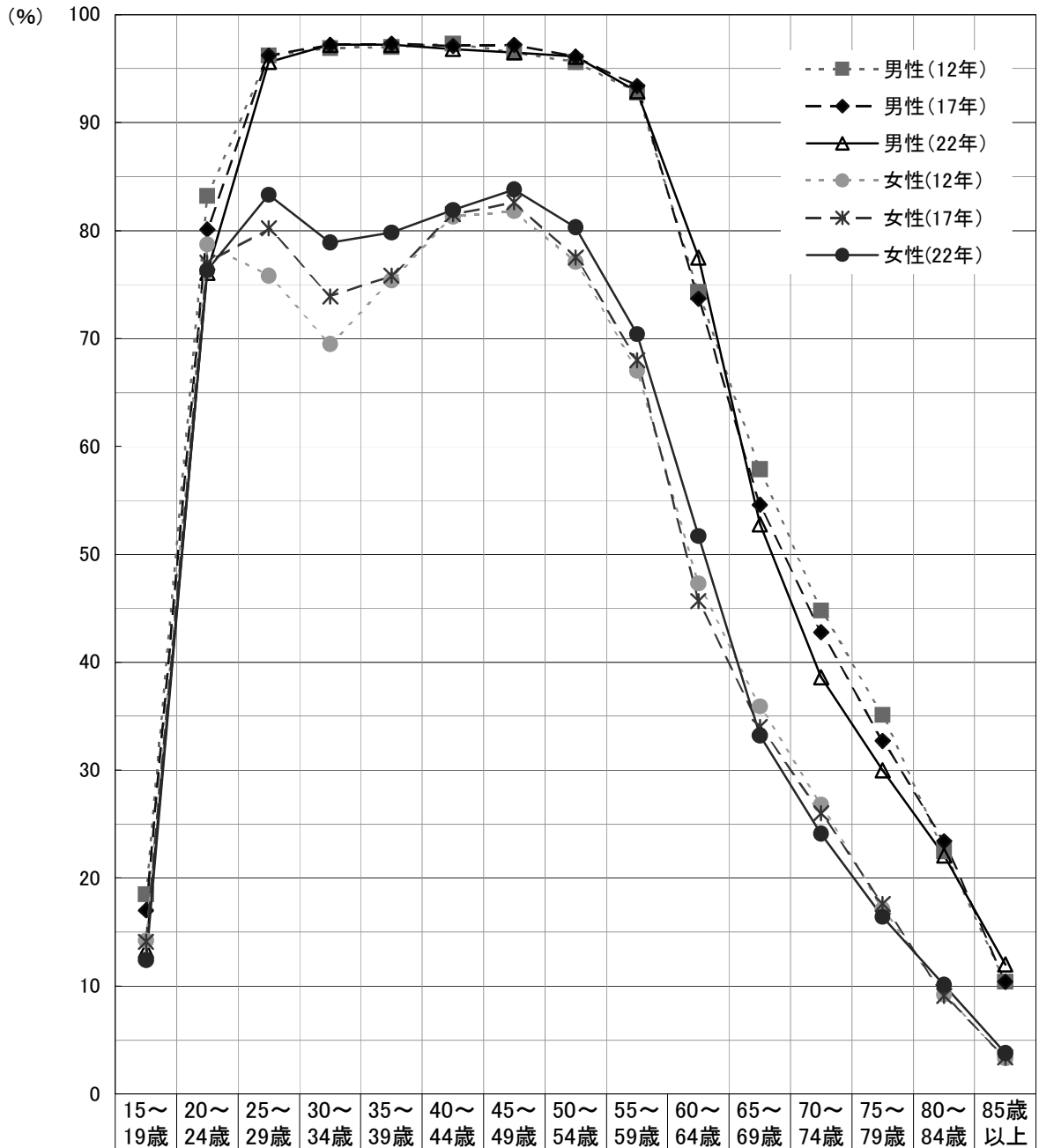


※夫婦世帯における共働き世帯割合=夫婦世帯数に占める夫、妻ともに就業世帯数の割合

資料: 総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の女性の労働力率は、30～34歳を底とするM字カーブを描いているが、12年、17年と比べ緩やかになり、その底は年々上がってきている。また、男性の労働力率は、17年と比べ65歳からの労働力率低下が大きくなっている。

図B-4 年齢階級別労働力率



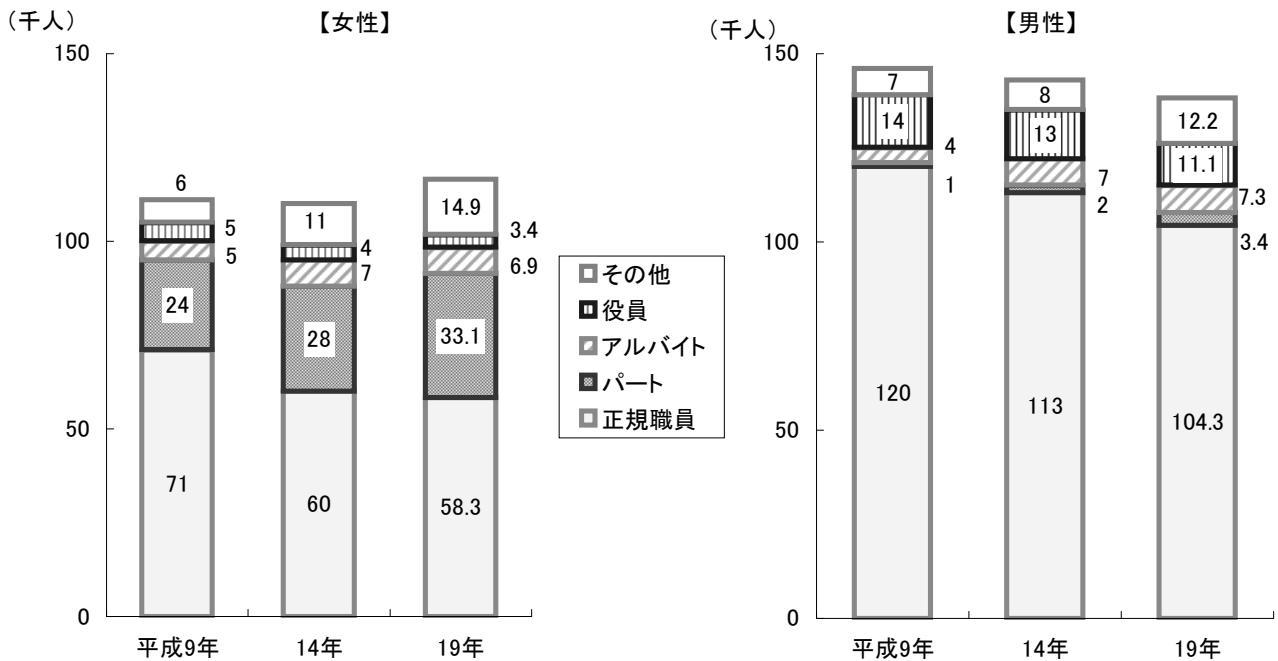
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
--■-- 男性(12年)	18.5	83.2	96.2	96.9	97.0	97.3	96.5	95.6	92.8	74.3	57.9	44.8	35.1	22.5	10.4
-◆- 男性(17年)	17.0	80.1	96.2	97.2	97.3	97.1	97.2	96.1	93.4	73.7	54.6	42.8	32.7	23.4	10.4
—△— 男性(22年)	13.3	76.1	95.6	97.2	97.2	96.8	96.5	96.1	92.9	77.5	52.8	38.6	30.0	22.1	12.0
--●-- 女性(12年)	14.2	78.7	75.8	69.5	75.4	81.3	81.8	77.1	67.0	47.3	35.9	26.8	17.1	9.2	3.3
-✱- 女性(17年)	14.1	77.0	80.2	73.9	75.8	81.5	82.6	77.5	68.0	45.7	34.0	26.0	17.6	9.1	3.4
—●— 女性(22年)	12.4	76.3	83.3	78.9	79.8	81.9	83.8	80.3	70.4	51.7	33.2	24.1	16.4	10.1	3.8

労働力率は15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

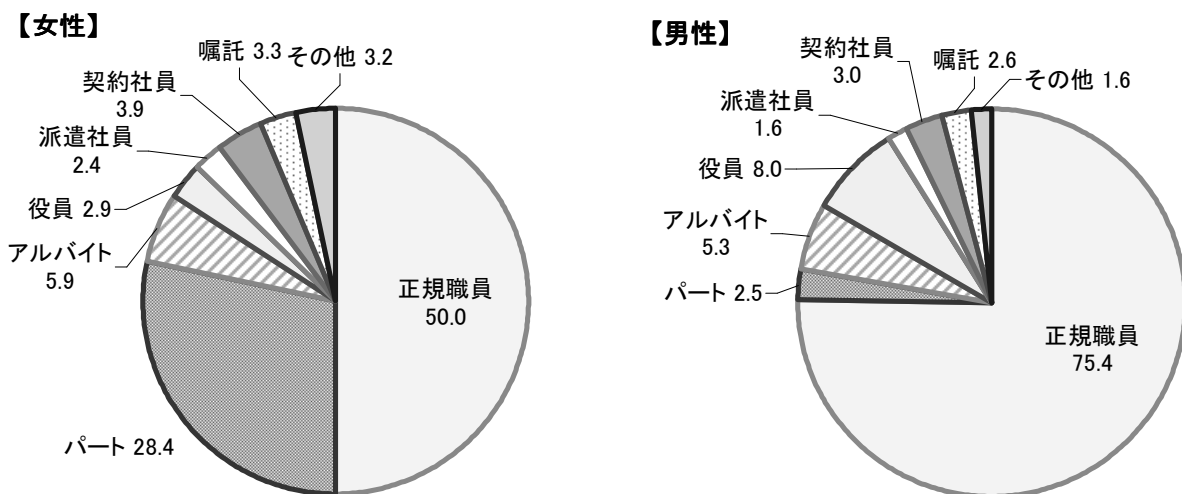
資料:総務省「国勢調査」(平成22年)

平成19年の雇用形態別雇用者数は、14年と比べて男女とも正規職員の人数が減少し、パート・アルバイト及びその他(派遣事業所の派遣社員・契約社員・嘱託など)の人数が増加している。また、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合は、男性が7.8%に比べ、女性の方が高くなっている。

図B-5 雇用形態別雇用者数の推移



図B-6 雇用形態別雇用者数の割合



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

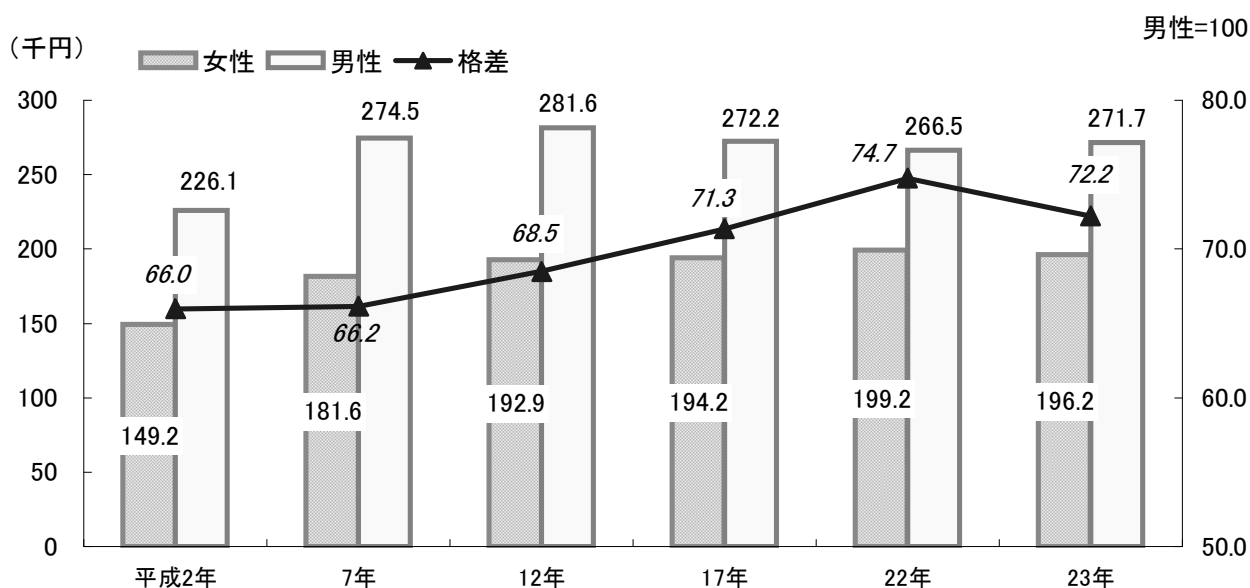
平成23年の本県の一般労働者の1人当たり月間所定内給与額は、女性は減少、男性は増加し、男性を100とすると女性は72.2となり、前年に比べ格差は拡大している。

表B-1 一般労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超 過 実労働 時間数 (時)	決まって支給する		年間賞与 その他特 別支給額 (千円)	労働者数 (人)
						現 金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
H14年	女性	41.6	10.8	167	5	206.1	195.3	513.7	33,970
	男性	41.1	13.0	170	11	307.5	285.1		
15年	女性	41.4	11.1	168	5	209.9	198.6	499.5	32,770
	男性	41.9	13.4	172	11	308.5	286.8		
16年	女性	40.6	10.3	167	6	199.7	189.3	430.3	37,540
	男性	42.1	12.5	171	12	299.8	276.9		
17年	女性	40.2	10.1	166	7	206.1	194.2	463.1	38,940
	男性	41.2	12.5	170	13	294.4	272.2		
18年	女性	40.5	10.7	169	6	219.4	206.4	512.6	39,580
	男性	42.2	12.8	171	13	309.3	285.0		
19年	女性	40.7	9.9	170	7	205.3	195.7	402.4	35,490
	男性	42.3	12.0	172	13	297.5	274.8		
20年	女性	41.5	10.4	168	7	210.4	198.6	465.3	38,720
	男性	41.8	12.5	170	13	296.5	272.6		
21年	女性	41.4	9.8	167	6	202.4	192.0	430.9	35,240
	男性	41.9	12.5	170	10	283.4	263.7		
22年	女性	41.9	9.2	169	4	208.5	199.2	393.4	40,140
	男性	41.3	12.1	170	11	287.4	266.5		
23年	女性	42.1	10.3	167	5	206.6	196.2	441.6	29,210
	男性	42.8	12.9	168	11	291.9	271.7		

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者
所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

図B-7 一般労働者の月間所定内給与額の比較



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)

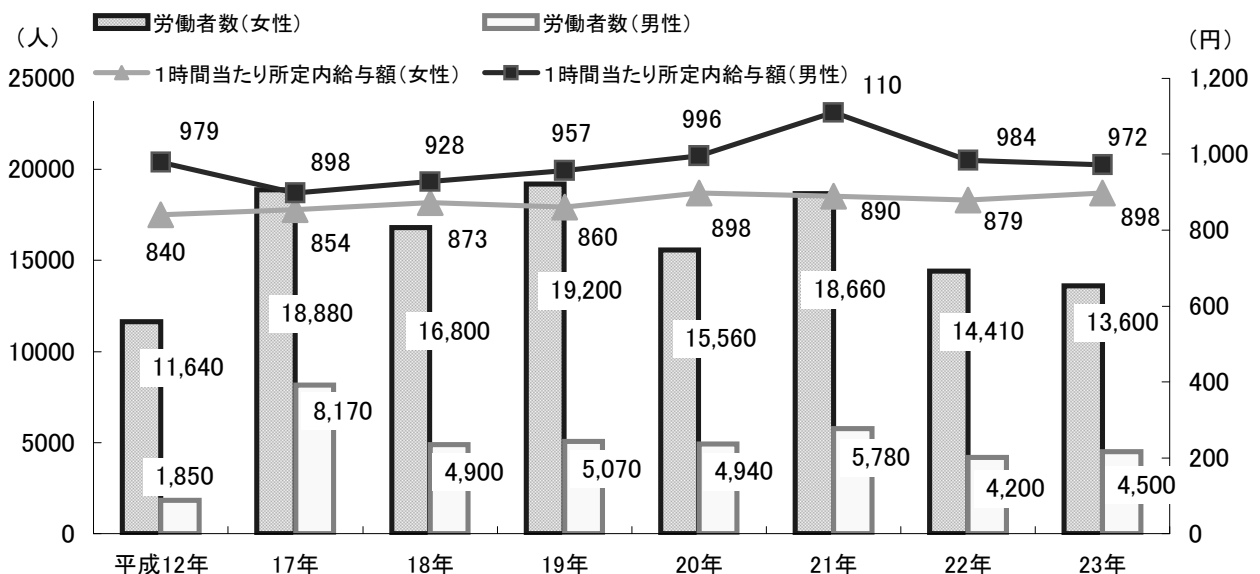
平成23年の本県の短時間労働者(16年までパートタイム労働者)は、前年と比べ女性は減少し男性は増加した。また、1時間当たりの所定内給与額は、男性の972円に対して女性は898円であった。

表B-2 短時間(パートタイム)労働者に係る平均値の推移

区分	性別	年齢(歳)	勤続年数(年)	実労働日数(日)	1日当たり所定内実労働時間数(時)	1時間当たり所定内給与額(円)	年間賞予その他特別給与額(千円)	労働者数(人)
H14年	女性	45.9	5.1	20.7	5.4	826	45.0	11,930
	男性	41.4	2.8	16.9	5.8	914	24.2	2,770
15年	女性	45.3	4.9	20.8	5.5	827	47.8	14,540
	男性	39.8	3.8	17.9	5.6	925	35.4	3,530
16年	女性	44.2	5.4	20.3	5.5	840	43.2	18,340
	男性	44.4	3.6	20.0	5.4	980	23.8	5,790
17年	女性	42.3	4.7	19.3	5.0	854	40.7	18,880
	男性	34.1	3.7	16.6	4.2	898	25.6	8,170
18年	女性	42.9	5.2	19.7	5.2	873	25.9	16,800
	男性	38.5	3.2	16.9	5.2	928	34.4	4,900
19年	女性	46.0	5.3	20.0	5.3	860	30.3	19,200
	男性	42.5	3.8	17.5	5.1	957	24.8	5,070
20年	女性	46.6	5.6	19.5	5.1	898	38.9	15,560
	男性	41.8	3.9	16.5	5.1	996	24.5	4,940
21年	女性	46.3	5.5	19.3	5.1	890	36.1	18,660
	男性	42.8	4.1	17.8	5.2	1,110	56.3	5,780
22年	女性	46.2	5.5	19.6	5.2	879	30.9	14,410
	男性	44.3	4.3	18.0	5.1	984	19.3	4,200
23年	女性	47.7	6.1	19.0	5.3	898	42.6	13,600
	男性	44.8	4.9	17.2	5.3	972	19.5	4,500

(注)「短時間労働者」は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。抽出調査であり、労働者数は推計値。

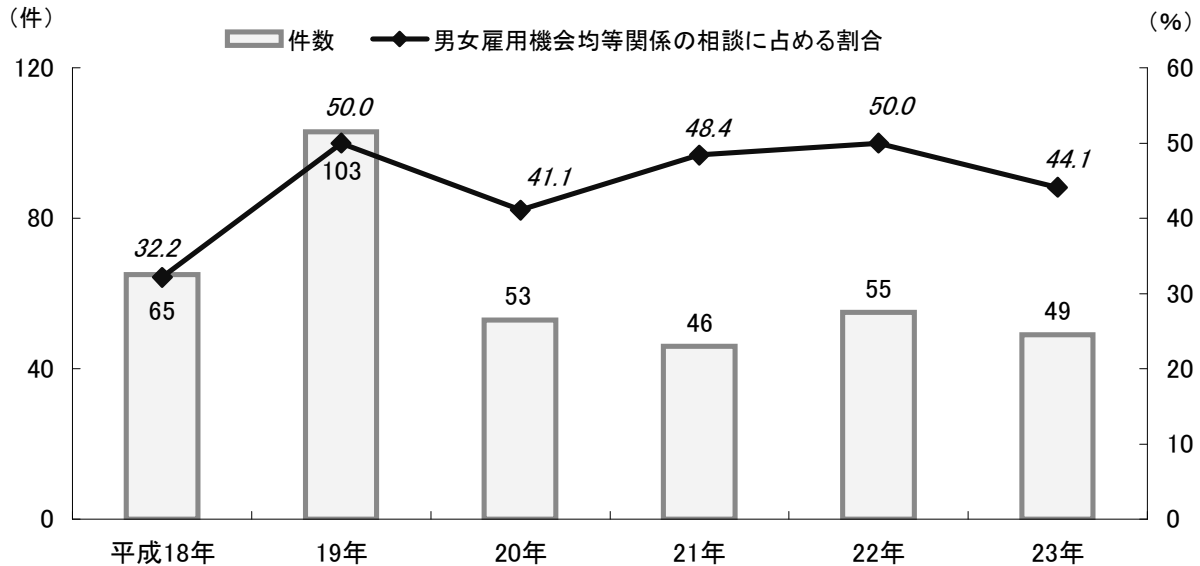
図B-8 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額の比較



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)

平成23年度に鳥取労働局が受けた男女雇用機会均等法関連の相談件数のうち、セクシュアル・ハラスメントに関するものは49件となっており、昨年に比べ5.9%減少したものの全体の相談の約半数を占めている。

図B-9 セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移

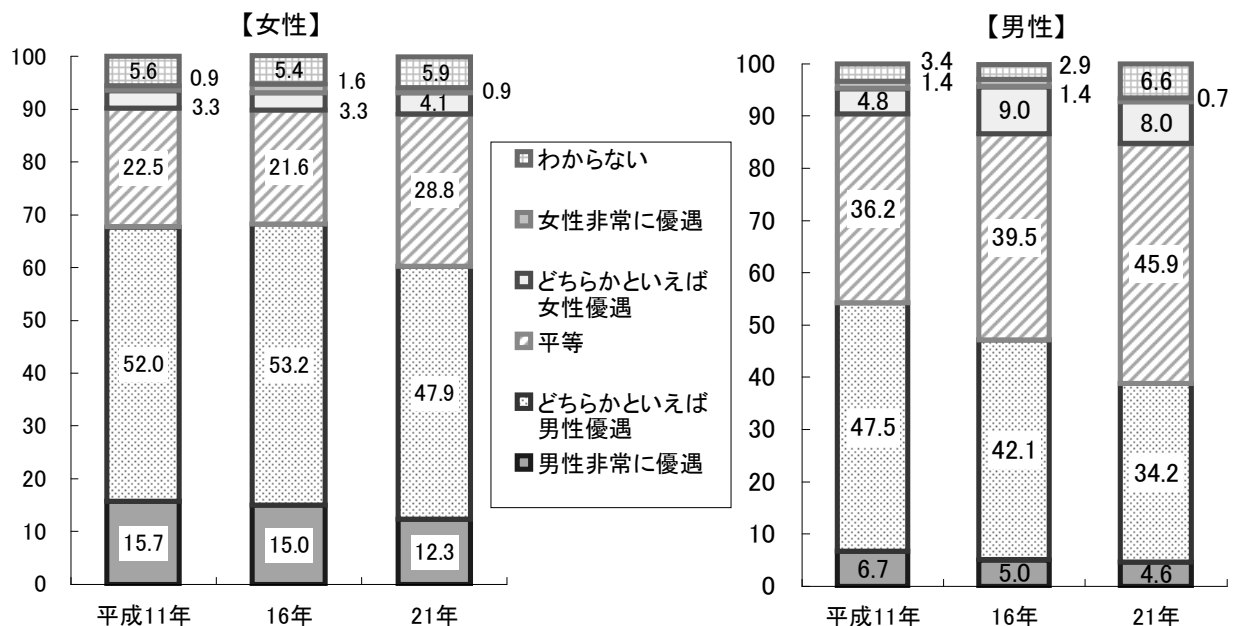


資料：鳥取労働局雇用均等室調べ(平成23年)

重点目標2：仕事と家庭を両方大切にしよう

平成21年の調査によると、家庭生活において女性の約6割、男性の約4割が「男性が優遇されている」と感じている。

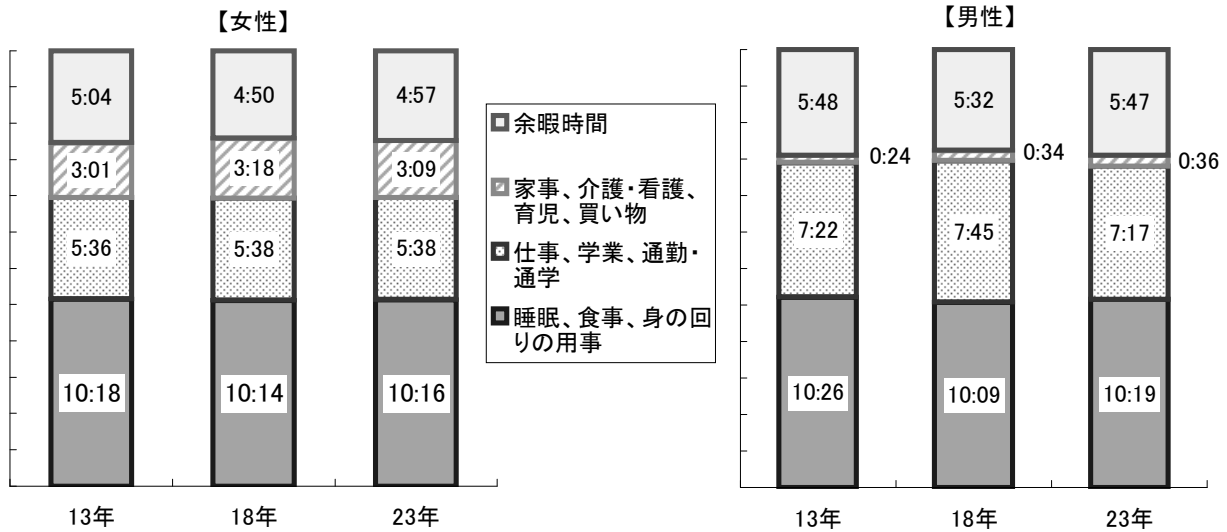
図B-10 家庭生活における男女平等感



資料：鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成23年の本県の男女有業者の週平均生活時間のうち、二次活動時間の家事関連は男性が36分で平成18年に比べ2分増加しているが、女性の3時間9分との差は縮まっていない。

図B-11 男女有業者の週平均生活時間

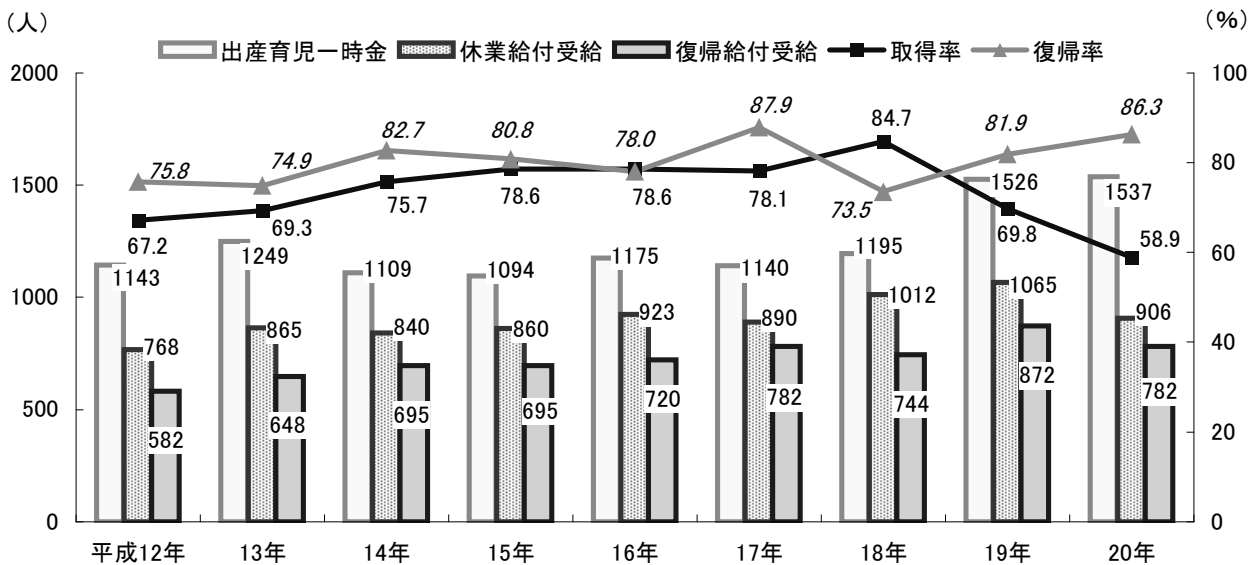


(注) 有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人。家族従事者、育児休業等で一時的に休業している人、おおむね30日以上仕事をしている人を含む。
生活時間：睡眠・食事・身の回りの用事を一次活動、二次活動の仕事関連が通勤・通学・仕事・学業で、家事関連が家事・介護・看護・育児・買い物、余暇時間を三次活動とする。仕事関連活動は有償労働、家事関連活動は無償労働と区分することができる。

資料：総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

平成20年の育児休業取得率、職場復帰率を出産育児一時金、育児休業給付金、職場復帰給付金からみると、育児休業取得率は58.9%、職場復帰率は86.3%となっている。

図B-12 育児休業に関する状況

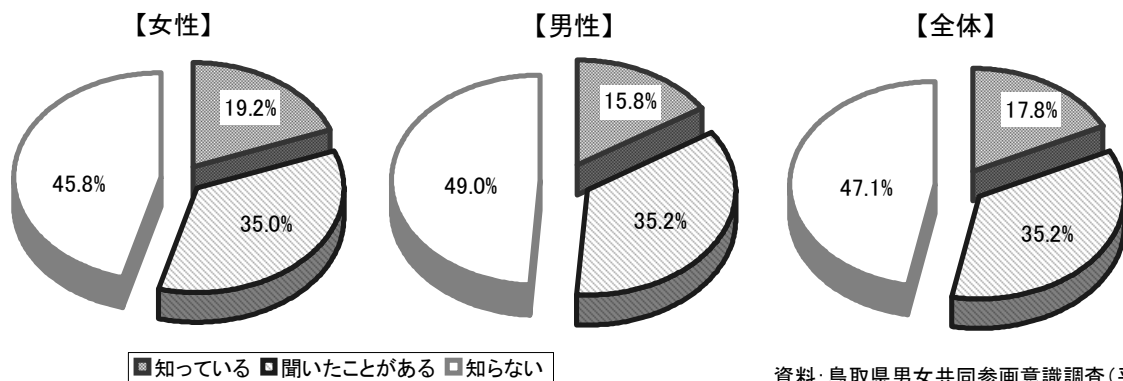


(注) 出産育児一時金：健康保険の被保険者が出産したとき、1児ごとに定額が支給される給付金
育児休業給付金、職場復帰給付金：一定の要件を満たした雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合に支給される給付金

資料：鳥取社会保険事務局(出産育児一時金受給件数)
鳥取労働局(業務統計)(その他)(平成20年)

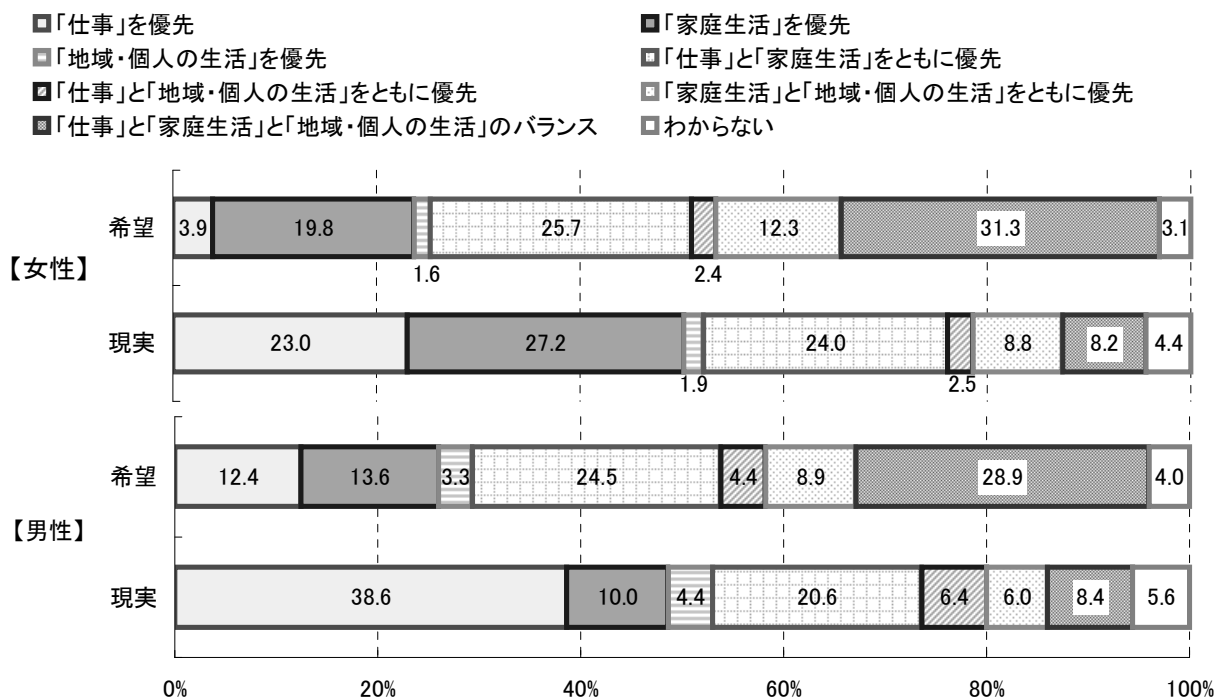
平成21年の調査によると「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、「知っている」17.8%、「聞いたことがある」35.2%で、約半数は「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を認知している。

図B-13 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度



平成21年の調査によると、仕事と生活の調和に関する希望は、「仕事・家庭・地域活動」のバランスのとれた生活を望む割合が高いが、現実には男性は仕事優先、女性は仕事や家庭生活優先となっている。

図B-14 仕事と生活の調和に関する希望と現実

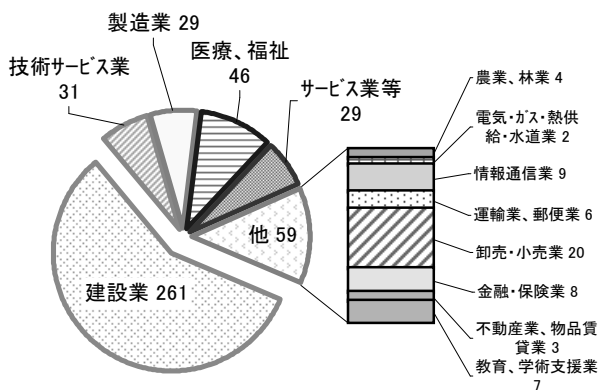


(注) 質問における用語の意味「仕事」: 自営業主、家族従業者、雇用者として週1時間以上働いていること
 同「家庭生活」: 家族と過ごすこと、家事、育児、介護・看護など
 同「地域・個人の生活」: ボランティア活動、社会参加活動、交際、つきあい、学習・研究、趣味・娯楽、スポーツなど

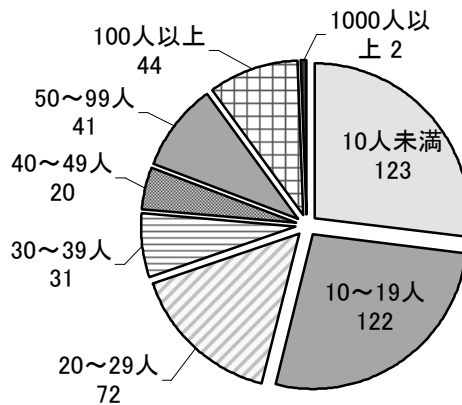
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は455事業所(平成24年4月1日現在)であり、従業員規模で見ると20人未満の企業等が半数を占めている。

図B-15 業種別の認定状況



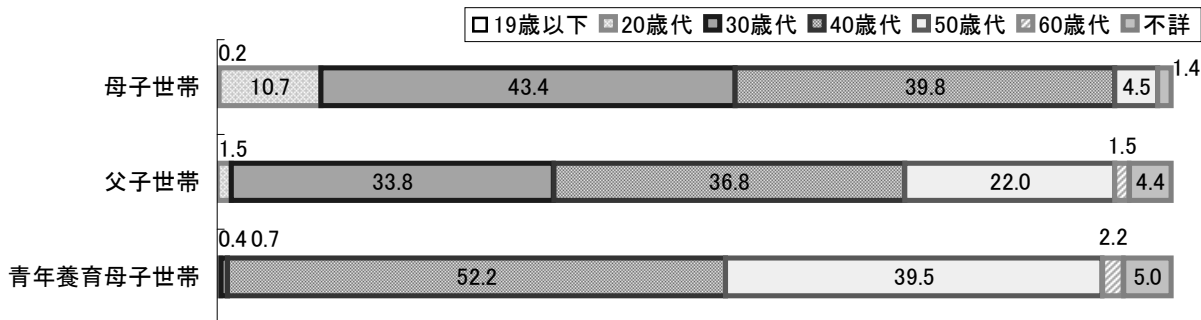
図B-16 従業員規模別の状況



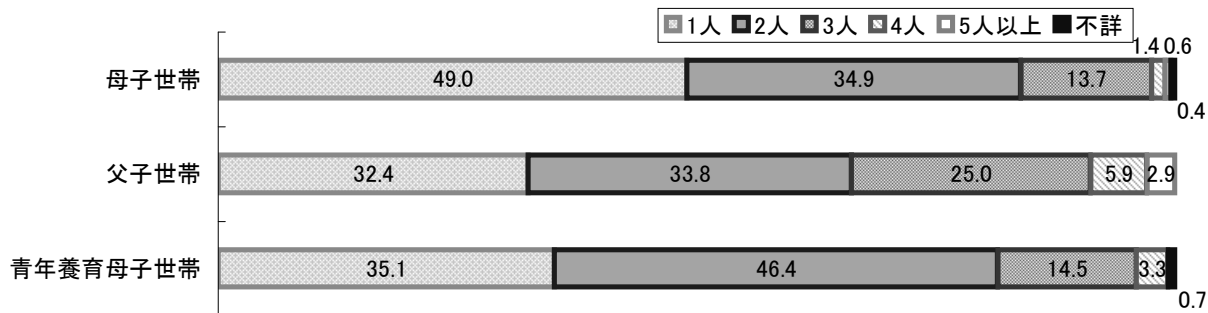
資料：男女共同参画推進課調べ(平成24年)

平成20年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査によると、母子及び父子家庭の親の年齢は40歳代までの世帯が大半を占め、子どもは2人以下の世帯が多い。

図B-17 ひとり親世帯の親の年齢



図B-18 ひとり親世帯の子どもの状況



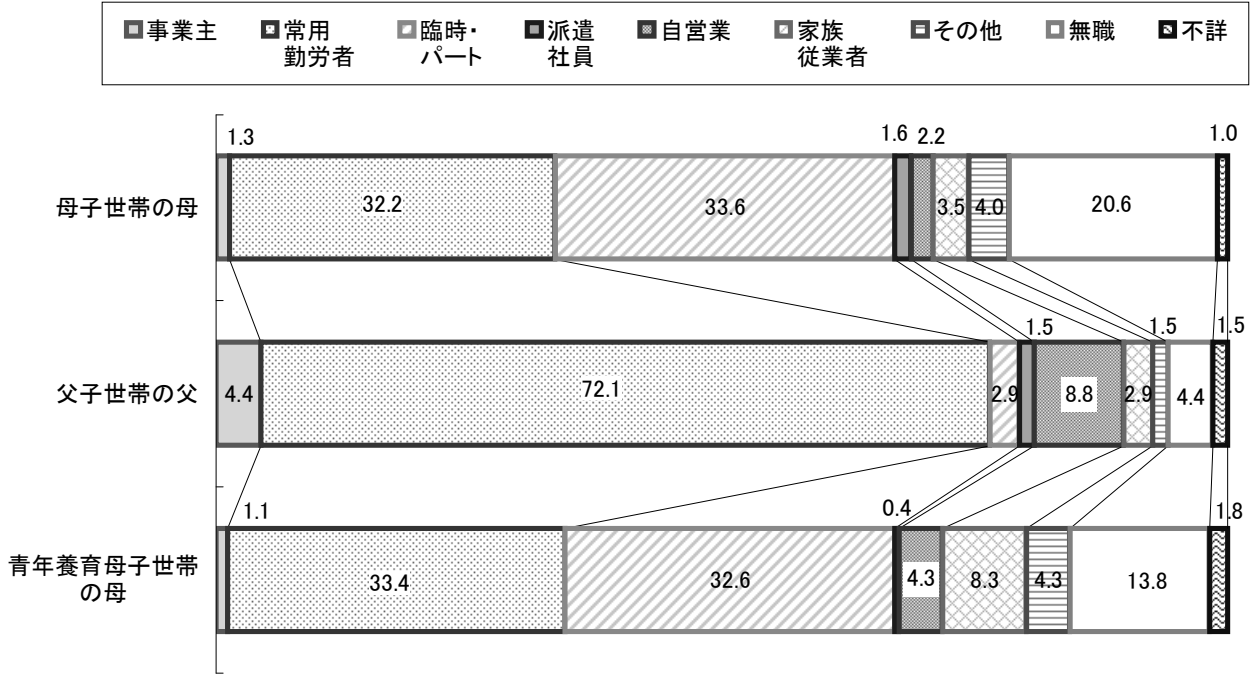
(注)調査対象「母子世帯」:父のいない児童がその母によって養育されている世帯のうち児童扶養手当受給資格者世帯
 同「父子世帯」:母のいない児童がその父によって養育されている世帯のうちひとり親家庭等施策を利用している世帯
 同「青年養育母子世帯」:平成16年3月から20年3月までの間に児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯

資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査(平成20年度)

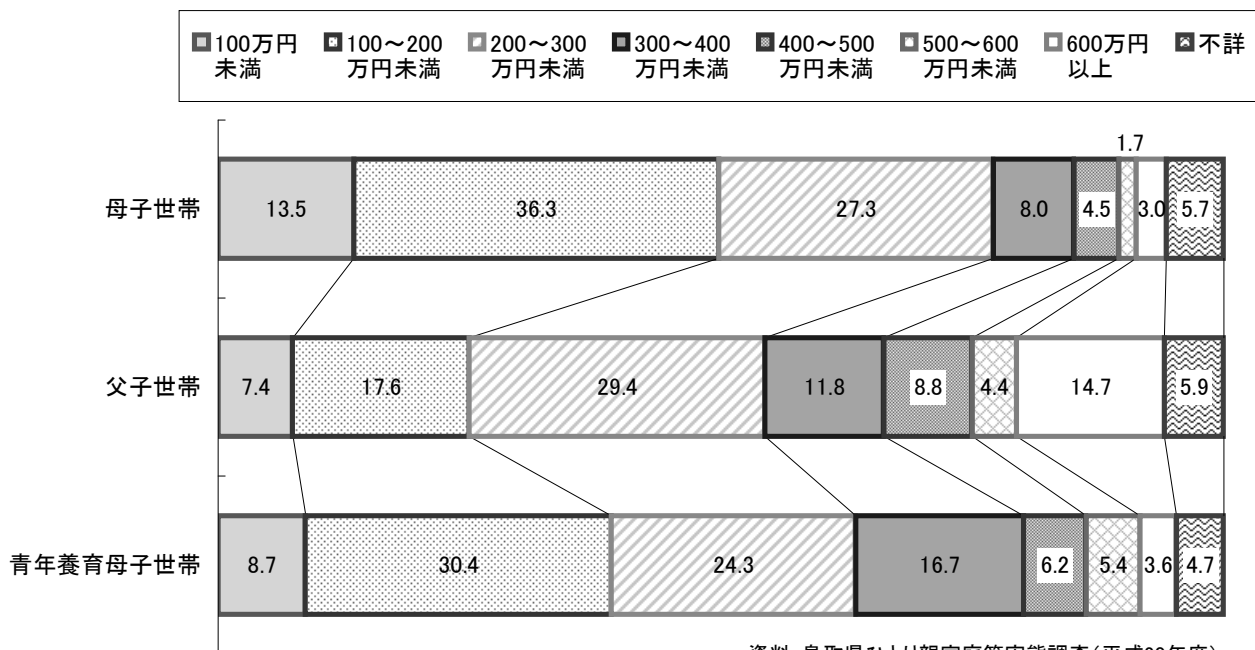
<対象>母子世帯5,468世帯の1/2を抽出、父子世帯231世帯、青年養育母子世帯1,050世帯
 (回答率は順に、32.0%,875世帯、29.4%,68世帯、30.4%,276世帯)

平成20年の調査によると、就業状態が臨時・パートタイマーである割合は、母子世帯の母で33.6%、青年養育世帯の母で32.6%であった。一方、父子世帯の7割以上が常用勤労者であった。
 また、母子世帯では年間総収入が200万円未満の世帯が49.8%と半数近くになっており、青年養育母子世帯でも4割程度となっている。

図B-19 ひとり親世帯の就業状況



図B-20 ひとり親世帯の年間総収入



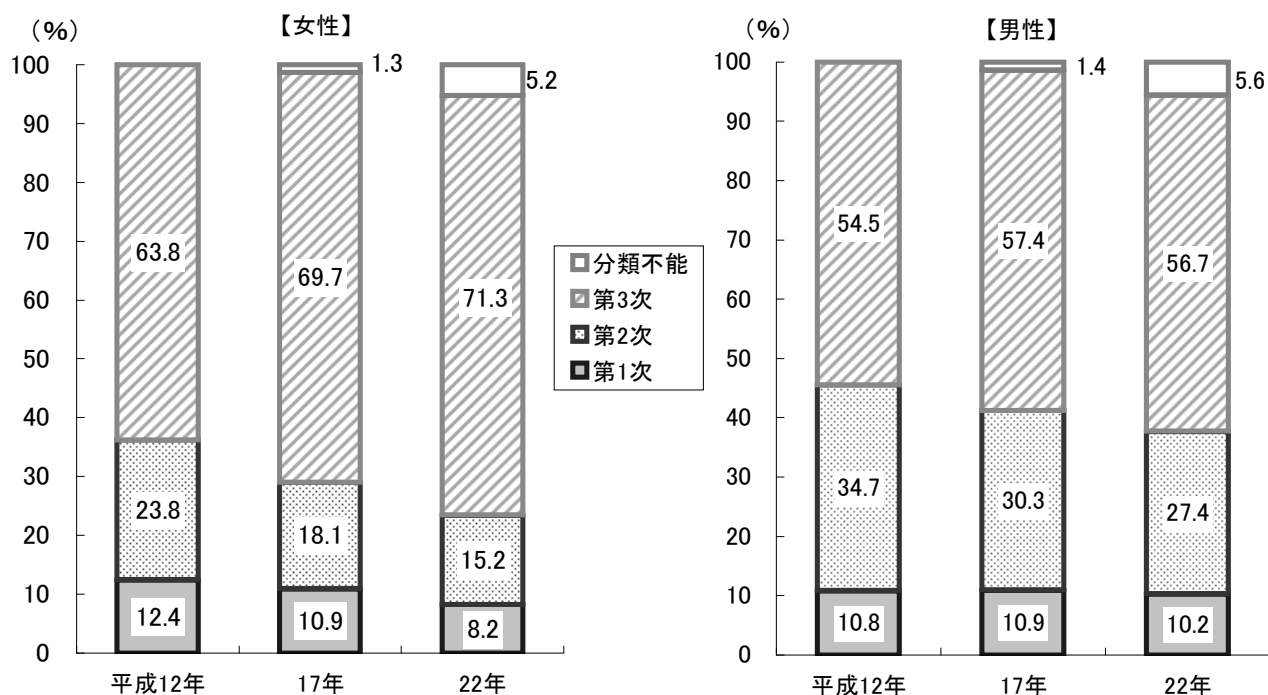
資料：鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成20年度）

<対象> 母子世帯5,468世帯の1/2を抽出、父子世帯231世帯、青年養育母子世帯1,050世帯（回答率は順に、32.0%、875世帯、29.4%、68世帯、30.4%、276世帯）

重点目標3：農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

平成22年の本県の就業者は、男女ともに第1次産業・第2次産業の割合が減少した。第3次産業は女性が増加、男性は減少している。

図B-21 産業大分類別就業者数

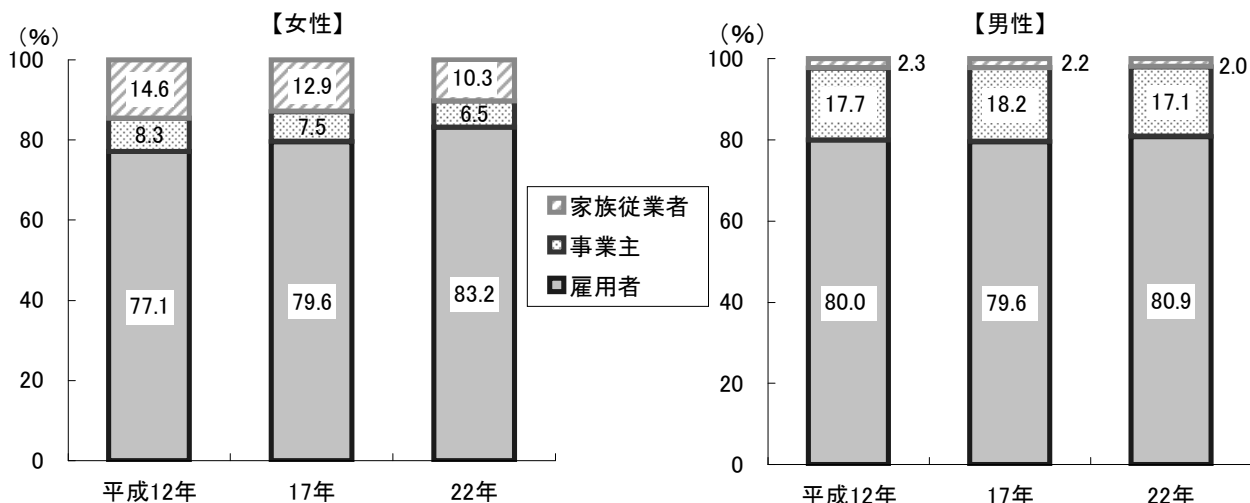


(注) 第1次産業：農業、林業、漁業 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業をはじめ各種サービス業を含む14項目

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の本県の就業者の従業上の地位をみると、男性に大きな変化は見られないが、女性では事業主・家族従業者が減少し、雇用者が増加している。

図B-22 従業上の地位別就業者数の推移

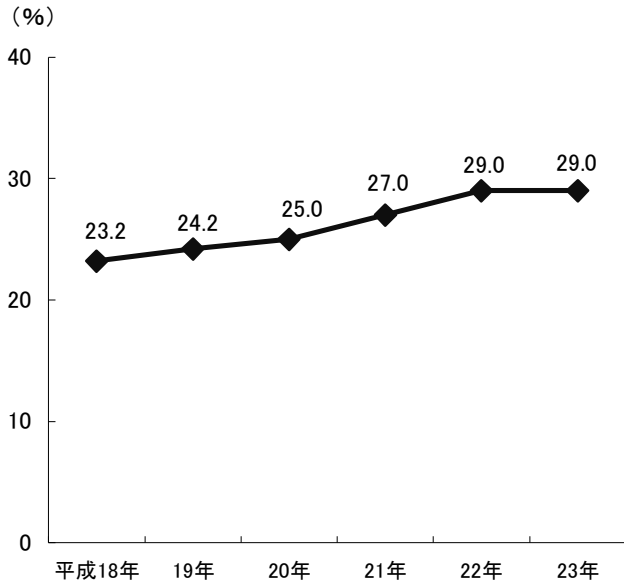


(注) 家族従業者：農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
事業主：家庭内職者を含む、雇用者：役員を含む

資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

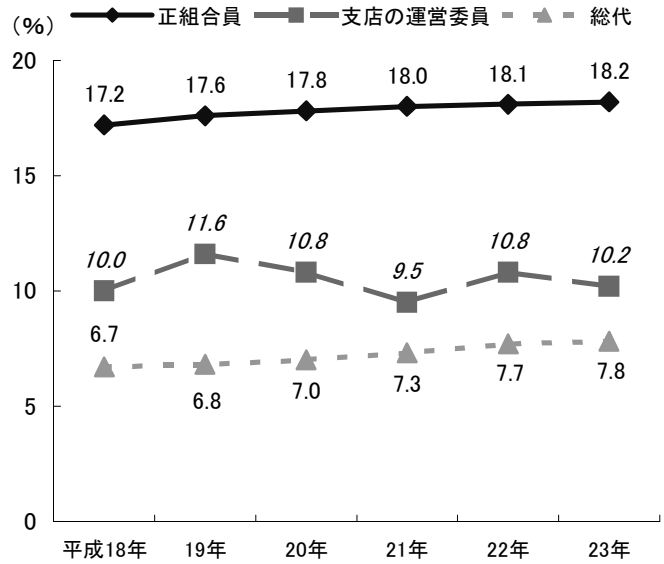
平成23年の農業委員についてみると、選任委員に占める女性の割合は29.0%と前年と同じであるが、農業協同組合における女性の割合は、正組合員で18.2%、総代では7.8%と少しずつ増加している。しかし、各支店の運営委員では10.2%となっており、前年より0.6%減少している。

図B-23 選任委員に占める女性農業委員の割合



資料：経営支援課調べ（平成23年）

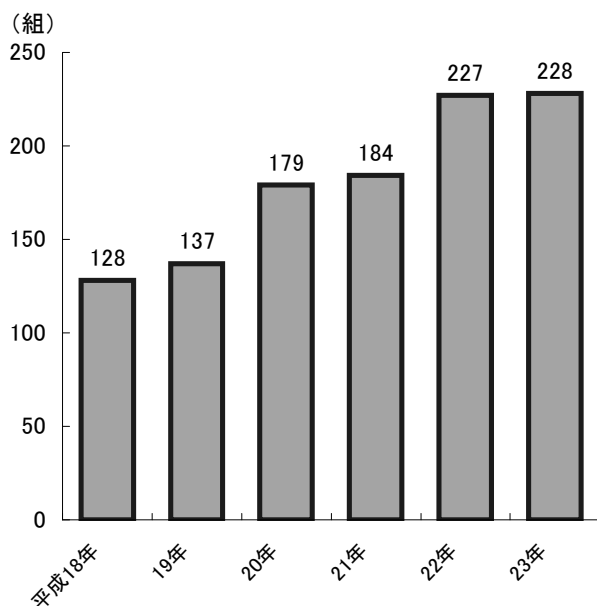
図B-24 農業協同組合における女性割合の推移



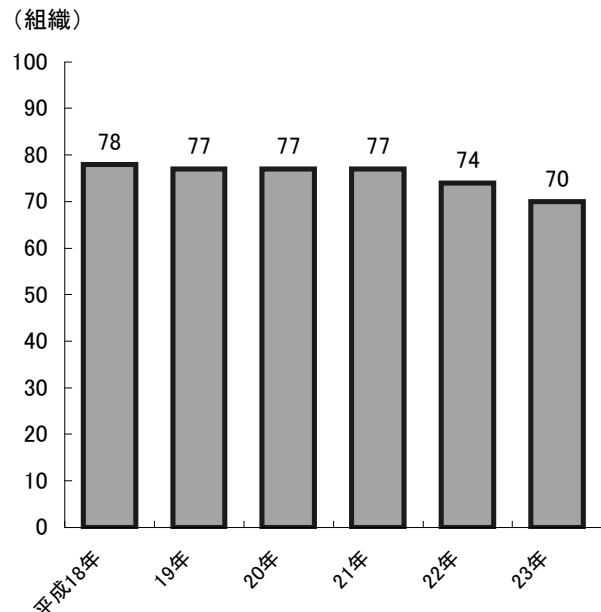
資料：農政課調べ（平成23年）

平成23年の家族経営協定の締結状況は228組で前年より1組増加したが、女性起業組織数は70組織で減少しつつある。

図B-25 家族経営協定の締結状況



図B-26 女性起業組織の推移

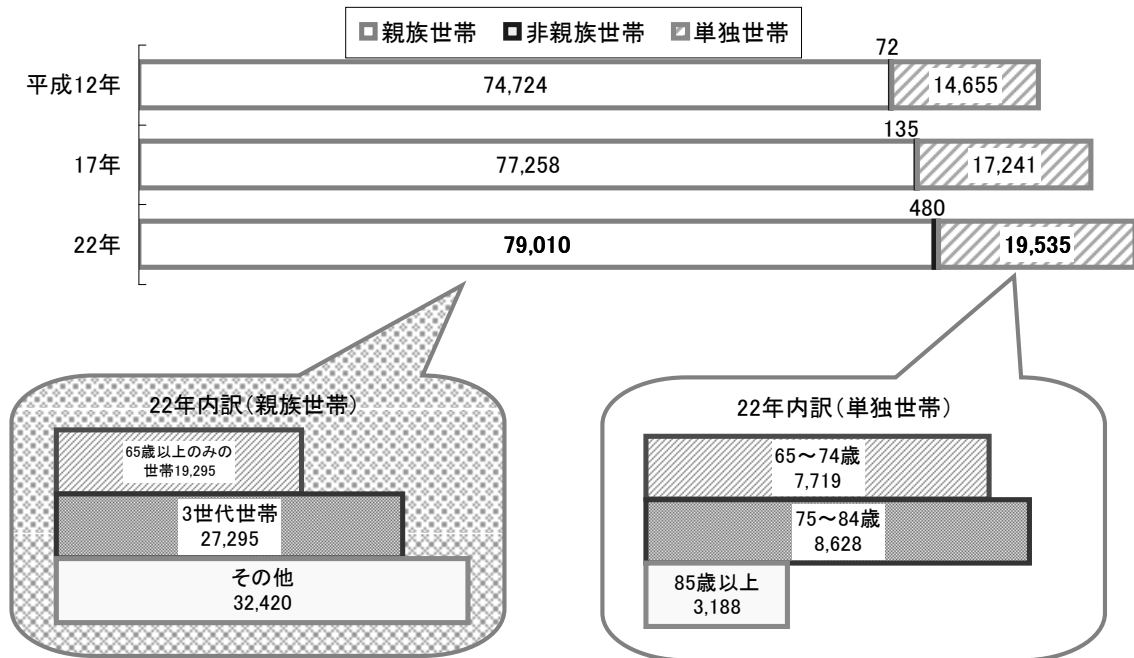


資料：農林総合研究所調べ（平成23年）

重点目標4：男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる会社になろう

平成22年の本県の65歳以上の親族のいる世帯は99,025世帯で、うち単独世帯は19,535世帯となっており、12年から増加傾向で推移している。

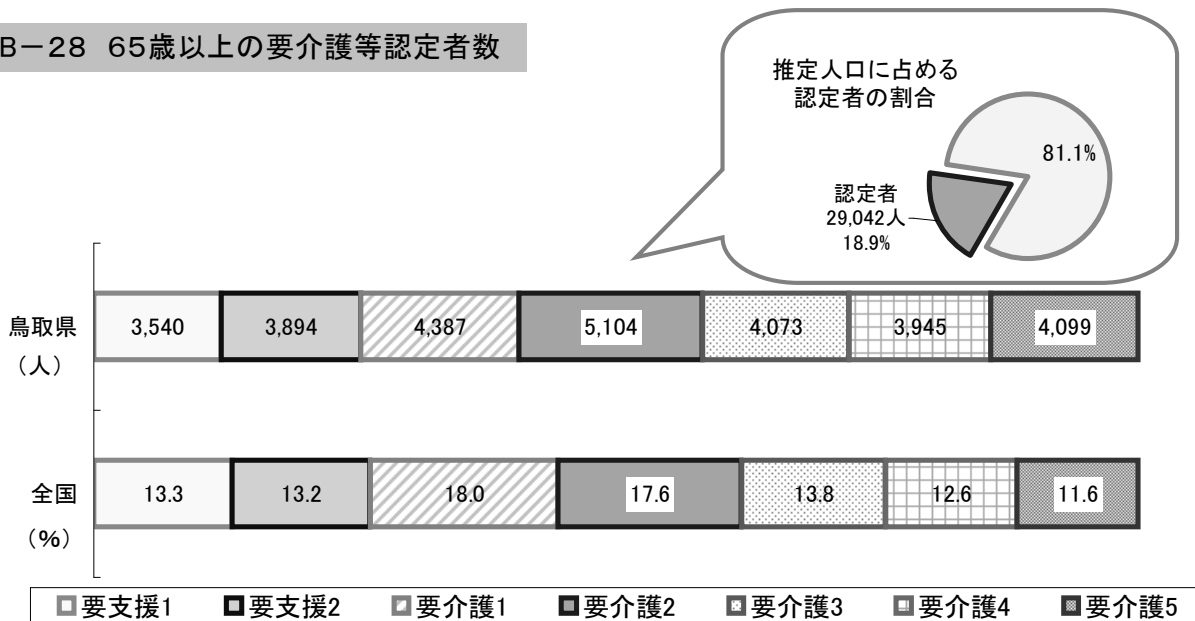
図B-27 65歳以上の親族のいる世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

平成22年の調査によると、県内の65歳以上で要介護または要支援の認定を受けているものは29,042人で、その割合は18.9%となっている。

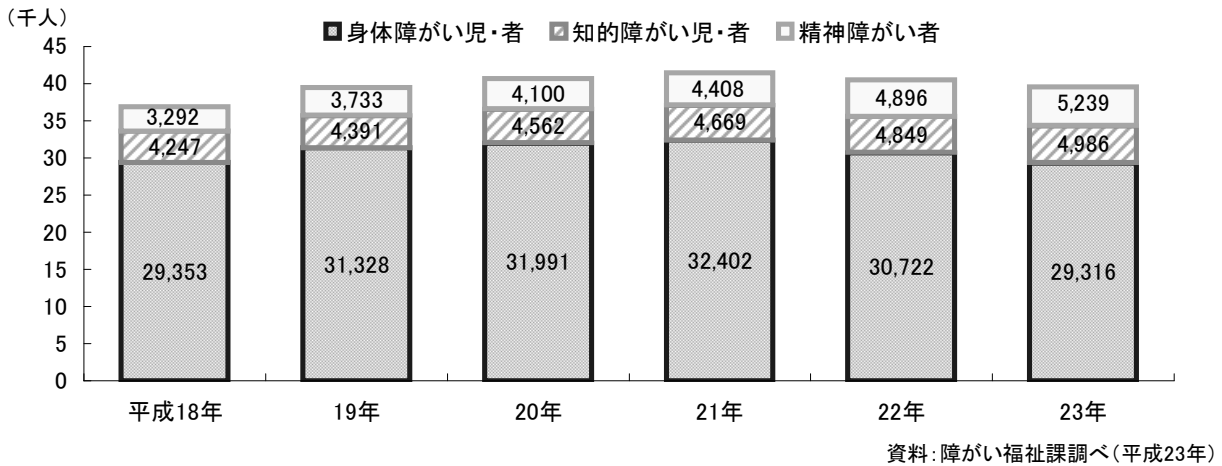
図B-28 65歳以上の要介護等認定者数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(平成22年)

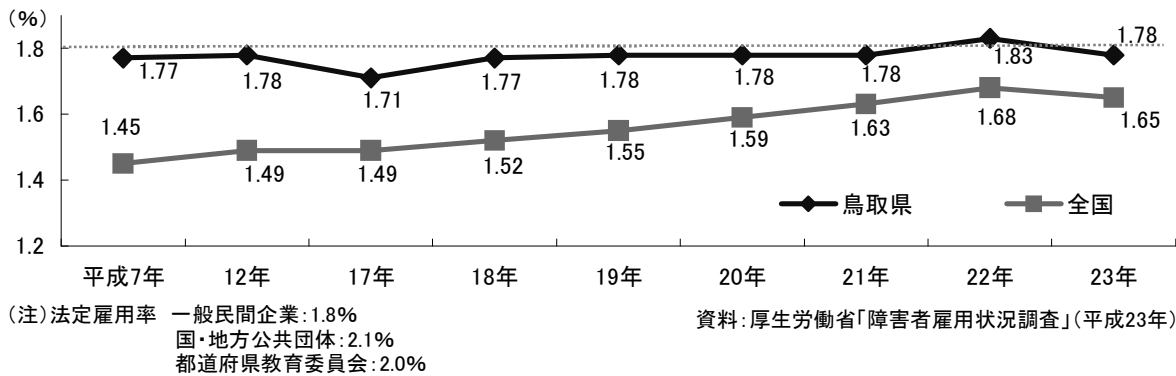
本県における各種手帳を所持する障がい児・者数は、身体障がいは減少、知的・精神障がいは増加している。

図B-29 障がい児・者数の推移



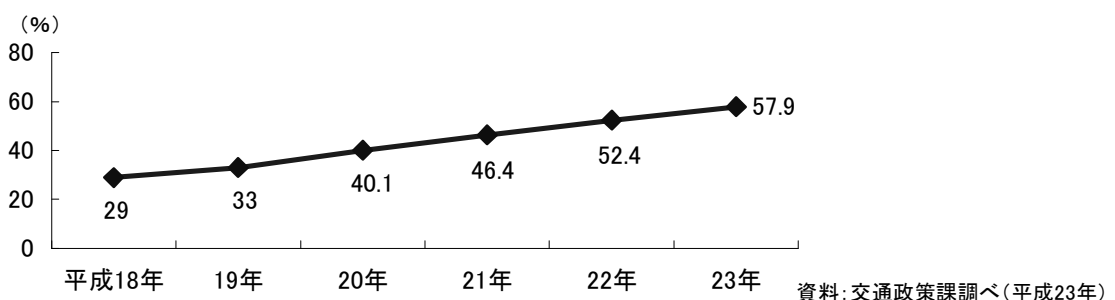
平成23年の障がい者の雇用状況調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は1.78%で、法定雇用率の1.8%を下回っている。

図B-30 一般民間企業における障がい者雇用率の推移



平成23年の本県における低床バスの導入率は57.9%で、バリアフリー化が徐々に進んできている。

図B-31 低床バスの導入状況

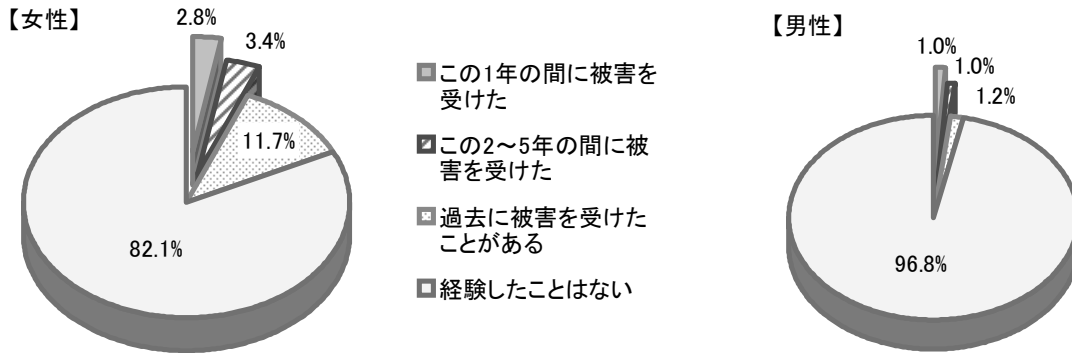


テーマC: 女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

重点目標1: 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

平成21年の調査によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の6.2%(16人に1人)、男性の2.0%(50人に1人)がこの5年の間に被害を受けた(受けている)と答えている。

図C-1 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験

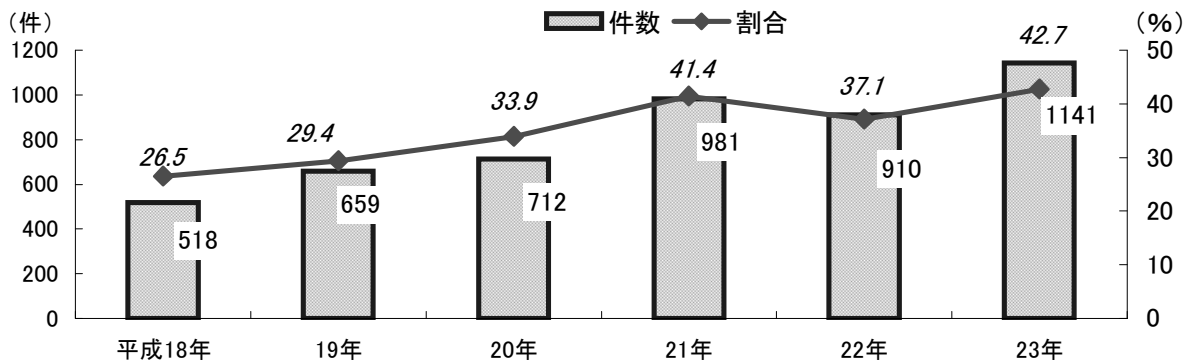


(注)DV(ドメスティック・バイオレンス): 夫婦、恋人間など親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

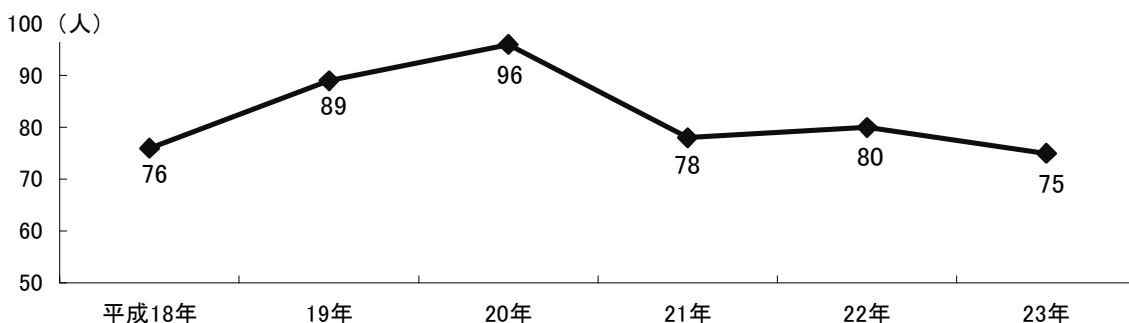
資料: 鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

平成23年の本県の福祉相談センター等で受けたDV相談件数は1,141件で、前年度より231件増加しており、総女性相談件数に対する割合は前年度より5.6ポイント上昇している。また、DVを主訴とする一時保護数は75人で、前年度とほぼ同数で推移している。

図C-2 DV相談件数の推移



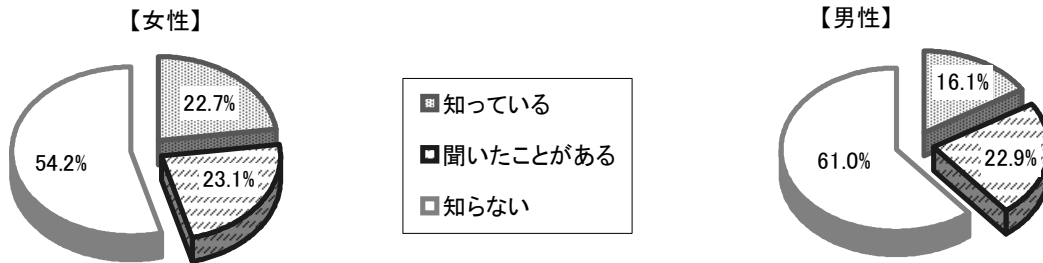
図C-3 一時保護数の推移



資料: 青少年・家庭課調べ(平成23年)

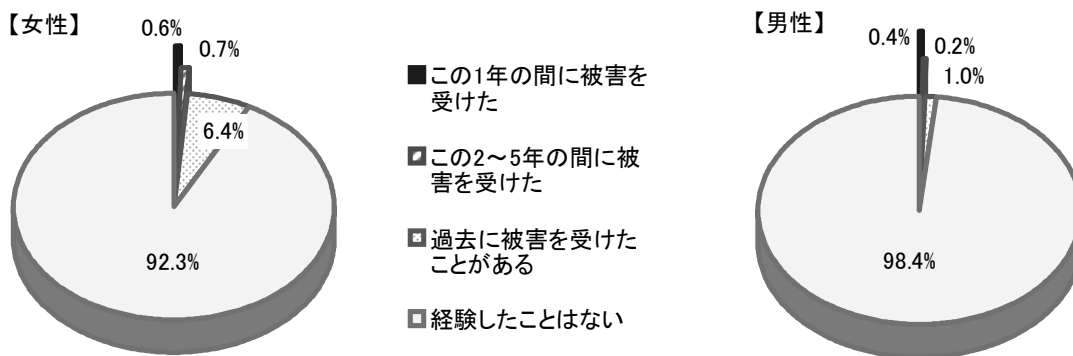
平成21年の調査によると、デートDVという言葉を知っている、聞いたことがあるとした割合は、女性で45.8%、男性で39.0%となっている。
 また、ストーカー行為については、女性の7.7%（13人に1人）、男性の1.6%（100人に1人強）が過去に被害を受けたことがあると答えている。

表C-4 「デートDV」という言葉の認知度



(注)デートDV：婚姻や事実婚の関係にない恋人などの親密な間柄でおきる、身体的・精神的な暴力で相手を支配しようとする行為。

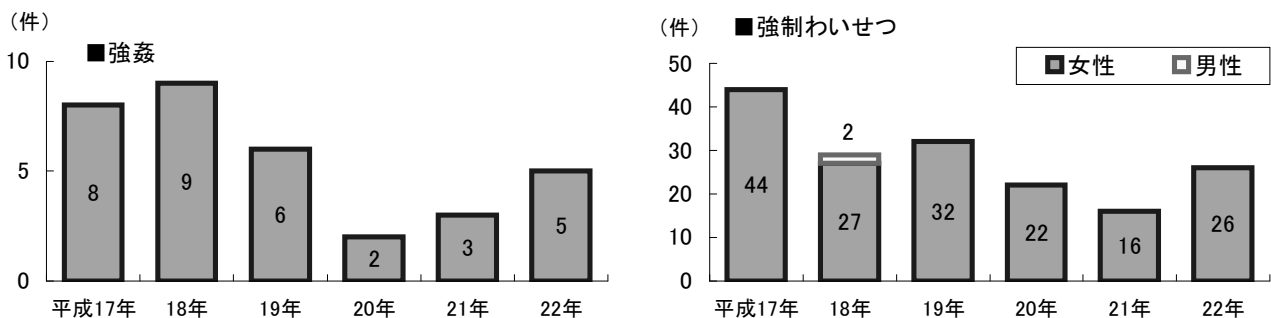
表C-5 ストーカーの被害経験



資料：鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

平成22年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、強姦は5件、強制わいせつは26件であったが、その全てで女性が被害者となっている。

表C-6 性犯罪の認知件数（被害者の性別）

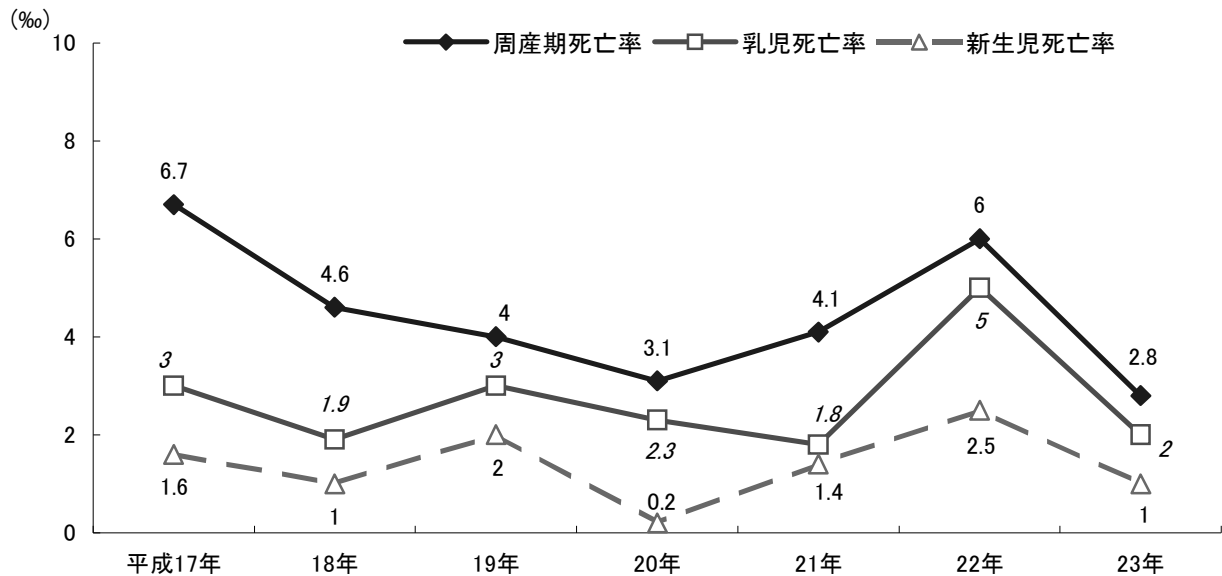


資料：鳥取県警察本部「犯罪統計書」（平成22年）

重点目標2：女性の健康を支援していこう

平成23年の本県の周産期死亡率は0.28%、乳児死亡率は0.2%、新生児死亡率は0.1%で、いずれも減少している。

図C-7 母子保健関係指標の推移

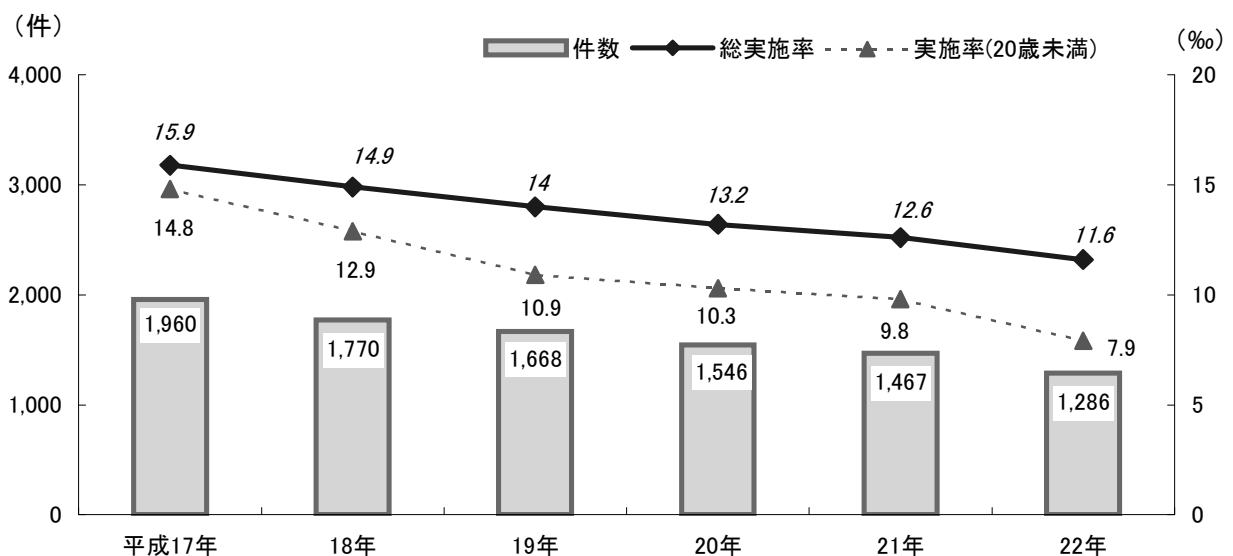


(注)「周産期死亡率」は、(年間の妊婦満22週以後の死産数+年間の早期(生後1週未満)新生児死亡率)÷年間の出生率×1000。「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の事件数÷年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

平成22年の本県の人工妊娠中絶件数は1,286件で、前年より181件減少し、総実施率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率のいずれも減少している。

図C-8 人工妊娠中絶件数の推移



(注)「人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶総件数÷15歳以上50歳未満女子総人口×1000

資料：厚生労働省「保健・衛生行政業務報告」(平成22年)

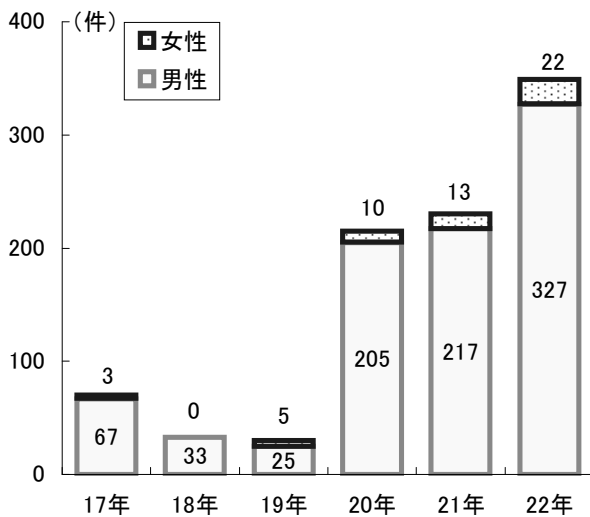
平成22年調査によると、本県の性感染症定点報告対象の4疾病のうち淋菌感染症と性器クラミジア感染症の患者数は、淋菌感染症は349件、性器クラミジア感染症は477件で前年に比べ男女とも増加しており、特に男性の淋菌感染症は前年より100件以上増加している。

表C-1 感染症患者数

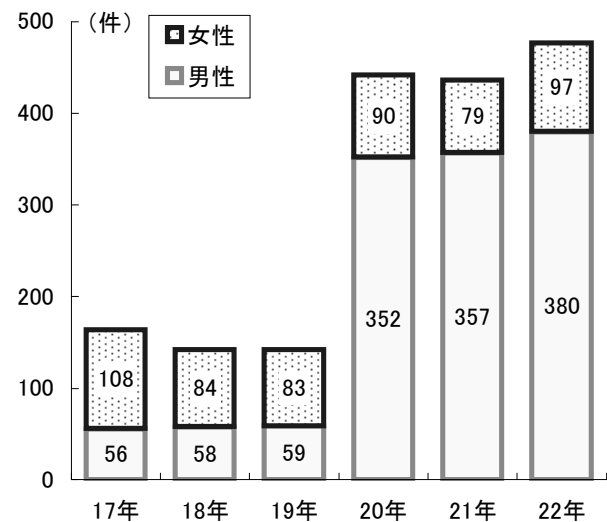
区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年
梅毒	3	1	1	0	5	0
後天性免疫不全症候群	2	3	1	1	4	3
淋菌感染症 ※	70	33	30	215	230	349
性器クラミジア感染症 ※	164	142	142	442	436	477

※淋菌感染症及び性器クラミジア感染症については、一定人口毎に定められた指定届出機関(県内5カ所)での数値。なお、20年中に2定点において医療機関の変更があり、これが件数の推移に大きく影響している。

図C-9 淋菌感染症の男女別推移



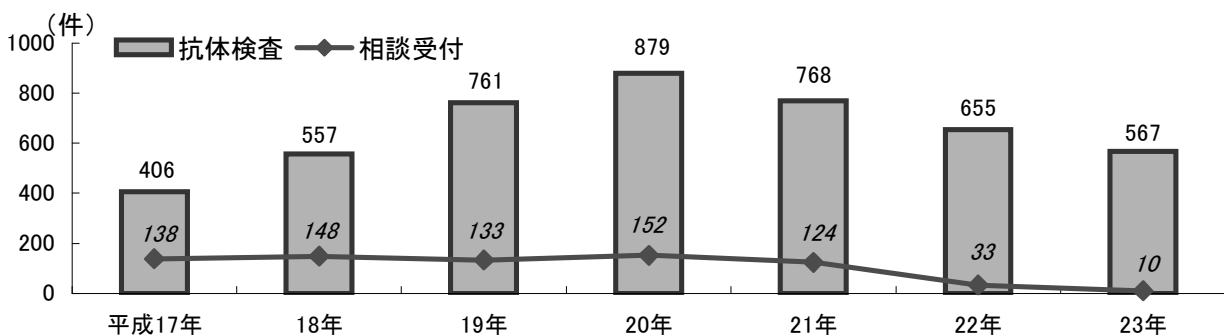
図C-10 性器クラミジア感染症の男女別推移



資料:鳥取県感染症発生動向調査(平成22年)

平成23年の本県の感染症法に基づくエイズ患者・感染者情報によると、保健所におけるHIV抗体検査は567件で前年に比べ88件減少し、相談受付は10件で23件減少している。

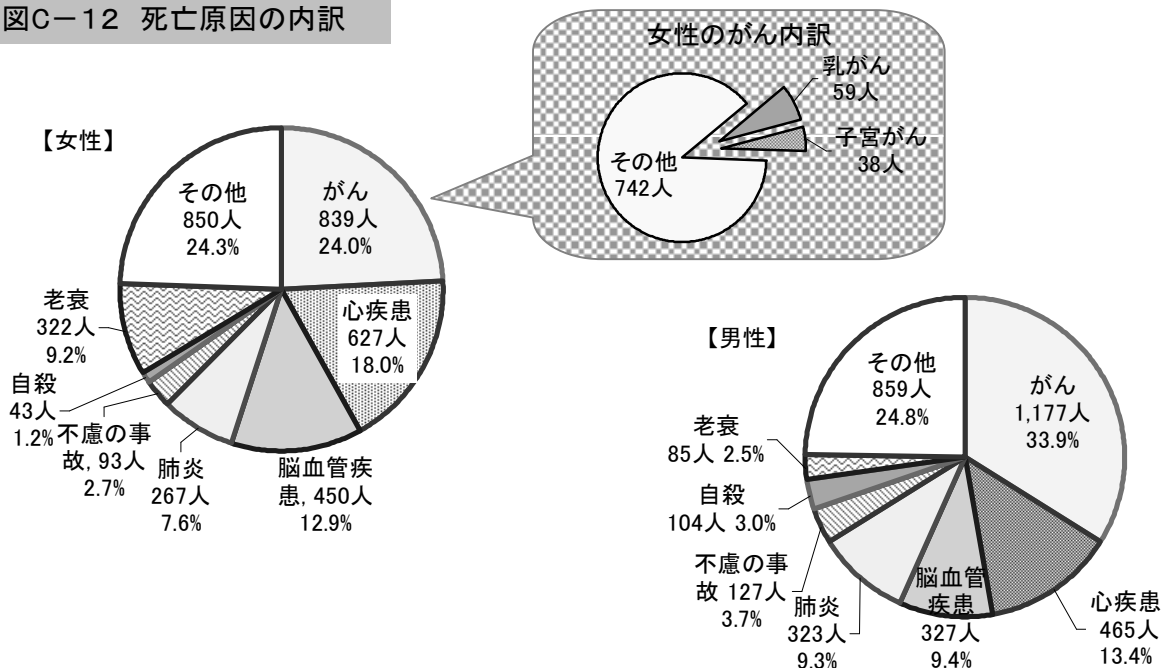
図C-11 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料:厚生労働省「エイズ発生動向年報」(平成23年)

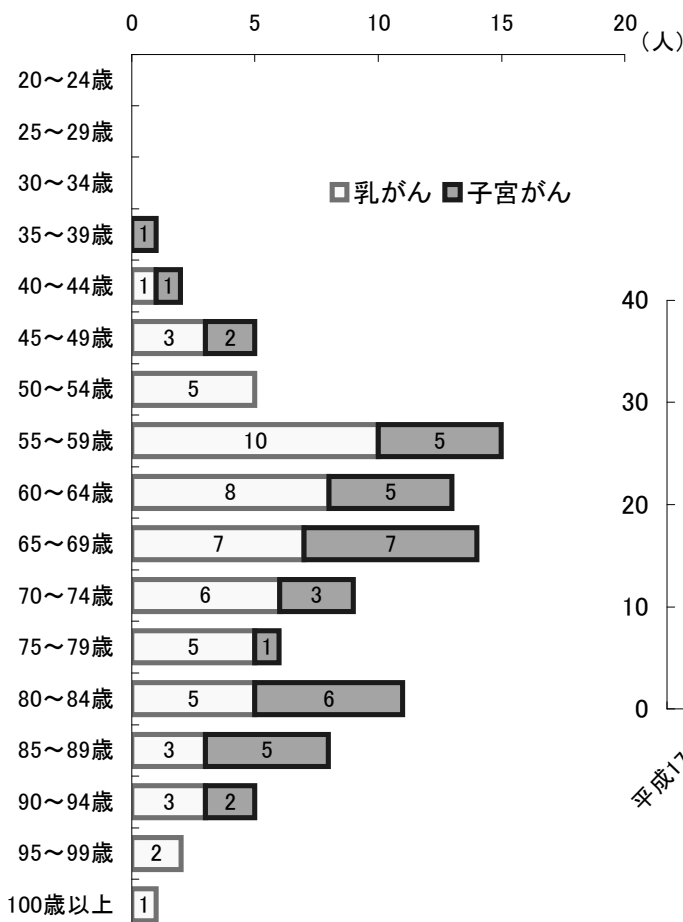
平成23年の本県における死亡原因の1位は男女とものがんであるが、女性では乳がんで59人、子宮がんで38人の方が亡くなり、年齢別では55歳以上で多くなっている。
また、平成22年の本県のがん検診受診率は乳がんで30.5%、子宮がんで30.1%となっている。

図C-12 死亡原因の内訳



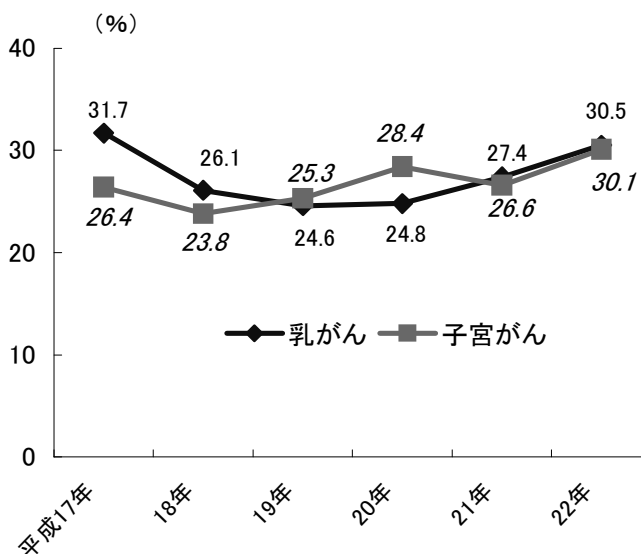
資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

表C-13 女性のがん年齢別死亡者数



資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成23年)

表C-14 女性のがん検診受診率



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成22年)

II 男女共同参画施策の実施状況

第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

①議会への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画社会づくり推進事業	○男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	・男女共同参画白書：290部（備付先：図書館、県民課・局） ・男女共同参画マップ：400部（配布先：市町村、公民館等） ・施策実施状況及び関連データをHP公開、随時更新	男女共同参画推進課
○議会傍聴者託児サービス	○議会傍聴者への託児サービス	・託児利用：1人 ・託児室の利用促進を図るために、積極的に広報活動を行っている。（テレビ・ラジオ・県政だよりでのCM、議会中継中のテロップ等）	議会事務局

②審議会などへの女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	○男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考に活用する	・男女共同参画に関する人材養成、女性登用促進などを推進する。 ・登録者数：95人（よりん彩ホームページで公開） ・登録申請様式を簡素化し、センター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図っている。	男女共同参画センター
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	○男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）	男女共同参画推進課

③自治体の管理職への女性の登用を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○県職員における女性幹部登用の促進	○性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	<人事企画課> ・性別を問わない能力、実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。 ・管理職総数に占める女性管理職員の割合：8.2% ・管理職を含む係長級以上職員数に占める女性職員の割合：16.4%（H23.4.1現在） <教育総務課> ・能力や実績に応じて女性管理職員を積極的に登用するよう、人事異動において個別に配慮している。 ・全体の管理職総数に占める女性管理職の割合 本庁：14.3% 地方機関及び教育機関：28.6%（H23.4.1現在）	人事企画課 教育総務課
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	○男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）	男女共同参画推進課
○自治体・企業など組織のトップへの理解促進	○男女共同参画トップセミナーの開催	・誰もが個性と能力を発揮できる活力ある地域、職場を作るため、自治体や企業など組織のトップを対象に、男女共同参画の理解を深めるセミナーを開催。 * 男女共同参画トップセミナー（H23.10.20、参加者：約150名）	

④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画推進企業認定事業	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	・男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより、県内企業への男女共同参画の普及推進を図る。 【認定要件】次の取組を積極的に実施し、関係法令を遵守していること。 ①仕事と家庭の両立支援 ②男女がともに働きやすい職場づくり ③男女均等な能力活用 【有効期間】3年間 【認定企業数】455社（H24.3末現在） ・県内3カ所に推進係（各1名）を配置し、個別企業を訪問し認定制度の周知や申請に向けたきめ細かな働きかけ・サポートを行った。 ・平成22年度に認定した企業等の取組内容や効果を紹介する事例集を作成し、教育機関、ハローワーク、商工団体等に配布することによりPR。	男女共同参画推進課
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	○男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）	
○自治体・企業など組織のトップへの理解促進（再掲）	○男女共同参画トップセミナーの開催	（再掲）	
○ともに歩む自治会づくり支援	○事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・事例集、手引き、DVDの活用促進 ・出前講座等の開催	男女共同参画センター
○教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	○県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関（大学等）における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	・女性役員等の就任状況を調査した（19年度） * 私立学校（学校法人）：21% * 高等教育機関：15%	教育・学術振興課

⑤積極的改善措置（ポジティブアクション）の考え方を広める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	○男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）	男女共同参画推進課

2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう 教育と学習の機会を充実しよう

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○学校における男女共生教育の充実	○全教育活動における男女平等観の育成 ○個性を生かした進路指導の充実	・県内外の教職員及び県民等を対象とした「鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、講演会、公開学習、分科会等を行い、道徳教育の一層の充実を図った。（H23.8.9開催、参加者：約240名） ・各学校では、家庭科や総合的な学習の時間、道徳や学級活動などで、男女平等の考え方やその意義について学習するとともに、他教科等を通して、規範意識や命の大切さ、生き方などについても、発達段階に応じた学習を実施している。 ・県教育委員会では、自立した心豊かな人づくりをめざして、豊かな人間性や社会性の育成など、知徳体のバランスのとれた児童生徒を育成する学校教育の推進に取り組んでいる。	小中学校課 特別支援教育課
○男女共同参画意識の育成	○「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成する	・市町村人権教育主任研究協議会や学校訪問等の機会を捉えて、事例集の活用が図られるよう働きかけている。 ・県立学校の教職員研修において、当該が作成した「デートDV」に関する学習教材を紹介した。	人権教育課
○未来の親となるための学習推進	○保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる	・男女共同参画社会の実現に向けた学習は、教科「家庭」の必修科目「家庭総合」「家庭基礎」における家族と家庭生活を取り扱う中で、また、教科「公民」の科目「現代社会」における基本的人権、職業生活、労働条件、少子社会等を取り扱う中で、それぞれ行っている。 ・また、教科「保健体育」では、結婚生活と健康について取り扱う中で、責任感や相手への思いやり、周りの人（パートナー）への支援の必要性を学習している。 ・特別活動においては、人権教育や性教育などで男女相互の理解と協力の大切さを学習している。	高等学校課
○心のふれあいプロジェクト（指導員の養成）	○赤ちゃんとその保護者、小中高校生がふれあう「赤ちゃん登校日」の実施及び指導者の養成	・教科「家庭」の必修科目「家庭総合」「家庭基礎」や専門科目「発達と保育」「児童文化」などの中で子育てに関する学習を行っている。 ・様々な機会を工夫し、多くの学校で保育実習や観察保育などの体験学習を実施している。（H22年度：県立高校15校） ・指導者認定のための講座（「赤ちゃん登校日の理解」「赤ちゃん登校日の実際を見学」「指導の実践」）を年間を通して実施した。	家庭・地域教育課
○未来のパパママ育み事業	○高校生等に将来親になるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうための出前教室を開催	・高校生等に結婚、妊娠、子育て等に関する知識・情報を提供し、自分のライフプランを描いてもらうことで、将来、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうことを目的とした「未来のパパママ育み出前教室」を助産師会に委託して実施した。（H23年度：高等学校等25校、55講座）	子育て応援課

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○特定の分野に偏らない進路指導	○進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導を行う	・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう各学校で特色ある教育活動を展開しており、進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じたきめ細かな指導を行った。	高等学校課

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○生涯学習講座等の開催	○とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 ○生涯学習講座等を企画・実施する社会教育主事や公民館主事等に対する研修の実施	・「教育・福祉」などをテーマとした講座を開催するとともに、生涯学習講座等を企画・実施する者に対する研修を実施した。	家庭・地域教育課 各教育局
○生涯学習情報の提供	○インターネット、情報誌等での生涯学習情報の提供	・「県民学習ネット」や情報誌「生涯学習とっとり」などにおいて、関連する生涯学習情報を提供した。	
○県立人権ひろば21（ふらっと）の運営	○図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	〔鳥取県立人権ひろば21管理委託費〕 ・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 ・人権ライブラリーの運営（図書、啓発ビデオ等の選定・貸し出し） ・交流スペースの運営（イベント、人権学習会等の開催） ・来館者数：3,631人、図書等貸出：1,252件、小イベント：13回	人権・同和対策課
○（社）鳥取県人権文化センターへの支援	○人権問題に関する各種研修会、講座の開催	〔鳥取県人権文化センター補助事業〕 ・専門機関として人権問題調査研究、人権啓発推進員養成・実践講座の開催、人権啓発事業等を行っている（社）鳥取県人権文化センターに対し運営費助成（会費の負担）を行う。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○県民自ら行う人権学習の支援	○NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	〔県民自ら行う人権学習支援補助金〕 ・県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの開催経費の一部を補助し、広域的な人権啓発活動を促進している。(補助団体：11団体、参加人数：1,835名)	人権・同和対策課
○人権協働ネットワークの推進	○複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	〔人権協働ネットワーク「ミニシンポジウム」実施事業〕 ・県民の人権に関する自発的な取り組みを公募・委託実施し、行政との協働による地域の研修機会の提供等人権啓発を推進している。(参加団体：5団体、参加人数：1,507人)	
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	○男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)	男女共同参画推進課
○男女共同参画センターによる普及啓発	○各種講座、セミナー等による意識啓発 ○関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	・共同参画時代の自分磨きセミナー等講座の開催(各種普及啓発・人材育成講座を実施) 開催回数：41回、受講者数：延べ1,436人 ・図書、ビデオ等の貸出：7,002件 ・情報相談件数：336件	男女共同参画センター
○男女共同参画団体への活動支援	○県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	・採択事業数：3事業(補助金額：上限20万円)	
○よりん彩活動支援事業	○県民が自ら企画し、開催する事業に対して補助を行う	・利用件数：45件、参加者数：3,011人 うち企業関係利用 利用件数：6件、参加者数：375人 ・前年同様の活動支援事業にあわせて、企業セミナーも行う。	
○人材育成講座の開催(再掲)	○男女共同参画の理解者の層拡大	・共同参画時代の自分磨きセミナー さまざまなテーマで男女共同参画理解を進め、理解者の裾野拡大を目指す。(直営3、委託3)	
○行政職員研修会の開催(対象：県職員)	○県職員の初任研修等、男女共同参画に関する内容を盛り込む	・新規採用職員研修、新任課長級研修及び新任係長級研修の人権研修の中で、女性の人権を盛り込んで実施した。	職員人材開発センター

④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画センターによる普及啓発(再掲)	○男性向け講座による意識啓発	〔男の人生マネジメント講座委託事業〕 ・公募によるNPO法人への委託事業 ・定年を迎える男性が男女共同参画を自分のものとして考え、実践し、仕事だけでなく、地域・家庭でのあり方も大事にしながら多様な生き方を実現していく講座として2回連続で開催。	男女共同参画センター

広報・啓発活動を充実する

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○「男女共同参画の目指すべき姿」のPR	○第2次計画に示した「男女共同参画社会の目指すべき姿」をわかりやすい形でPR	・啓発用のリーフレット・ビデオを作成し、PRに努めた。	男女共同参画推進課
○市町村条例・計画等の策定促進	○市町村担当課長会議の開催 ○個別の働きかけ	・担当課長会議等を通じて、働きかけを行った。 ・条例制定：16市町村済(H23年度：境港市、大山町制定) ・計画策定：全市町村策定済	
○人権尊重理念の啓発	○テレビ等による啓発の実施 ○人権問題講演会等の開催 ○各種啓発資料作成・配布	〔人権啓発広報事業〕 ・テレビポット制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス、人権・同和問題啓発ラジオ等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 〔とっとりユニバーサルデザイン推進事業〕 ・啓発展示、研修、出前授業、出前講座を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。 〔人権問題研修推進事業〕 ・県・市町村の行政関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。	人権・同和対策課
○県民自ら行う人権学習の支援(再掲)	○NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	(再掲)	
○人権協働ネットワークの推進(再掲)	○複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	(再掲)	
○男女共同参画に係る啓発	○研修会等による女性自身の参画意識の高揚	〔日野郡男女共同参画連絡会への参画〕 ・日野郡における男女共同参画社会の実現を目的とする連絡会に構成員として参画。(事務局：日南町役場総務課) ・研修会等への協力、参加 ・広報誌発行に係る協力 ・研修ツアー(11月)、研修会(2月)、広報誌発行(3月)	日野総合事務所県民局

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	○「鳥取県行政広報物ガイドライン」による広報物作成時のチェック	・関係者への周知。	男女共同参画推進課

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○青少年健全育成条例施行	○青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ○健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ○有害図書指定審査会の開催	・携帯電話へのフィルタリングの徹底と深夜外出の制限に関して条例を改正。 ・実態把握のためレンタルビデオ店、ネットカフェ、カラオケ店等への立入りを随時実施している。 ・健全育成協力員が適宜調査を行っている。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し、有害図書類を指定。 ・携帯電話販売店に対する販売実態等の調査を実施。	青少年・家庭課
○メディアとの接し方に関する啓発	○協議会主催による「フォーラム」の開催 ○NPOに委託し、ケータイ・インターネット教育推進員養成、子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施	・保護者や関連企業・団体などと連携し、情報判断能力を育てるための啓発活動等を行った。	家庭・地域教育課
○情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	○学校における情報教育の充実	・高等学校では、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等のあらゆる場面で、情報活用能力の育成を図っている。また、今日的課題である、情報モラル関連の内容については、大学教員等の外部の専門家を招き、男女の人権尊重やインターネットを利用する際のモラルやマナーの講座を開催し、学習機会の拡大や情報提供に努めている。	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課
	○教職員に対する研修	・本センターが実施する情報教育の専門研修において、ICT活用指導力に併せ、情報モラル指導力の向上に関する内容を取り上げている。また、基本研修、道徳の研修講座の内容に、情報モラルに関する内容を組み込んでいる。 * ICT活用能力（ICTを用いて授業できる教員の割合） 県平均（小：72.8%、中：62.1%） 全国平均（小：68.9%、中：62.0%）	教育センター

3 様々な分野で男女共同参画を進めよう

①防災・復興分野で男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援 ○地域ごとの組織づくりや活動推進への支援	○女性防火組織の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を進める ○女性の消防団活動への参加拡大 ○鳥取県女性防火・防災連絡協議会による事業の促進	・鳥取県女性防火・防災連絡協議会の総会、幹事会及び研修会を開催し、女性防火・防災組織の相互の連携と活動支援を行った。 ・市町村が女性消防団（分団）員を採用する場合に、その導入経費を防災・危機管理対策交付金により支援した。 ・女性消防団員の増加（H19.4.1:70人→H24.1.1:129人）	消防防災課

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画団体への活動支援（再掲）	○県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	（再掲）	男女共同参画センター
○人材育成講座の開催	○女性審議会委員向け講座による意識啓発	・まちを元気にする女性塾（4地区女性団体へ委託）9～3月にかけて倉吉市（倉吉市男女共同参画推進会議）、日野町（日野郡男女共同参画連絡会）、三朝町（三朝町男女共同参画推進会議）、境港市（境港市女性団体連絡協議会）において開催	
○環境教育推進事業	○環境教育・学習アドバイザー制度 ○学校等で使用する環境教育の教材作成等	・子どもエコクラブ、学校、一般の県民等が実施する環境学習に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを紹介し、環境学習会のサポートを行い、県民の主体的な環境学習の促進を図っている。 アドバイザー登録数：70人（24.3末現在）	環境立県推進課

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○ともに歩む自治会づくり支援（再掲）	○事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	（再掲）	男女共同参画センター
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	○各種講座、セミナー等による意識啓発 ○関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	（再掲）	
○男女共同参画センター相談事業	○電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	・相談件数：2,299件	
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	○保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ○家庭教育支援者育成セミナーの実施 ○家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	・市町村等が行う子育て講座の開催や、家庭教育に関する広告による啓発を通じ、家庭や地域社会における男女共同参画について啓発を行った。 ・特に、母親と父親の協力による子育てを促すため、子どもへの見守りや言葉かけについて啓発を行った。	家庭・地域教育課
○社会教育主事の養成	○社会教育について専門性の高い人材の養成	・資格付与を目的とした講習をインターネットを活用して県内の会場で受講できるようにし、教育委員会各課や社会教育施設、市町村教育委員会等職員の資格取得を促進した。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○人権尊重理念の啓発（再掲）	○テレビ等による啓発の実施 ○人権問題講演会等の開催 ○各種啓発資料作成・配布	（再掲）	人権・同和対策課
○県民自ら行う人権学習の支援（再掲）	○NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	（再掲）	
○人権協働ネットワークの推進（再掲）	○複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	（再掲）	

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○非営利公益活動促進	○NPOの活動支援：アドバイザー派遣、NPO運営研修会、NPO制度説明会 ○職員の啓発：県・市町村職員NPO研修会	・新しい公共支援事業によるNPO相談窓口の設置、専門家派遣 ・NPO設立説明会 ・広報補助金 ・助成金情報及びイベント情報のホームページへの掲載及びメール配信 ・協働に関する行政職員研修 など 非営利公益活動促進に資する事業を実施している。	鳥取力創造課
○青少年育成国際協力推進事業	○青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	〔青少年国際協力支援事業〕 ・県補助金を財源に、国際交流財団から青年海外協力隊鳥取県OV会に対して、青年海外協力隊の普及広報活動や帰国報告会の開催に係る経費について助成。 ・青年海外協力隊員を「とっとり国際協力大使」として委嘱し、県を紹介するための各種資料を送付するとともに、活動内容を県のホームページでPRしている。	交流推進課
○社会教育関係団体指導者の育成支援	○婦人会、青年団等の活動支援 ○PTA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施	・婦人会、青年団、PTAなど社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を促進した。	家庭・地域教育課 各教育局
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供（再掲）	○保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ○家庭教育支援者育成セミナーの実施 ○家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	（再掲）	家庭・地域教育課
○父親の家庭教育参加促進	○「おやじの会」の取組支援 ○学習支援の場、子どもたちの体験活動支援の場の創出	・県内各地で実施する「おやじの会」などの活動を支援して、父親の地域活動や家庭教育参加を促し、地域社会や家庭における男女共同参画を促進した。 ・「おやじの会」とのタイアップにより、子育てを支援する環境づくりを進め、具体的な支援の場を創出した。	
○ボランティア活動、地域活動への参加	○授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援する。社会において地域や家庭の一員として貢献できる人材育成 ○若年層の参加促進	・県立学校裁量予算学校独自事業において、地域を担う人材を育成する観点から、多くの学校で地域と連携したり、地域を活性化する事業などを企画し、地域への貢献活動を行う取組が積極的に進められている。また、鳥取県福祉ヘルプメイト認定制度により、ボランティア活動を推進している。 ・若者を中心に、ボランティアに興味のある者に対し、多岐にわたる分野の情報を収集し、情報提供やマッチングを行うボランティアセンターを設置する。	高等学校課 鳥取力創造課

5 国際社会の一員として行動しよう

①国際社会の一員として男女共同参画の取組みへの理解を深める

②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○環日本海女性指導者交流事業	○環日本海女性指導者交流会への開催、参加	・北東アジア女性指導者交流会と統合	男女共同参画推進課
○日韓女性交流事業	○韓国江原道の女性との相互理解	・北東アジア女性指導者交流会と統合	

③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○在住外国人支援事業	○多文化共生支援事業の実施 ○私費留学生奨学金支給 ○「国際交流の集い」開催 ○生活相談窓口の運営	〔国際交流財団助成事業〕（県の助成を受け同財団で次の事業を実施） ・多文化共生支援事業として、医療通訳ボランティアの派遣とフォローアップ講座の開催、多文化共生出前講座等を実施 ・私費留学生奨学金支給：対象者11名 ・県内3箇所（東部2回、中部2回、西部4回）で在住外国人と一般県民の交流会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で在住外国人向け日本語教室を開催 ・県内2箇所（東部・西部各1回）で日本語講師養成講座、県内3箇所（東部・中部・西部各1回）で日本語ボランティア研修会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で英語、中国語による生活相談窓口を運営	交流推進課

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくらう

①女性の能力開発を進めるための支援を行う

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○職業訓練の実施	○訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施(2ヶ月～2年間) ○託児サービス付離職者向けの職業訓練を設定し、子育て中の方の就労を支援	・新規卒者対象訓練：114名入校 ・離職者対象訓練：940名入校 →就職者543人(24年3月末現在) ・新規高校卒業未就職者対象訓練：9名入校 ・障がい者対象訓練：30名入校 ・在職者対象訓練：235名入校	雇用人材総室
○男女共同参画推進企業認定事業	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	(再掲)	男女共同参画推進課
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	○チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発	(再掲)	

②雇用の場において男女に平等な機会(チャンス)があり、かつ母性が尊重される企業を育成する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	(再掲)	男女共同参画推進課
○企業自立化支援資金	○施設整備等に対する金融支援	・企業自立化支援資金では、福利厚生施設充実等に要する資金を対象に含めて支援中。(融資対象設備には特別な要件を定めていない。) ・積極的PRIによる利用促進に努めた。 ・企業自立化支援資金の融資実績(H23年度：70件、993百万円)	経済通商総室

③雇用の場における積極的改善措置(ポジティブアクション)を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	(再掲)	男女共同参画推進課

④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○企業経営者等に対する啓発の充実	○企業経営者等を対象とした人権セミナー開催	[人権問題研修推進事業] ・企業関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した取り組みの推進及び人権意識の高揚を図っている。	人権・同和対策課
○自治体・企業など組織のトップへの理解促進(再掲)	○男女共同参画トップセミナーの開催	(再掲)	男女共同参画推進課
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	(再掲)	
○よりん彩活動支援事業(再掲)	○県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援	(再掲)	男女共同参画センター

⑤職場(学校、官公庁を含む)におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○人権相談窓口の設置	○電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う	[鳥取県人権文化センター補助事業] ・(社)鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業を助成し、幅広い人権分野の相談に対応している。 *人権相談窓口の設置：相談員(非常勤)3名(水・土・日) (産業カウンセラー2名/内1名 心理相談員) *23年度相談件数：272件	人権・同和対策課
	○関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応する	[人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業] ・県内3カ所到人権相談窓口を設け、県民からの相談に人権相談員が助言、情報提供し、関係機関との連携や専門相談員の活用により、問題解決の促進を図っている。 *23年度相談件数：364件	
○学校での生徒の相談窓口	○スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をとおして指導力の向上を図る	・臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を各教育局に1名ずつ配置し、非常勤のスクールカウンセラーと合わせて全高校へスクールカウンセラーを配置することにより、生徒への相談対応の充実を図った。	高等学校課
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲) ○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定 ○セクハラ防止啓発リーフレット配布 ○セクハラ防止のための普及啓発を行う	・認定企業及び申請を検討している企業等に対して啓発パンフレットを配布するとともに、企業等へのヒアリング時にセクハラ防止対策について働きかけを実施。	男女共同参画推進課
○職場環境づくりの推進(対象：県職員)	○ハラスメント防止委員会の設置 ○専門相談員の配置による相談体制の整備 ○相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ○庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話設置	・職員のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止研修会を実施 24.2.6(倉吉体育文化会館)、24.3.21(鳥取県庁) ・ハラスメント防止委員13名を任命 ・専門相談員(外部1名、内部17名)の配置 ・各所属への出前講座の実施(23年度実施回数：15回) ・パワー・ハラスメント防止のしおりを作成し、全所属に配付。	福利厚生課

2 仕事と家庭を両方大切にしよう

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○企業との連携による子育て環境の整備	○家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進 ○講師派遣等による企業等における研修支援	・企業と連携し、保護者が子育てに参加しやすい環境づくりを進めることにより、男女共同参画の視点に立った子育てを支援した。 * 家庭教育推進協力企業との協定締結：533社（24.3末時点） ・ポスターやロゴステッカーを作成し、従業員の方々に企業における取組を周知し、より良い職場づくりに努めた。	家庭・地域教育課
	○従業員である保護者が、家庭で読み聞かせなどを行うことのできる環境の整備	・家庭教育推進協力企業と連携して、働く大人が職場で絵本等を借りることのできるよう環境を整備するため企業文庫を設置した。	
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	（再掲）	男女共同参画推進課
○ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランス出前講座の実施	・県民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め実践に繋げてもらうため、地域住民グループ、民間団体等が開催する研修会へ講師を派遣。 * 派遣団体：5団体	雇用人材総室
	○労働相談体制の充実 ○労働セミナーの拡充 ○普及啓発活動の充実	・県下3地区で労働相談、労働セミナー、労務管理アドバイザー（社会保険労務士）による事業所への労務管理に係る助言等職場環境改善に係る社内研修等への講師派遣を実施。 * 相談件数：3,724件（内職相談含む） * セミナー開催回数：20回（558人参加） * 事業所訪問件数：444件 ・従業員・管理職等に対し意識啓発を図るため、事業所等が実施する社内研修等へ講師を派遣した。 * 派遣件数：40件（1,442人参加）	
○育児・介護休業者生活資金支援事業	○育児・介護休業者に対し生活資金の貸し付けを行う	・育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進する。 融資対象者：育児・介護休業利用者本人 融資条件：〔限度額〕100万円〔貸付利率〕1.0%〔償還期間〕育児・介護休業終了の翌月から5年以内（休業中は元金据置） * 23年度実績なし（問い合わせ2件）	
○育児・介護休業の取得促進	○社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る	・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の事業所訪問により、育児介護休業制度の普及、就業規則の整備など労働環境の改善を図った。 アドバイザーを東・中・西部3箇所（各1名）に配置。 ・面談時に労務状況確認、指導を行った事業所数は418件。	
○産休等代替職員費	○産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について、補助する	・産休等の代替職員に支払う賃金について雇用期間に応じて補助を実施。 16～30日：90千円、31～45日：180千円、46～60日：270千円 61～75日：360千円、76～90日：450千円、91日以上：540千円	子育て応援課
○医師・看護職員の勤務環境改善	○医師の過重な労働の緩和 ○女性医師が仕事と育児等を両立し、継続して働くことのできる職場環境づくりの支援	・医療現場におけるワークライフバランス、男女共同参画を推進するための取組を鳥取大学医学部に委託し実施した。 （23年度実績：女性医師の会（2回）、女性医師を妻に持つ夫の会（2回）、ワークライフバランスの取組の情報発信） ・女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハードの整備の補助を実施した。（23年度実績：補助件数3病院） ・医師事務作業補助者を新たに採用する病院に対し補助を行うとともに、補助者が研修を行う際の代替職員の派遣を支援した。（H23実績：医師事務作業補助者等の補助（16病院）、代替職員の派遣委託（1病院））	医療政策課
	○医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・交代制勤務のある医師・看護師等が、仕事と育児の両立のため、ファミリーサポートセンター等を利用し、病院等事業者がその利用料を負担する場合、県がその一部を助成。（23年度実績：2事業者）	
○医師・看護職員の勤務環境改善（対象：県職員）	○医師、看護師等への両立支援による離職防止と再就職促進	・医師・看護師の欠員解消、専門職スタッフを確保するため院内保育を実施。（H21.10.1開始）	総合療育センター
		＜中央病院＞ ・職員の約8割を占める女性の医師（研修医含む）、看護師及び医療従事者等に対する相談・支援体制等を充実させるため、女性職員支援室を設置するとともに、院内での病児・病後児保育を実施。 ＜厚生病院＞ ・主に看護師の定着・確保を目的として、病院内保育所を設置。	病院局総務課
○ワーク・ライフ・バランスの推進（対象：県職員）	○時間外勤務削減、休暇取得促進等の啓発 ○ワークライフバランス実現のための意識啓発	・時間外勤務の削減及び休暇の取得促進など働き方の見直しを行い、県庁組織の活性化を図る。 ・時間外勤務の半減（H21比）を目標とし、業務見直し、一斉退庁日の設定、勤務時間の弾力化などの取組を実施する。 ・ワークライフバランス実現に向けた意識啓発や自発的取組の推進のための研修や機運づくりを行う。 * 23年度時間外勤務総時間（震災影響分等除く）44%縮減（H21比）	人事企画課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○「子ども・子育て応援プログラム」の実行（対象：県職員）	○子育て支援制度の周知 ○男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ○計画的な休暇の取得促進 ○職場の管理監督者への意識啓発 ○子育て応援メッセージによる情報発信（制度・休暇の活用事例・研修会等の情報） ○育児休業任期付職員の採用	・毎月「子育て応援メッセージ」を発行し、制度周知や意識啓発を行っている。 ・育児休業任期付職員について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。 ・育児休業取得中の職員が庁内LANに外部接続できるようにしている。 ・育児復帰支援プログラム（eラーニング）を提供している。 * 育児休業取得者（23年度：124名（うち男性6名）） * 部分休業取得者（23年度：30名（うち男性4名）） * 育児短時間勤務取得者（23年度：7名（うち男性1名）） * 育児休業任期付職員を採用（23年度：6名） * 育休者の庁内LAN外部接続（23年度：91名）	人事企画課
	○育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を行う ○乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ○職場参観デーの実施	・育児休業中職員の職場復帰支援研修会 H23年11月県内3箇所で開催 ・職場参観デー 23.8.4（木）実施、参加人数：6名（小学1～6年生） 県の概要説明、鳥取空港見学、参加児童の保護者の職場参観等	福利厚生課
○「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（鳥取県病院局）」の実行（対象：病院局職員）	○各種休暇・休業制度の周知 ○育児休業が取得しやすい環境づくり ○有給休暇が取得しやすい環境づくり ○超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立	・子育てに関する休暇・休業制度をLAN掲示板で案内するとともに、院内において研修会を開催するなど制度周知を行った。 ・職員の適正配置を助案し、必要に応じ職員を採用（医療技術職、看護師） ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信（産休・育休中の職員には併せて病院情報、研修情報等を送信）（19.4～） ・H22～26を対象期間とする後期計画を策定。	病院局総務課
○「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行（対象：教育委員会事務局及び県立学校教職員）	○子育て支援制度の周知・男性の育児休業 ○育児のための休暇の取得促進 ○計画的な休暇の取得促進 ○職場の管理監督者への意識啓発 ○育児休業任期付職員の採用	・校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、教育総務課の広報を活用して周知を図っている。 ・年次有給休暇の計画的取得及び取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知している。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信を行っている。 ・育児休業任期付職員（司書、学校栄養職員）について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。	教育総務課
	○子育て体験事例の紹介 ○育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ○男性職員を対象にした子育て講座の開催 ○職場環境相談窓口の設置	・広報紙に、男性育児休業取得者の子育て体験事例を掲載して、周知を図っている。 ・教職員を対象としたみんなの子育て講座を開催した。（22.6.26（土）鹿野そば道場、青谷上寺地遺跡記念館） ・育児休業中職員のための職場復帰研修会を開催した。（県内3会場） ・男性教職員対象の「親子でワークショップ作り」を開催した。（23.2.19（土）白兔会館 財団法人鳥取県教育関係職員互助会共催） ・職場環境相談に関するヘルプラインとして、教職員メール相談窓口を活用している。	

②子育てを支援する対策を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○県営住宅の優先入居制度	○県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・18歳未満の児童が3人以上の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成23年度の第一次募集の応募状況（H24.3月末）】 * 募集戸数144戸／応募者248名（1.72倍） （うち、多子・多人数世帯：入居決定者5名）	住宅政策課
○家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	○市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ○家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ○子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施	・子育てに関する電話相談や家庭教育啓発に関する新聞広告により、子育てに悩む保護者のサポートと県民への意識啓発を行った。 ・長期休業前後に電話相談カードを配布し、保護者への直接的な情報提供を行った。	家庭・地域教育課
○地域における子育て支援体制の構築促進	○公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ○PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進	・公民館等を中心に、地域における子育て支援体制の構築を図った。 ・PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築を図った。	
	○子育て王国とっとり建国運動	・平成22年9月23日に建国が宣言された「子育て王国鳥取県」について、その実現に向けた県民全体の機運の醸成を図るため、CM放送やポスター発行等の広報啓発事業、子育て川柳コンテストなどを実施	子育て応援課
	○とっとりイクメンプロジェクト	・子育て中の親の仕事と育児の両立支援、母親の身体的・精神的負担の軽減を図るため、以下のとおり、父親をはじめとした一般県民に対して、男性の育児参加及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る。 ・男性の育児に関するセミナー、フォーラムの開催 ・男性の育児に関する啓発冊子の発行	
	○地域の実情に応じてモデル的、先駆的な子育て支援事業を行うNPO等に対する補助	・地域の実情に応じて新たに取り組む創意工夫のある事業に対し、助成。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
	○子育て支援拠点等で、地域の 人材を活用した事業等を実施す る市町村に対する経費の補助	・児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター等において、 地域の人材をボランティアとして活用し子育て支援に取り組む市町村 等に対して助成。	子育て応援 課
	○子育て情報の収集と提供	・NPOに「子育て情報ライター」を設置し、地域の子育て情報の収 集・発信、ホームページ作成等の業務を委託して実施。	
○企業における子育 て支援体制の構築促 進	○子育て応援機運の醸成	・商工団体等に「子育て応援企業開拓員」を設置し、企業の社会貢献 活動への取組促進及び子育て応援パスポート事業の協賛店獲得を図 る。	
	○とっとりイクメンプロジェ クト	・子育て中の親の仕事と育児の両立支援、母親の身体的・精神的負担 の軽減を図るため、以下のとおり、企業経営者・人事担当者に対し て、男性の育児参加及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る。 * 男性従業員に育児休業を取得させた事業所に対して、 10万円～60万円の範囲で支給（男性の育児休業促進奨励金） →申請件数：5件（H23年度末） * 企業向けセミナーの開催 * 啓発冊子の発行	
○家族でお出かけ応 援事業	○オムツ交換や授乳等のために 必要な設備を整備した民間事業 者に対して補助	・県内の小売店、飲食店、医療機関等のベビーベッド、ベビーキープ 等の整備に対して補助を実施。	
○幼児版心とからだ いきいきキャンペ ーン事業	○市町村、保護者、保育機関が 一体となって就学前の幼児の基 礎的生活習慣の定着を図る	・11市町の保育所、幼稚園が幼児版心とからだいきいきキャンペ ーン事業補助金を活用して幼児期における生活習慣の定着に向けた取 組みを行った。 ・12月にテレビCM、ラジオCM、新聞広告によるキャンペーンを行っ た。 ・幼児版心とからだいきいきカレンダーを作成し、配布を希望する保 育所、幼稚園等へ配布した。	
○子ども電話相談運 営費助成事業	○親、友人、学校の先生等に相 談できない悩みなどの電話相談 を実施する民間団体へ経費助成	・15年度から子ども電話相談を行っているNPOを支援することによ って、親、教員など、身近な大人に相談できない子どもたちの相談相手 を確保し、児童の健全育成を図る。 ・毎週水曜日に電話相談を実施	
○届出保育施設等支 援事業	○届出保育施設等における保育 環境を整備し、入所児童の福祉 の向上を図る	・要件を満たす届出保育施設等に対して、入所児童数により補助金を 交付。 * 補助対象市町村：4市、補助額：1,475千円	
○認定こども園の設 置促進	○多様な保育ニーズへの対応や 幼児教育・保育の質の向上を図 るため、就学前の教育及び保育 の機能を備える認定こども園の 設置促進を図る	・認定こども園開設に向け、施設整備等に対する助成を行った。 * 平成23年度中4園開園	
○保育所等整備財源 の確保	○保育所・認定こども園・放課 後児童クラブ等の緊急整備に対 応する	・国からの交付金で造成した鳥取県安心こども基金を財源として、保 育所・認定こども園・放課後児童クラブなど、新たな保育需要への対 応・緊急整備を行う。	
○保育所乳児途中受 入円滑化事業	○私立保育所における年度途中 の乳児受入に対応するため、年 度当初から乳児保育担当保育士 を配置する経費を助成する	・年度途中の乳児受入のための保育士を配置する44施設に対し助成を 行った。 * 補助額：10,912千円	
	○すべての子どもに放課後等 の安全で安心な活動拠点を確保 し、様々な体験活動等を行う放 課後子ども教室の運営費を補助 する	・補助対象教室数：8市町32教室、特別支援学校6教室 対象児童：すべての児童 開催日数：週日、土日等 場所：学校の余裕教室、公民館等	
○多子世帯の保育料 軽減	○世帯の第3子以降（同時に2人 以上入所の場合は、国の軽減対 策とならない児童）の保育料を 国の定める保育料徴収基準額の 1/3相当額を助成し、多子世帯 の子育てに係る経済的負担を軽減 する	・世帯の第3子以降の保育料の軽減を行い、多子世帯の子育てに係る 経済的負担の軽減を実施。 * 補助対象児童：2,768人 * 補助額：311,109千円	
○子育て応援パス ポート事業	・地域の商店や各種企業等の協 力により、子どもがいる家庭に 対し、商店や企業が商品の割引 や施設の設備サービスを行う	・社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 ・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が 商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や 子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う。 * 登録世帯数：約28,000世帯 * 協賛店舗数：約2,275店舗（H24.3末現在）	
○子育て応援市町村 交付金	○市町村が地域の実情に応じて 主体的に取り組む事業に対して 交付金を交付し、市町村の取組 を促進する	・地域・住民または市町村が主体となって行う事業、全県的に取り組 んでもらいたい特定の事業に対して交付。	
	○育児の相互支援事業を行う会 員組織（ファミリー・サポー ト・センター）の運営、設立等に 関し市町村に対し助成及び研修 を行う	・市町村が、子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受 けたい人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネ ーター・アドバイス等を行う市町村に対し、国の次世代育成支援対策交付 金や安心こども基金の対象とならない事業費について、子育て応援市 町村交付金を交付。 ・センター所属のアドバイザー及び市町村担当者対象の意見交換会を 実施	
	○ひとり親家庭助成（小中学校 の入学の支度金）	・ひとり親家庭の子が小中学校に入学する際に支度金（1万円）を支 給するひとり親家庭助成を行う市町村に対し、子育て応援市町村交付 金を交付。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○子育て支援活動・預かり保育推進事業	○幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ○地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	・「預かり保育」「休業日預かり保育」の促進及び保護者負担軽減のため、人件費を助成。 ・園庭の開放・子育て相談・子育て後援会・未就園児教室等の促進のため、実施に要する人件費、教材費等の経費を助成。（1園あたり160万円を上限）	子育て応援課
○私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	○世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・私立幼稚園全28園が実施。 ・園が軽減した保育料の1/3を補助。	
○私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	○世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・私立幼稚園全28園が実施。 ・園が軽減した保育料を補助。（保育料の1/4を上限）	
○母子保健指導振興	○多胎児を抱える保護者支援のための交流会等の開催	・育児サークル・医療機関に対し、市町村母子保健事業に関する情報提供を行った。	
○小児医療費の助成	○小学校就学前の小児に係る医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して、対象経費の1/2を補助する。 ・条例を改正し、平成23年4月から助成対象を従来の小学校就学前から、中学校卒業までに拡充。	
○障がい児の通園施設利用料軽減	○障がい児通園施設を利用している多子世帯に対し、保育所利用の際の保育料軽減事業と同様に障がい児通園施設の利用料を軽減する市町村に助成	・2人以上の子どもが同時に保育所に通う場合、第2子以降の保育料を軽減する国の制度があるが、障がい児通園施設と保育園に同時に2人以上の子どもが通う場合には同様の制度がない。この不均衡を是正するため、また子育て支援のため、市町村が保育所利用の場合と同様に、障がい児通園施設利用世帯に対し利用料を軽減する場合、県は市町村に対して補助を行う。（軽減率の例：第2子 1/2、第3子 無料） * 対象者：33人、金額：971千円（予算ベース）	子ども発達支援課

③ひとり親家庭の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	○県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・母子・父子の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成23年度の第一次募集応募状況（H24.3月末）】 * 募集戸数144戸／応募者248名（1.72倍） （うち、母子・父子世帯：入居決定者26名）	住宅政策課
○ひとり親家庭総合支援事業	○母子家庭自立支援員の設置 ○母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援） ○ひとり親家庭福祉推進員の設置 ○母子家庭等就業・自立支援 ○母子家庭等自立支援給付金の支給	・母子自立支援員を県東中西部の福祉事務所に配置（3名）、ひとり親家庭の相談対応や就労支援等を行う。 ・ひとり親家庭の研修、交流事業等を実施する鳥取県連合母子会に対して補助を実施。パソコンや携帯電話にひとり親家庭への支援に係る情報をメールマガジンとして提供。また、一時的な病気等の際に、家庭生活支援員を派遣。（母子会に委託） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置を母子会へ補助実施。 ・就労に有利な技能習得のため、パソコン講習の開催を母子会へ委託実施。 ・母子家庭等のスキルアップ、技能習得のための自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業）を支給。	青少年・家庭課
○母子寡婦福祉資金貸付事業	○配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進する	・母子及び寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に資金の貸付を行う。	
○児童扶養手当支給事業	○母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。	
○ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業	○求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・母子自立支援プログラム策定員を県東中西部に3名配置し、就労による自立支援を行う。 ・求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として職場体験研修を実施。	
○母子生活支援施設強化事業	○母子の社会自立の支援を充実するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化する	・精神疾患等を伴うDV被害者や被虐待児などの母子生活支援施設への入所が増加していることを踏まえ、母子生活支援施設の処遇の強化を通して、母子の社会自立を支援するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置する場合に必要な経費を助成する。	
○ひとり親家庭への医療費助成	○一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し、医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。（事務費を含む。）	
○職業訓練受講促進事業	○一定要件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	【23年度実績】 ・62名 40,243千円	雇用人材総室
○職場適応訓練事業	○母子家庭の母等の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	【23年度実績】 ・なし	

④労働者が様々な働き方(時間、方法など)を選べるようにする

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画推進企業認定事業(再掲)	○男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の認定	(再掲)	男女共同参画推進課
○ワーク・ライフ・バランスの推進(再掲)	○ワーク・ライフ・バランス出前講座の実施	(再掲)	
○男女共同参画センター事業(再掲)	○図書、ビデオ等の貸し出し	(再掲)	男女共同参画センター
○中小企業労働相談所設置事業	○中小企業労働相談所(労働・雇用相談員)の機能強化 ○キャリア・コンサルタント有資格者の配置、養成 ○出産・育児後の女性労働者の就業継続・復職支援等、複雑・多様化する労働相談(キャリア相談・メンタルヘルス相談等)に適切に対処 ○労働セミナー(主に非正規社員を対象)の開催(労働関係法令や制度等の解説、労働相談事例の紹介等)	・中小企業労働相談所設置事業として20年度より(財)鳥取県労働者福祉協議会へ委託。 * キャリア形成相談件数: 239件 * 労働セミナー実施実績: 20回実施、参加者558名 * 内職相談件数: 1,423件 * 労務管理アドバイザー事業所訪問数: 444箇所 * 講師派遣件数: 40件(1,442人参加)	雇用人材総室
	○労務管理アドバイザー(社会保険労務士)による事業所の労務管理改善の促進		
○職場環境改善支援セミナーの開催	○企業を対象に実践ポイントやメリット、優良事例等を紹介する	・県内事業所の事業主、人事労務関係の管理者等を対象に「働きやすい職場づくり支援セミナー」を開催し、最近改正された労働関係法令や県内企業による職場環境改善の取組事例等を紹介。 * 県内3地区で開催(500人参加)	
○労務管理改善助言事業	○労務管理アドバイザー(社会保険労務士)による事業所の労務管理改善の促進 ○社内研修等への講師派遣	・中小企業労働相談所設置事業とともに財団法人鳥取県労働者福祉協議会へ委託	雇用人材総室
○職場環境改善支援員の派遣	○労働組合に「職場環境改善支援員」1名を派遣し、職場環境の改善に向けた助言、情報提供や社内研修等開催への働きかけ及び労働関係法令の紹介等を行う	・日本労働組合総連合会鳥取県連合会へ委託。 * 労働組合等への職場環境改善支援員の派遣678件 ・H23年度末にて支援事業終了。	

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

①男女共同参画の視点に立って考え方を考える

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○男女共同参画センターによる普及啓発(再掲)	○各種講座、セミナー等による意識啓発 ○関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	(再掲)	男女共同参画センター
○男女共同参画センター相談事業(再掲)	○電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	(再掲)	
○男女共同参画に係る啓発(再掲)	○研修会等による女性自身の参画意識の高揚 ○集落組織等への女性参画に向けた啓発 ○女性組織の育成と自主運営への支援	・管内和牛農家の女性組織を育成するためのきっかけづくりとして、新技術習得、和牛飼育意欲の向上等を狙いとした講習会・講演会・視察研修等を平成21年度～23年度の3ヶ年行った。 【事業名】日野郡和牛の輪構築事業(H21～H23) * H23.12.12: 鳥根県女性組織の取組研修会(参加29名) * H24.2.29: 県外視察(鳥根県大田市/参加14名) * H24.3.15: 母牛管理講演会(参加34名)	日野総合事務所農林局
○次世代の漁業者育成事業	○漁村女性の全国研修会等への参加を支援(参加費の助成)	・平成23年度は、鳥取県漁協女性部の全国研修会への参加希望がなかったため参加費の助成は行われていない。	水産課

②物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○農業改良普及指導活動	○女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ○役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上	・県内の女性農業者組織に対し、農業生産・経営改善等の能力向上支援を行った。 ・国段階の女性農業者研修会、男女共同参画推進に関する表彰事業等の情報提供と応募の働きかけを行った。	農林総合研究所
○鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	○商工会連合会、各商工会議所が行う講習会、研修会開催費の助成	・各団体(商工会連合会、各商工会議所)への交付金において、各団体女性部が行う活動(研修会の開催、全国大会等への参加)の経費の一部を助成した。 【22年度実績】 * 研修会の開催、全国大会等について、2,113千円交付金助成 * 全国大会 16名、中国大会 27名 * 中国四国ブロック・指導者研修 82名、主張発表大会等 104名	経済通商総室

③女性の働きや立場を正しく評価する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○農業改良普及指導活動（再掲）	○研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ ○女性農業委員の能力向上のための研修会開催支援	・県内各市町村、農業委員会との連携のもと、農家経営改善の一環として家族経営協定の締結促進支援をした。	農林総合研究所
○林業普及指導事業（林業女性活動推進）	○鳥取県林業研究グループの活動支援	・女性会員が主体となった研修活動に対して経費を助成した（補助率1/3）	

④起業家を目指す女性を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○農業改良普及指導活動（再掲） ○チャレンジプラン支援事業	○農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<農林水産部> ・農村女性が主体となった起業活動（農産加工、直売、農村食堂等）に対して、発展段階に応じた技術面、経営面での活動支援を行った。 ・起業活動に関する研修会の企画・開催支援、表彰事業等の情報提供を行った。 ・とっとり発！6次産業化総合支援事業：6次産業化（農商工連携）に取り組む農業者等に対し、推進活動経費や施設、機械整備経費を助成（補助率1/3）	農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進課
○とっとりオリジナル加工品づくり支援事業		<食のみやこ推進課> ・地元原材料を用いたオリジナル加工品の開発と販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し研修費や試食・販売PR費等の経費を助成（補助率1/2）	
○加工品ステップアップ支援事業		<食のみやこ推進課> ・既に販売している地元原材料を用いた加工品を、県内外の量販店等へ販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し、研修費や備品等の経費を助成（補助率1/2）	
○鳥取県中小企業連携組織支援交付金	○企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成 ○商店街振興組合女性会が取り組む農商工連携事業に要する経費を助成	・平成21年度に設立した女性を中心とした企業組合に対し、運営状況を診断し、共同事業活性化のための支援を実施：1件 ・平成17年に設立した女性を中心とした企業組合に対し、販路開拓のための展示会開催等について支援：1件	経済通商総室
○新規参入資金	○創業等を行うおとする者に対する金融支援	・新規参入資金の活用について積極的PRIに努めた。 【H23年度融資実績】 新規参入資金：157件 1,885百万円	
○経営革新支援補助金	○中小企業がを行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	・経営革新計画の実行・目標達成に向けて当補助金が効果的に活用されるよう、商工団体との連携して制度PRやフォローアップ支援に取り組んだ。 * 補助金交付決定：27件（うち女性代表者6件）	産業振興総室
○ものづくり事業化応援補助金	○県内中小企業が事業化に向けて自ら行う研究開発を支援	・事業化に向けた企業の研究開発に当補助金が効果的に活用されるよう、財団法人鳥取県産業振興機構及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等の産業支援機関と連携して、制度のPRや研究開発に対する助言等を行った。 * 交付決定：21件（うち女性代表者3件）	

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○交通バリアフリーの促進	○交通バリアフリー基本構想に基づく鉄道駅等公共交通施設のバリアフリー化の促進 ○鳥取市交通バリアフリー基本構想の策定（H14） ○鳥取駅のエスカレーター設置（H12） ○倉吉市交通バリアフリー基本構想の策定（H17）	・鳥取市、倉吉市の基本構想は策定済み。 ・米子市の基本構想はH21.2に策定。 ・鳥取駅エスカレーターは設置済み。H23エレベーター設置済み。さらに、H24エレベーター増設予定。	交通政策課
○建築物のバリアフリー化	○高齢者や身体障がい者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進する	・福祉のまちづくり条例の改正（H20.10.1施行）により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。 ・適合建築物に対する助成を行った。	住宅政策課
○介護予防の推進	○市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を行うとともに、市町村等に適切な助言・支援を行う	・介護予防市町村支援委員会の口腔機能専門部会を開催し、県内の事業実施方法等について検討した。（平成24年3月8日 委員12名） ・口腔機能の必要性を啓発するため、新聞広告を掲載した。（平成24年3月29日 日本海新聞）	長寿社会課
○地域ケアネットワークづくり	○高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障がいがあっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備する	・20年度から3年間、各圏域における地域リハビリテーションの推進拠点となる圏域地域リハビリテーション支援センターを指定し、今後の地域リハビリテーションを「連携」や「顔の見える関係」を関係者に拡げ、多職種協働で進めることとした。	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○高齢者虐待の防止	○介護保険施設等や医療機関での身体拘束や家庭における高齢者虐待が顕在化していることから、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備する	・県内の弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる権利擁護団体と連携し、地域包括支援センターの虐待相談・対応事業をサポートする体制を整備した。 ・また、司法書士を講師に迎え高齢者虐待防止研修会を開催し、虐待に関する専門知識を学ぶことで人材育成に努めた。 * 研修会：平成23年8月31日 倉吉体育文化会館 参加者：約120名 対象者：介護事業所職員、市町村職員等	長寿社会課
○認知症対策事業	○高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制をつくる	・かかりつけ医の認知症対応力向上研修を医師会に委託して実施するとともに、認知症の人と家族の会の当事者同士の支え合いを行う相談事業に補助を行った。	
○介護サービス等人材育成事業	○介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る	・介護認定にかかわる、介護認定調査員、主治医等に対して要介護認定の適正な運用を図るため研修を実施した。 ・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職に対し、職種別・専門・技術別の研修を行った。	
○元気な高齢者の地域活動支援	○高齢者が元気で住み慣れた地域において暮らしていける社会づくりを推進するため、活動の場が見つけれられるよう支援を行うとともに、元気シニアの活動を広く紹介する	・高齢者の地域における活動の励みとなるよう、特徴的な取組を行っている個人団体に対する認定制度を創設し、第一回目の認定式を行った。（平成24年3月26日 認定証授与者：1個人、10団体）	
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	○県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・高齢者を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成23年度の第一次募集応募状況（H24.3月末）】 * 募集戸数144戸／応募者248名（1.72倍） （うち高齢者世帯：入居決定者40名）	住宅政策課

②障がい者の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	○県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・障がい者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成23年度の第一次募集応募状況（H24.3月末）】 * 募集戸数144戸／応募者248名（1.72倍） （うち障がい者・同居親族障がい者世帯：入居決定者18名）	住宅政策課
○障がい者の就業支援	○障がい者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給） ○障がい者の雇用・就業の促進を図るため、障がい者を対象とした職業訓練を実施（訓練生には訓練手当を支給） ○知的障がい者対象（施設内訓練）：期間1年 ○身体障がい者等対象（委託訓練）：期間1ヶ月～3ヶ月（最長6ヶ月）	・23年度実績なし ・ハローワーク主導で訓練の紹介が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りづらい。 ・施設内訓練（1年）：6名入校 ・委託訓練（1～3ヶ月）：28名入校	雇用人材総室

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○暴力防止に関する啓発	○関係機関連絡会による連携 ○女性に対する暴力防止の普及啓発	・普及啓発、街頭キャンペーンの実施。 ・配偶者等に対する暴力防止関係機関などと連携を緊密にし、同機関と合同に平成23年11月に、鳥取・倉吉・米子市内のJR駅前やショッピングセンターにおいて街頭広報を実施した。	青少年・家庭課 男女共同参画センター 警察本部生活安全企画課
○鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	○地域・学校等でDVの予防啓発活動等を行えるDV予防啓発支援員を養成する。 ○DV予防啓発支援員の活動を支援するとともにDV予防啓発支援員のスキルアップを図るために研修を実施する。	・ファシリテーター養成講座を実施し、地域や学校でDV（デートDV）の予防啓発活動を実施できる人材を育成した。（H23年度は受講者50人うち36人が支援員登録）平成23年度末現在78人がDV予防啓発支援員として登録 ・デートDV学習会等にDV予防啓発支援員を講師として派遣 ・DV予防啓発支援員連絡会の開催（県及び各圏域）とスキルアップ研修の実施。	福祉相談センター
○未来の親となるための学習推進（再掲）	○親としての意識啓発のための生徒参考資料をホームページに掲載し、各学校で活用することによりデートDVについての知識を付与 ○心のふれあいプロジェクトの普及	・保育実習や乳幼児とのふれあい会等、乳幼児の成長や命の尊さ、人の愛情を実感する機会を設けた。 ・コミュニケーションや礼儀に関しての小講義の開催。 ・乳幼児及びその親と、児童・生徒とのふれあいタイムを設け、児童・生徒は、乳幼児の親からさまざまな話を聴いたり、乳幼児にふれたり、だっこしたりしながらコミュニケーションを図る。 子育てに関する副読本を配布するとともに、高等学校課ホームページにPDFファイルも掲載し、各学校での活用を呼びかけている。	高等学校課 家庭・地域教育課 人権教育課
○人材育成講座の開催（再掲）	○DV防止のための講座、セミナー等による意識啓発	女性の相談にかかわる相談員等のための基礎講座の実施 ・各東中西3カ所で開催	男女共同参画センター

②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○DVに関する計画の策定と推進	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」改訂委員会を設置して事業の進捗状況、当面の課題等についての検討を行い、22年12月に計画改訂を行った。	青少年・家庭課
○性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	○性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）について」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。 ・警察県民課発行の部外広報誌「県民のまもり」に「性犯罪110番」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。	警察本部捜査第一課
○性犯罪抑止対策の推進	○性犯罪の前兆事案発生時の先制・予防的活動の推進	・子どもや女性に対する声かけ・つきまとい等の性犯罪等の前兆事案を認知した場合に、行為者を特定して警告あるいは検挙を行い、性犯罪等の重大事案への発展を阻止する先制・予防的活動を行っている。 ・あんしんトリプルメールを活用した不審者に関する情報発信により、被害の未然防止等を図った。	警察本部生活安全企画課

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	○被害者支援カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	・県東・中・西部各地区に「被害者支援カウンセラー」として委嘱している精神科医・臨床心理士（6人）を、カウンセリングを要望する被害者及びその家族に紹介した。	警察本部警察県民課
	○ストーカー・DV被害者等からの相談対応	・相談者等に対しては、法律に規定する支援・警告等について説明した上、相談者の意思を尊重した対応を行うとともに、早期の警告や事件化を推進した。	警察本部生活安全企画課
	○性犯罪被害者からの相談受理	・捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官等による相談受理体制を整備している。 ・23年度は、女性警察官21名（各署1名以上）を性犯罪指定捜査員として指定し、女性警察官等による相談受理体制を整備した。	警察本部捜査第一課
	○総合相談窓口の設置・運営等	〔犯罪被害者等相談・支援事業〕 ・相談職員スキルアップ研修会を開催したほか、犯罪被害に関する総合相談窓口の設置、犯罪被害者支援ハンドブックの作成を行った。 (再掲)	くらしの安心推進課
○人権相談窓口の設置（再掲）	○電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う ○関係機関の連携強化等により、人権尊重の社会づくり相談ネットワークに取組み、様々な人権相談に総合的に対応する	(再掲)	人権・同和対策課
○婦人相談所事業	○婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置する（夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助）	・婦人相談所に婦人相談員を1名配置して、DV被害者をはじめとした相談に対応している。	福祉相談センター
○外国人DV被害者支援員養成事業	○外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳を行うことができる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止を図っていく	・英語、タガログ語、中国語の支援員を登録し、相談に対応している。	青少年・家庭課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○DVに悩む男性支援事業	○DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する	・毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施。	青少年・家庭課
○男女共同参画センター相談事業（再掲）	○電話、面接による一般相談、臨床心理士、弁護士等による専門相談	（再掲）	男女共同参画センター

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	○犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催	・23年度総会において、活動報告、活動計画を審議し、会員相互の連携の強化を図った。	警察本部警察県民課
	○民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援	・被害者支援センター主催のボランティア採用講座への講師派遣等の支援を行った。	
	○体制の整備（主管組織・庁内連携体制） ○支援施策の整理・普及・啓発	〔犯罪被害者等相談・支援事業〕 ・犯罪被害者等が様々なニーズ（問題）を抱えている状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を促進するため、フォーラムを開催した。 ・街頭広報による普及・啓発活動を行った。 ・とっとり被害者支援センターが行う、被害者等が一時的に滞在する宿泊施設を確保し提供するための経費を補助。	
○性犯罪被害者に対する経済的支援	○初診料等の公費負担 ○診断書料の公費負担 ○人工中絶費用の公費負担	・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。23年度は14件の申請を受理。（申請に対しては全件公費負担） ・22年度から、医療機関の診察を受け支払済みのものに対しても公費負担できるよう改め、更に、平成23年8月2日から、公費支出額の上限を撤廃して全額負担することとし、被害者の経済的負担の軽減を図っている。	警察本部捜査第一課
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	○県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、同居親族障がい者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	・DV被害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 【平成23年度の第一次募集応募状況（H24.3月末）】 * 募集戸数144戸／応募者248名（1.72倍） （うちDV被害者：入居決定者0名）	住宅政策課
○婦人一時保護所費	○婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営を実施する	・婦人相談所一時保護所において一時保護を実施。	福祉相談センター
○ステップハウス運営事業	○DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できないため、被害者に住居を提供するとともに、心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る	・単身のDV被害女性など、他の法律で支援を受けられない女性に対して、住居を提供するとともに心理的ケアを行うステップハウスの運営を委託。	青少年・家庭課
○DV被害者支援事業	○心のケア事業 ○関係機関研修会 ○関係機関連携強化事業 ○DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る	・DV被害者の心のケアのため婦人相談所に心理療法担当職員を配置。 ・県及び圏域で関係機関研修会、関係機関連携会議等の開催。 ・母子生活支援施設、民間シェルター等へ補助を実施。 DV被害者等保護・支援事業（自立支援、医療費補助等）	
○ひとり親家庭・DV被害者就業支援事業（再掲）	○求職中のひとり親家庭及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	（再掲）	
○人材育成講座の開催（再掲）	○各種相談員向け講座による意識啓発	・女性の相談にかかわる相談員等のための基礎講座の実施 各東中西3カ所で開催	男女共同参画センター

2 女性の健康を支援していこう

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○学校における性教育・エイズ教育の充実	○手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ○性教育・エイズ教育研修会 ○性教育指導実践研修会	・管理職、学校保健担当者、医療関係者、保健師等を対象に県性教育・エイズ教育研修会を7月8日に倉吉市で開催。 ・性教育指導実践研修会を中学校（10月14日）、県立学校（1月27日）において開催。 ・児童生徒や教職員等を対象とした講演会等に専門家を派遣。	スポーツ健康教育課
○心や性等の健康問題対策事業	○学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ○専門医等による相談活動や直接面談の実施	・県立学校82回、中学校56回、産婦人科医・助産師等の専門家を派遣。 ・保健室登校等の支援として、3校へ精神科医、臨床心理士等を派遣。	
○未来のパパママ育み事業	○高校生等に将来、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうことを目的とした出前教室を実施	（再掲）	子育て応援課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○思春期からの妊娠・出産等支援事業	○施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	<p><子育て応援課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の健康問題ワーキング、性感染症キャンペーンの実施、ピアカウンセラーの養成。 ・今後は、圏域ごとに関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで施策を推進する。 <p><健康政策課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・性感染症キャンペーンの実施。 ・性教育・エイズ教育研修会の開催（県教委スポーツ健康教育課と共催） 	子育て応援課 健康政策課
○女性の健康づくり支援事業	○健康に関する情報提供、相談体制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育事業 保健所で思春期から更年期の女性に対する健康教育を実施。 ・女性健康支援センター運営事業 保健所に設置し、女性の健康問題を受付。 	子育て応援課

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○妊娠中毒症等療養支援費	○妊娠中毒症等に罹患している者に対する支援費の給付	・低所得で妊娠中毒症に罹っている妊産婦に対し、早期に必要な医療が受けられるよう医療費の援助を実施。	子育て応援課
○妊婦健康診査費の助成	○妊婦健康診査に要する経費の助成	・市町村が実施する妊婦健康診査公費負担14回分のうち、6回目以降の9回分に係る経費を助成する。	
○女性の健康づくり支援事業（再掲）	○健康に関する情報提供、相談の実施	（再掲）	
○母子保健指導振興（再掲）	○多胎児を抱える保護者支援のための交流会等の開催	（再掲）	
○不妊治療等支援事業	○不妊治療に要する経費の一部助成 ○不妊専門相談センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に加え、新たに人工授精についての助成制度を平成23年7月から開始した。 ・不妊専門相談センターと共催で夜間に「不妊に関する勉強会・相談会」を開催し、知識の普及とともに相談体制の充実を図った。 ・不妊治療に関する啓発冊子を作成した。 	
○女性のがん検診の受診促進	○乳がん検診体制の整備及び受診啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県西部地区では、乳がん患者団体が中心となった実行委員会が主催する「米子ピンクリボンフェスタ」イベントを連携して実施し、乳がん検診車によるマンモグラフィ体験検診等を実施（H20.5～）するとともに、西部福祉保健局が啓発活動に協力した。 ・県東部地区についても新たに、放射線技師会が中心となった実行委員会が主催する「鳥取ピンクリボンフェスタ」イベントが開催され、東部福祉保健局が同実行委員会と連携して啓発活動を行った。 ・また、東部福祉保健局が乳がん検診及び自己触診の啓発リーフレットを作成し、市町村と連携して事業所や住民への啓発を実施した。 ・県主催のがんフォーラム等のイベントなどで女性のがん検診に係る啓発パネルを展示したり、市町村等が実施するイベントに啓発パネルを貸し出して支援した。 ・乳がん検診受診率向上のため特定年齢に無料クーポン券を郵送する市町村事業（がん検診推進事業）の取組を支援するとともに、就労者が受診しやすい体制整備のための休日がん検診に係る経費を支援した。 ・就労者が職場内で女性のがん検診を受けやすいよう企業トップへのがんセミナーを開催したほか、従業員がん検診受診に配慮していただける企業をパートナー企業として認定するなど、職域へのアプローチを開始した。 	健康政策課
○体育実技等補助職員措置（対象：公立学校教職員）	○妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び盲・聾学校の小学部においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校及び盲・聾学校の中学部においては妊娠中の女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・養護学校の特に重複障がい学級を担当する妊娠中の女子教諭1人について、身体的負担のかかる学校活動全般について常勤的な非常勤講師を配置する。 <p>* 県立特別支援学校：13人、小中学校：6人</p>	小中学校課 特別支援教育課

③性感染症、エイズなどの対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○エイズ予防対策事業	○正しい知識の普及啓発、予防教育	<p>[正しい知識の普及啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントに併せて普及啓発 HIV検査普及週間（6月1～7日）、性感染症キャンペーン（7月～9月）、世界エイズデー（12月1日）等、イベントに併せ、パンフレット・啓発物の配布や、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用し普及啓発を実施している。 ・エイズ・性感染症検査・相談体制の充実…保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援をしている。 <p>[予防教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、思春期等若いときから正しい知識の普及に努める。 ・各福祉保健局で、市町村・教育委員会・学校等と連携をとり、学校祭への協力、授業に講師として出かける等取り組んでいる。 ・出前講座…地域・職場からの要請により、福祉保健局で対応している。 	健康政策課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況	担当課
○思春期健康問題プロジェクト（再掲）	○施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	（再掲）	子育て応援課 健康政策課
○学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	○手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ○性教育・エイズ教育研修会 ○性教育指導実践研修会	（再掲）	スポーツ健康教育課
○心や性等の健康問題対策事業（再掲）	○学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ○産婦人科医等による相談活動や直接面談の実施	（再掲）	

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
県の審議会等における女性委員割合	人事企画課 男女共同参画推進課	43% H18.4	40.6% H23.4	40%を下回らない H23

2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を考えてみよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	57% H16	54.1% H21	100% H21
性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合		46% H16	44.8% H21	80% H21
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	168人 H18.4	95人 H24.3	200人 H23

3 様々な分野で男女共同参画社会を進めよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
女性消防団員数	消防防災課	95人 H20.4	129人 H24.1	250人 H23
男女共同参画推進行動計画策定市町村	男女共同参画推進課	12市町村 H18.8	19市町村 H24.3	19市町村 H23
男女共同参画推進条例制定市町村		8市町村 H20.4	16市町村 H24.4	13市町村 H23
男女共同参画交流室設置数		12市町村 H17.4	7市町村 H23.4	19市町村 H23

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
女性の自治会役員割合	男女共同参画推進課	2.4% H19.4	3.5% H23.4	5.0% H23

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	24社 H18.9	455社 H24.3	350社 H20
職場のセクシュアルハラスメント防止対策実施率	男女共同参画推進課 雇用人材総室	64% H17	70.1% H18.8	100% H23

2 仕事と家庭を両方大切にしよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
ファミリー・サポート・センター等設置市町村数	子育て応援課	8市町 H17	17市町村 H24.3	19市町村 H23
介護休業制度普及率	男女共同参画推進課 雇用人材総室	78% H17	85.2% H18.8	100% H23
女性育児休業取得率(従業員10~29人)		54% H17	40.5% H18.8	70% H23
男性育児休業取得率		0% H17	0.2% H18.8	10% H23

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事企画課	2.40% H17	5.11% H23	10%以上 H21
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数		10.2日 H17	10.2日 H23	12日 H21
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12.7% H19	9.2% H23	10% H24
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	1.10% H17	対象者の9% H23	10%以上 H21
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数	教育総務課	10.2日 H17	11.4日 H23	15日以上 H21
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		20.2% H19	11.9% H23	15% H24
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	0% H19	13.6% H23	10% H24
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		7.8日 H19	9.1日 H23	12日 H24
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12% H19	10.6% H23	10% H24
男性警察職員の育児休業取得率	警察本部警務課	0% H19	0% H23	10%以上 H23
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		5.5日 H19	5.8日 H23	8日以上 H23
鳥取県家庭教育推進協力企業	家庭・地域教育課	52社 H19.2	533社 H24.3	230社 H21
保育所に対する支援事業 ・延長保育 ・一時保育	子育て応援課	2000人 194人 39カ所	・一時預かり(保育所型)年間延利用児童数 12,588人・62カ所 ・延長保育 112カ所	2106人 410人 59カ所
放課後児童クラブ(クラブ数)		113 クラブ H18.6	130 クラブ H24.3	118 クラブ H21

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
農協における女性正組合員割合	農政課	17.1% H18.6	18.2% H24.1末	30% H23
農協の支店における女性運営委員割合		10.0% H18.3	10.2% H24.1末	20% H23
農協における女性総代割合		6.8% H18.3	7.8% H24.1末	8.0% H23
農協における女性役員数		10人 H18.3	10人 H24.1末	10人 H23

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
指導農業士に占める女性の割合	農林総合研究所	34% H18.3	28% H24.3末	40% H23
家族経営協定締結農家数		125組 H18.3	228組 H24.3末	170組 H23
女性起業グループ数		65組織 H18.3	70組織 H24.3末	80組織 H23
生産部役員(役員)		6.0% H18.3	6.8% H24.1末	10% H23
生産部役員(生産指導員)	農林総合研究所	4.6% H18.3	4.5% H24.1末	10% H23
農業委員に占める女性の割合 (選任委員中女性の割合)	経営支援課	23% H18.3	29% H24.3末	40% H23
女性認定農業者数		16人 H18.3	61人 H23.3末	60人 H23
女性漁業士数	水産課	0人	0人 H24.3	1人 H23

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
バス車両のバリアフリー化 (低床バス)	交通政策課	29% H18.10	57.9% H24.3	45% H23

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

2 女性の健康を支援していこう

項目	所管課	計画策定時	直近	目標値
乳がん検診受診率	健康政策課	24.0% H16	30.1% H22	40% H23
子宮がん検診受診率		20.6% H16	30.6% H22	40% H23

2 評価・今後の課題

【テーマA】「男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう」

重点目標1:自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

[現状・評価]

- ・県の審議会等の女性委員割合は、平成15年以降40%を上回り、行政分野における政策方針決定過程への女性の参画は着実に進んできている。
- ・市町村議会議員の女性割合や自治体管理職の女性割合は徐々に上昇してきているものの、県議会議員の割合は平成19年に上昇後横ばい状態であったが、平成23年には2.1ポイント下げしており、その割合はまだ低い状況にある。

[課題]

- ・議会への女性の参画、女性の管理職登用の推進
- ・行政や政治の分野への女性の参画拡大に向けた学習機会の提供
- ・政策方針決定過程への参画や管理職就任に係る女性自身の意識・意欲の向上
- ・防災・復興に係る方針決定の場における女性の参画の推進
- ・企業等の男女共同参画の取組の促進

重点目標2:男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

[現状・評価]

- ・男女の地位についての平等感は、「学校教育」以外は男性優遇の意識が強く、「社会通念・慣習やしきたり」については特に高い。経年的に見ると、平等感は徐々に高まりつつある。
- ・性別によって男女の役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については、賛成、反対の割合はほぼ同じ。

[課題]

- ・固定的性別役割分担意識の解消に向けた、効果的な啓発
- ・多様な選択を可能にする生涯学習、能力開発
- ・男性を対象とした男女共同参画の啓発、学習機会の提供

重点目標3:様々な分野で男女共同参画を進めよう

[現状・評価]

- ・医療関係者における男女の格差は徐々に解消されつつあるものの、職種によって格差がある。
- ・平成23年度中に1市1町で条例制定され、条例は16市町村、計画は全市町村で策定となり取組が進められている。

[課題]

- ・防災・復興に係る方針決定の場における女性の参画の推進
- ・性別にとらわれない進路選択、キャリア教育の充実
- ・医師や研究者など女性の割合が低い分野においては、モデル事例となるような情報の提供や両立支援制度の充実

重点目標4:自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

[現状・評価]

- ・自治会役員の女性割合は近年増加傾向にあるが3.5%であり割合は低い。また、老人クラブ役員の女性割合も増加しているものの19.0%とまだ低い状況。
- ・小中学校PTA役員の女性割合は、副会長は半数近くを占めるのに比べ、会長は7.0%と低い。その反面、子ども会役員割合は女性の方が会長、副会長とも高く75.1%となっている。

[課題]

- ・これまでの慣例にとらわれない、組織運営体制の構築
- ・地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画
- ・防災、まちづくり、地域生活など、男女共同参画の視点を踏まえた地域づくり
- ・青少年の育成や地域活動、ボランティア活動への男性の参画

重点目標5:国際社会の一員として行動しよう

[現状・評価]

- ・本県における外国人のいる世帯は平成17年に比べ減少しているが、外国人のみの単独世帯の割合が高い。
- ・ボランティア派遣状況は、女性が男性を上回る参加状況となっている。

[課題]

- ・国際的な基準や規範、動向について理解を深めるための教育・啓発の推進
- ・外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

【テーマB】「職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう」

重点目標1:男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

[現状・評価]

- ・「職場」における男女平等感は、徐々に改善されてきているものの、依然男性優位との回答が半数を超えている。
- ・雇用形態では、男性に比べ女性の正規職員の割合が低い。また、男女(短時間労働者を除く)の賃金は平成22年と比較し、男性は増加、女性は減少しており格差が拡大している。

[課題]

- ・女性の能力発揮促進のための支援（キャリアアップセミナーの開催、身近な女性のロールモデルの発掘と情報提供）
- ・経営者の固定的性別役割分担意識の解消
- ・M字カーブの解消に向けた取組の推進（長時間労働の抑制、働きながら子育てができる体制）
- ・企業等の男女共同参画の取組を促進するため、関連情報の提供や認定制度の普及などの実施

重点目標2:仕事と家庭を両方大切にしよう

[現状・評価]

- ・男女有業者の週平均家事関連時間は、男性が36分、女性3時間9分と大きな開きがある。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、理想と現実の間にはギャップがあり、現実には仕事優先となっている。
- ・ワーク・ライフ・バランスに対する認知度は、「男女共同参画トップセミナー」の開催等により、企業経営者の理解は進んでいるものの、雇用者規模が小さい企業ほど認知度は低く、企業経営上のメリットが十分理解されていない傾向がある。
- ・放課後児童クラブや延長保育の実施に加え、年度途中の乳児受入体制の充実など、子育て支援の取り組みは充実してきている。

[課題]

- ・ワーク・ライフ・バランスについての企業経営者の意識改革、企業への取組支援
- ・ワーク・ライフ・バランス実践に向けた取組の推進
- ・男性の意識改革と、家事・育児・介護などへの参画促進

重点目標3:農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

[現状・評価]

- ・ 家族経営協定締結農家数や女性認定農業者数は年々増加し、農林水産業分野での男女共同参画は徐々に進んできている。
- ・ 女性農業委員や農協の女性正組合員の割合は、まだ低い水準にとどまっている。

[課題]

- ・ 女性の農業技術、経営のノウハウ等の知識向上にかかる支援、家族経営協定の締結促進
- ・ 物事を決める場面への女性の参画の推進、固定的役割分担意識に基づく慣行、習慣の見直し

重点目標4:男女共同参画の視点に立って高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会にしよう

[現状・評価]

- ・ 一般民間企業における障がい者雇用率は1.78%で、法定雇用率1.8%を下回っている。
- ・ 障がい児・者数は全体数は減少傾向であるが、知的・精神障がいは年々増加している。

[課題]

- ・ 男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる条件の整備（雇用、社会参加、介護体制など）、自立支援

【テーマC】「女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう」

重点目標:1女性に対するあらゆる暴力をなくそう

[現状・評価]

- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）を主な要因とする一時保護件数は、ほぼ横ばいで推移しているものの、DV相談は女性相談総件数の4割弱と多くの割合を占めている。
- ・ 地域や学校でDVの予防啓発活動や相談対応できる人材育成に取り組み、平成23年度末現在78人をDV予防啓発支援員として登録し、講師として派遣するなど予防啓発の充実を図っている。

[課題]

- ・ 配偶者等への暴力の予防と防止対策、被害者保護
- ・ 性犯罪や子どもに対する性暴力の根絶に向けた取組の推進

重点目標2:女性の健康を支援していこう

[現状・評価]

- ・ 人工妊娠中絶件数は減少傾向となっているが、全国と比べると実施率は高い。
- ・ HIV抗体検査数は、近年は減少傾向である。
- ・ 女性の子宮がん検診受診率及び乳がん検診受診率とも徐々に高くなっているものの、まだ低い水準にとどまっている。

[課題]

- ・ 生涯を通じた男女の健康の保持、増進
- ・ 学校教育を通じた適切な性教育の実施
- ・ 健康を脅かす問題についての対策の推進（HIV、飲酒、喫煙、薬物）

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書

～平成 23 年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成 25 年 1 月

発行／鳥取県企画部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町 1 - 2 2 0

電 話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 0 7 7

ファクシミリ 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 0 7

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール danjyo@pref.tottori.jp